

第34回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成22年3月3日(水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	1番	石 堂 基		
		午前11時11分から入場		
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		午後2時59分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	大 久 保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
			消 防 長	加 藤 隆 久
	会 計 課 長	上 谷 正 俊	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	災害復興対策室長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	木 村 佳 都 男
	福 祉 課 長	内 山 導 男	健 康 課 長	新 庄 孝
	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	廣 瀬 秋 好
	地籍調査課長	茅 原 武	建 設 課 長	野 村 正 明
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福 本 美 昭	クリーンセンター所長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務課長	福 井 泉	教育委員会教育推進課長	岡 本 正
	上 月 支 所 長	達 見 一 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三日月支所長	田 村 章 憲		
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 2 9 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。早朝よりご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

石堂議員から、葬式のため遅刻するという届けが出ております。それから、天文台公園の黒田園長から、公園による出張のため欠席届が出ております。認めておりますので、報告をいたします。

なお、本日 2 名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議に入ります。

日程に入る前に、ちょっと、議員の皆さんにお願いしておきます。これから、一般質問に入るわけですが、議員として言葉遣い、それから不適切発言については、十分気をつけていただき、本会議に臨んでいただきますように、議長として、特にお願いをしておきます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は、一般質問であります。14 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づいて、順次議長より指名をいたします。

まず、9 番、敏森正勝君。

〔 9 番 敏森正勝君 登壇 〕

9 番（敏森正勝君） おはようございます。9 番議席の敏森でございます。

町の復興を目指して、田畑、河川改修及び砂防ダムについて伺います。

昨年 8 月 9 日の水害により、田畑が一瞬にして荒地になり、2 度と、この様な災害に遭わぬよう復旧だけに止まらず、この際、考え方を変更し、新たな復興計画を立て、改修すべきではないかと思えます。

特に、今回の水害は、範囲は狭く集中して、幕山川、寺谷川、庵川など、流域によっては、工法も変えなければなりません、なるべく蛇行しないよう工夫した河川改修を行うべきではないでしょうか。

また、林務砂防が必要な箇所がたくさんあります。川を防いだり、田畑に土砂が流れ込み、或いは、土砂が家に突っかけ人命を脅かすという、非常に荒々しい気象状態でありました。これら水害によって孤立化する集落も将来にわたって考えられます。

例として、長林キャンプ場前の長林橋が流れたが、城戸橋からの迂回路によって解消されており、今回の水害により改めて、迂回路の必要な集落があります。

千種川で言いますと名目津和、善吉、漆野の段、乙原、平松などの玄関橋があげられます。迂回路的な橋の増設を県と協議の上、一刻も早くお願いしたいと思えます。

河川と田畑の改良。あるいは砂防ダム新設。迂回路となる橋の増設など、よろしくお願

いをいたしたいと思います。この場での質問といたします。

議長（山田弘治君） それでは、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） おはようございます。

今日からの一般質問、14名の議員の皆さん方から、通告をお受けいたしております。

今年度、最後の一般質問でもありますし、また、この21年度は、佐用町にとりまして、また大きな傷を受けた、まさしく最悪の年となってしまいました。多くの尊い人命を失ってしまい、亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、また、行方不明の方が、1日も早く見つかることをお祈りし、また、被災された方々の生活が、1日も早く再建できることを願って、できる限りのお答えをさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問の中の、なるべく蛇行しないよう工夫した河川改修を行うべきではないのか。とのことでございますが、県河川復興室によりますと、治水上支障となるような蛇行については、緊急河道対策により解消していただけるというふうに聞いております。しかし、河川は、ある程度蛇行することで、瀬や淵を形成し、そこに生物の生息・生育・繁殖環境が生まれます。河川を必要以上に直線化しますと、河川本来が持っている多様性が失われ、生態系や景観が損なわれてしまうことにもなりかねません。このことから防災面を第一に考えながら、千種川全体の良好な環境を守っていくために、いろいろな条件を考慮された上に、河川改修が策定されるものというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、砂防施設の必要性についてのご質問でございますが、今回の災害では、ご指摘のとおり山林や渓流からの土石流が原因で多くの被害が生じました。被害発生直後から、県との協議を進め、緊急土砂災害防止対策としての砂防施設の重要性の認識で一致し、既に、具体的に推進をいただいております。

その内容は、継続事業としての通常砂防6箇所、佐用地域では、上石井。上月では、大垣内・大酒。南光地域では、下徳久・下三河。三日月では、田此は、概ね予定どおりの事業進捗となっており、新規に被害を受けて、既に、事業着手され、平成22年度中完成の災害緊急砂防事業が2箇所、佐用の地域の下石井2箇所。平成22年度事業着手で、その後概ね3年で完成を目指す激甚災害特別砂防事業が9箇所、下石井・奥海・福沢2箇所・宗行2箇所・佐用坂・平福・大坪というふうに、現在のところとなっております。

次に、迂回路的な橋の増設をとのご質問でございますが、お尋ねの箇所につきましては、今回の河川改修事業区域には、該当をしておりますので、基本的には、橋の新たな、建設というものは、できないというふうに考えています。

また、万一の場合に備えての対応ということでございますが、当然、橋の新たな新設ということになりますと、財政をはじめ現下の状況からは非常に厳しいものがございます。また、橋の数を増やすということは、それだけ流下能力も阻害する要因とも考えられますので、今後、橋の増設等につきましては、地域の状況等、また、防災面等、いろいろな面で、観点から、慎重に検討していかなければならない課題というふうに考えております。

また、橋梁の維持・保全につきましては、今後策定をする、橋梁長寿命化策定計画に基づきまして、安全・安心の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 聞き漏れの点があり、再度お聞きすることがあろうかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

大変なまあ、水害に遭ったわけでございますが、先ほども、話がありましたように、生物、生態系といったようなことも考えることまでは、自分では思っておりませんでしたけれども、なるほどなというように思っております。

まあ、二度と同じような災害に遭わぬように、小河川の位置変更をできたらどうかというふうに思っておりますが、まあ、そういったことは、どないでしょうかね。まあ、とりあえず、位置変更と言いましても、蛇行した川が非常にあるということがありますので、そういった点、直線的な、まあ、できたら、川にしてもらえば、できるだけ流れが、それに悪くならないという状況がございますので、そこらへんの点は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、私も、河川の専門家ではありませんので、技術的な点についてはですね、正確なことは、お答えできるかどうか、分からないんですけども、いろいろと、まあ、河川関係、専門の方に聞いて、聞いたことも踏まえて、お話をさせていただきますと、やはり河川をですね、直線にしていくということは、その部分は、非常に早く流れて、安全になるんですけども、海まで、真っ直ぐ直線にというわけには、中々いきません。非常にまあ、直線にすることによって、流速が早くなってですね、今度は、どこかで、やはり弱い所ができて、危ない所ができると。そういうことで、河川が、ある程度、蛇行したり、こう、することによって、こう、河川の勾配もですね、緩やかになってですね、そこでまあ、水の流れというものが和らぐと。そういう面での防災面でもですね、直線化だけが防災面でいいということではないということで、いうふうに聞いております。

それから、小河川と、それから支流、本流につなぐ部分、合流する部分ですね、そういう所が、非常にまあ、直線的になったり、直角になってですね、流れがしにくいと。そういう部分については、できる限り、まあその、流れやすく、合流しやすいようにね、改良していくと。

で、まあ、今回、大規模改修される部分につきましてはですね、そういう点も、いろいろと考慮された上でですね、やっていただけるものというふうに思っております。

また、河川が非常にまあ、浅いという部分もありまして、非常に大きな激甚災害を受けた地域においては、農地なり、近隣の土地をですね、逆に、地上げするというような、ぐるりの農地をですね、そういうことも、その一体的に、その地域が、ほ場整備がされてなかったりですね、いう部分については、ほ場整備事業というようなものも兼ねあわせてですね、一体的に、施工することによって、そういう対策にもなるのではないかなというふうに思っております。

河川と言っても、たくさん、それぞれ支流、また谷川のようなところがありまして、そこを全てですね、こう、対策していくというのは、大変なことになるんですけども、で

きる限り、今回の災害の中で、対応できるところは、安全なように対応していきたいということで、それぞれ担当課においてもですね、考えておりますので、よろしくお願いします。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） ところでなんですが、幕山川の話をさせていただきたいと思います。非常にまあ、ここにおきましては、蛇行しております。大垣内地域につきましては、ほ場整備もできておりますけども、大胆な意見かもしれませんが、ほ場の一部を河川に変えて、川をほ場整備田に変更できれば、田の面積もあまり変わりがなく、形も良くなるのではないかなというふうにも思っております。

幅員が河床で、約 5.5 メートルから 6 メートルぐらいじゃないかなと思っております。護岸を含めても 7 メートル 50 から 8 メーターでありまして、小規模河川であるがゆえに言えることであります。まあ、できるだけ、まあ、直ぐい川にすることによって、災害から守れることができるんじゃないかなというふうには、自分では思っておりました。

先ほどの話の中でありましたけれども、まあ、できるだけ、二度と、こういう災害に遭わないように、少しでも遭わないようにしてあげたらどうかなというふうに思っておりますが、まあ、そのことにつきましても、集落の同意が必要ではないかなというふうにも思われますし、考えられないことではないと思います。

まあ、集中豪雨の度に心配をしなければならない状態では、地域が、発展をしないというふうにも思います。また、農業の後継者不足を解消する上で、必要かどうかというふうに思いますし、そのへんの点を、よく考えていただきたいなというふうに思います。

まあ、そういうことにつきましては、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ今、具体的に幕山川ということなんですけれども、まだ県から最終的なですね、計画案というものが示されておりませんけれども、これから説明を、地域に入ってされるということです。今、基本的な計画を見させていただいている限りはですね、一応、現在の川の河川、川をですね、拡幅したり、堤防を上げていくというような計画がされております。

特に、幕山川におきましては、現在の河川幅がですね、非常にまあ、狭い所がある。実際には、その流下、計算上、能力的には、幅を倍以上ぐらいにしなきゃいけないような所もあるということです。で、先ほど、蛇行を直線にということなんですけれども、直線にすれば、今度、それだけ早くこう、流れて、次の、最終的に、またどこかで曲がる所がですね、非常に危険な形にもなるということで、まあその、ああいう谷間を走っている川というのは、ある程度、蛇行することによって、こう、流速が遅くなると。傾斜、勾配がゆるくなるということというふうに聞いておりまして、まあその、そのへんの計画についてはですね、当然、いろいろと県が調査をして、流速計算をして、雨量の計算、河川断面というものを、しっかりと計算をしてですね、まあ、安全な形にしていくということになりますので、この点については、地域の中の皆さんにもですね、当然、これから説明をさ

れた上でですね、もし、そういうことで、非常に、特別に、急な曲がりがあったりしてですね、危ないような所について、地域の皆さんが、用地を提供いただいたり、そういう中で、解消できる部分については、また県の方にも、また、そのへんは考慮していただけたらと思っておりますけれどもね、まあ一応、計画案が、もう既に、ある程度固まって、地域においての説明会等の中でね、これからは協議を続けられるというふう、続けていただけて、早急に早く、また決めていきたいということだと思います。

まあ、そういう、今、ご指摘の点も踏まえて、また、町としても、その計画を見させていただきたいというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9番、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、地元に迷惑を掛けるようなことは、到底できませんので、町として、努力すべきではないかなというふうにも思います。

また、この地域だけでなく、大水が出れば、いつも心配しなければいけない箇所があります。今回の水害は、田畑だけでなく、多くの財産をなくした、歴史に残る災害でありまして、ひと事では済まされないものであります。

さて、寺谷川は、高野山別格本山瑠璃寺参道に沿う川で、三方コンクリートの護岸にするわけにはいきません。2月15日の協議会で話がありましたが、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業計画の中で、寺谷川景観形成事業ということで、護岸改修工事が予定されておりますが、まさに、寺谷であり、練積み護岸か、または、それに合う護岸工事をお願いをしたいなというふうに思います。環境上、難しい点があります。

また、瑠璃寺の前の橋が落ちています。河川改修と同時に復旧されるのか。どういう方法で、どのように、改修を、いつ頃までに行うのか、伺いたいと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 寺谷川につきましては、今、ご質問のように、相当まあ、被害は大きいものがございまして、町長も、常に、この箇所については、心配をされております。

それで、基本的には、私とこの、公共災害で、拾っている補助災ですね、いわゆる。これについては、3箇所だったと思います。相当な額を拾っておりますけれども、それ以外に、どうしてもやらなければならないことがございまして、今、議員がおっしゃったように、緊急経済対策で4,000万の予算をいただきまして、2箇所ですね、これ1箇所は、一番下流の昆虫館の裏。それと瑠璃寺の上流ですね、右岸側です。これを、やろうとしております。

今、お尋ねの内容についてはですね、まだ、今後ですね、詳細に、地元のご意見も聞いて、今、おっしゃったように景観形成に努めなきゃいけませんので、特殊な考えも、手法も取り入れられない場合もございますので、地元のご意向を聞いて、鋭意進めていきたいというふうに思います。

時期については、出水期は、やはり避けなければいけませんので、秋以降になるんじゃないかなと思います。

ただ、先ほど言いました、補助災については、もう既に、1月に発注してございまして、

具体的に動いておるものと思っております。

それから、橋につきましてはですね、これも、去年の 11 月だったと思うんですけども、町長の方から提案されまして、災害に絡んで、向こう 3 年間、21、22、23 につきましては、私道整備を 50 パー補助を 85 にするという提案の中で、あれは、私橋でございますので、これについても、地元の納得をいただいて、地元で、関係者で架け替えをしていただいて、こちらの方で、85 パーの補助をさせていただくということで、ご理解をいただいております。

その前に、そこが、護岸が痛んでおりますので、ただ今、言いましたように、うちが打った部分が終わってから、架けられるという予定になってございます。

以上でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） 9 番、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） この河川につきましては、町の管理河川でありまして、千種川との合流点から、上流にかけて、河床が非常にまあ、高くなっております。主要地方道、若桜下三河線に交わる所までと、蛇行河川のため、昆虫館から上流にかけ、河床を下げるべきではないかなというふうに思っておりますが、そういった点には、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、寺谷川、ずっとお寺から、まだ上、猿の、猿園まで、まだ奥もずっとですけども、全部非常に荒れてます。で、特に、あそこの車が入る所まで、お寺までですね、河床が浅くて、あの辺の道路が、完全に、今、護岸が流されて、今回、先ほど、課長言いましたように、補助災で直していくんですけども、土砂が非常にたくさん流出して、道路まで全部河川が埋まってしまったと。これ、山が崩れてですね、相当、途中途中の、谷、谷からですね、大きな崩壊があります。これは、治山事業でですね、対策をしていただくということで、県の方で、今、やっつけていただいているんですけども、これも中々、岩盤が浅くてですね、非常に急です。中々、その対策をどうしていくのような、工法そのものもですね、非常に難しい状況なんですけれども、そういうふうに、土砂が非常に流出している、で、木を伐採されて、後、その大きな根が残って、そういう物が、そのままね、流れているというようなもんもありますし、山が非常に荒れてますので、そういう中で、下流の方に、たくさんの土砂と、木の、材木が流れて、大きな被害をもたらしたということで、何とか、途中で止める方法はないかということも、検討もいろいろと話をさせていただくんですけども、本当は、寺谷川全体に砂防ダムというようなものをつくらばいいんですけども、それをつくれれば、もう道を塞いでしまうし、もうお寺がありますから、それもできないということで、まあ、あの、今出て、堆積した土砂についてはですね、全部取り除くと。しかし、ほとんどが、下がもう、岩盤が出てます。だから、あれを掘り下げて河床を深くするということは、非常に難しいというふうに見ています。

それで、途中、今、今回ののは、護岸をしっかりとしたり、川幅ですね、を、広くするというような、そういう景観を考えながらですね、考えていこうと。

まあ、昆虫館のありました、裏の方は、非常に、河川の幅が狭くなってまして、そこが

非常に、土砂や流木が溜まってですね、そこが塞いだというようなことがあって、そのへんは解消していこうと考えておりますけれども、まして、上の治山事業と、土砂が流出しないようにしていくという事業と、先ほど、護岸の方の川幅を、きちっとして、広くしていくということ。それと、途中、途中に浅いですね、低い、道路までの砂防堰堤というようなものをですね、これも考えていく必要があるのかなという、完全に止められなければですね。その辺は、まだ、県の方には、協議はしてますけども、そこまでは、今のところは、決定はされておられません。

まあ、谷全体が、いろんな意味で、一箇所ですらどう対処できるのではなくって、総合的に、ちょっと考えていかないと、非常にまあ、谷も深いですし、状況が、非常に悪いということで、しかも、ああいうお寺があって、文化財があってというですね、課題がありますので、まあ、現在、先ほど、課長が言いました、経済対策で4,000万の予算をしたのは、まあその、本堂がある所と、それから、昆虫館の所、その辺の護岸が、非常にまあ、こう、侵食されておりますのでね、そのへんも、対策をしながら、後、県の方とも協議しながらですね、進めていきたいというふうに思っております。はい。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9番、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、あの、若桜下三河線までの、その道のとこなんですけれども、そこまでが、非常にこう、河床が高くなっているというふうに思うんですけれども、そこら辺の点を、千種川から上流にかけて、そこら辺の所まで、河床を下げるべきではないかというふうに思うんですが、そのへんは、どないでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 本流に合流しておる所から、あそこの県道までの間の、一番下流部ですか。下流部のことですか。一番。まあ、それから上流に含めてもね、仁王門のある所から、昆虫館の方についても、河川で、これまで、ほとんどが、もう下、河床としてはですね、今まで、河川、岩盤が出たり、それで、自然な形で出来上がっておりますのでね、そこだけを下げる、ほな上流、下流についても、合流する、千種川とのですね、高さの問題がありますし、そのへんは、川幅を、必要ならば、当然、変えていくというのが必要なんだろうけども、そこまでは、今、できてません。今回の大規模な河川改修という形には、なっておりませんから、まあ、当面、町が、今なり、災害でできることは、先ほど言いましたような形で、河川を全て、角を変えたり、川幅を、河床を下げたりですね、そこまでの工事までは、今後の課題としてはあるかもしれませんが、今、当面、ここ災害として、この2年、3年でやっていく事業の中ではね、そこまではできないということだと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9番、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） はい、仁王門の所の近所につきましてはね、河床がもう、決めておらないといけないんじゃないかなという、あのままでしかしょうがないと思って、思っと思ってですけども、先ほど言いましたように、若桜下三河線の間の所辺までは、何とか、その方がいいんじゃないかなというふうに思うんです。でないと、また、そこに溜まってきて、上、上、同じように土砂が溜まっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのへんはどないでしょうかね。

〔町長「あそこ、見とうか」と呼ぶ〕

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） 今、議員お尋ねの箇所については、今、町長言いましたように、千種川とね、寺谷川の合流の手前だと思うんです。これについては、18 年災害の時にですね、一度、地元から要請がございまして、土砂除けをさせていただいておるんですけども、何せ、その、千種川の方が広くて、流下も強いという部分の中で、どうしても議員おっしゃっておるようにね、溜まるというのは、よく分かるんです。

それで、仁王門のそこを、今度、補助災でいただいて、今、道路直しているんですけども、まあ、もう一度も点検しましてですね、その下も見させていただきます。ただし、ガンは、やはり千種川の方の部分ですから、今後ですね、町長も言いましたように、課題として、県との協議の中でね、また、地元にも入らせていただいて、適切な対応をしていきたいというふうに思います。今年、来年というわけにはいかんと思いますけれども。課題として持っておきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） 9 番、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） それでは、また、その点は、よろしくお願ひしたいと思います。

話を変えますけれども、橋脚、橋台は、しっかりしておりますけれども、農道橋として使用していた桁の部分が流れまして、使用できない所がありますが、これは、田植えまでに復旧できるのかどうかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） お答えさせていただきます。農道橋といいますのは、上三河の農道橋の件でしょうか。

上三河の農道橋についてはですね、今回の災害でですね、国の補助に採択させていただいております。それで、あの、これから、協議をしてですね、詳細設計も入っていくわけですけども、本年度の植え付け等にですね、間に合うということは、これは不可能だと思います。これは、地元にもお話はさせていただいておるわけですけども、これ 22 年度中にですね、詳細設計をさせていただいて、できるだけ、早く発注してですね、対応はして

いきたいというふうに考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9番、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 上三河の橋の部分については、ほ場整備で、両脇から、農道が来ておる。そうすると、ちょっと上に、橋がついていたんですね。それが、流れたということで、できれば、あれに真っ直ぐにこう、行けるような橋にしてもらえりゃ、それが一番いいんじゃないかなと思うんですけども、そういう考えは、今、今のところどないですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） はい、あの、上三河の月の瀬橋です。ほ場整備をされてですね、古い橋が、そのまま残ってですね、前後の農道と、少し食い違ってます。で、農道もですね、幅員が4メートルありますけれども、あれの橋はですね、3メートル弱だったと思います。それで、今回の災害でですね、前後の状況等も説明をさせていただいて、採択要綱の中にですね、そういう前後の農道について、そういう既存の通行できる農道があれば、幅員を広げてもいいと。採択するということになってますので、その橋については、幅員も広げてですね、供用も、現農道にですね、ずらしてですね、農道を、それに取り付けれるように、そういう形のもので、採択を受けておりますので、そういう形で、橋梁を、農道橋を復旧していきたいというふうに思ってます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9番、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、そういう話を、集落の方へ早めに連絡をしていただきたいと思いますと思うんですけども、もう連絡は、できておりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 採択を受けていることは、もう連絡しております。

ただ、これから詳細設計をしますので、細かいところまで詰めて、また、再度、地元には、報告はですね、させていただきたいと思っておりますけども、概ね、その橋梁をずらして、幅員も広げてというのは、集落の方には、お伝えはしております。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9番、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 昭和 38 年の 7 月の 11 日の水害によりまして、ほとんどの木の橋が流れ、復旧事業で、H 形鋼の橋になりました。これなら、水害に負けない橋として、安心しておりましたけれども、現在は、大型ダンプをはじめ、10 トンを超える自動車が増えまして、9 トン荷重の橋では耐えられない状況ではないかなというふうにも思います。

幅員を広げ、補強することにより、先ほど言いました、集落の玄関橋としての役目が立つと思います。

しかし、水害だけでなく、地震等に耐えられる橋を、もう 1 橋、集落に増設していただきたいなというふうに思います。

また、2 級河川であるために、橋から橋までの距離の限定があるのかなというふうに思うんですけれども、その点は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、集落によってはですね、橋と言っても、並べて、2 つの橋を掛けるわけにいきませんから、その集落の大きさ、また集落の形態によって、他の集落との連絡道路が、つなぐ道路があったりね、それによって、どこからか、その集落へ 2 方向から行けるというような形、こういう形がまあ、最低でも一番必要かなというふうには思うんですけれども、ただ、集落によっては、もう全くね、谷の奥に集落があって、その谷しか入る所がないと。その谷の入り口に、2 つの橋を掛けるというわけにもいきません。そういう中で、橋そのもののね、先ほど、言いました長寿命化とかですね、耐震化、いろんな面で、これからも橋の調査もしていくということで、1 つしかない橋なんかについては、水害のこと、また、地震のことも考えた上で、その橋の調査の中でね、耐震化したり、補強したり、また、拡幅したりというようなことは、これから、その計画的にやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9 番、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、5 カ年計画、あるいは 10 カ年計画の中に組み入れて、住み良いまちづくりにできるように考えていただきたいなというふうに思います。

災害のある町としては、誰も、寄り付きません。まあ、住み良い町として、計画の中に入れていけるかどうか、伺いたいなというふうに思います。

また、次に、田畑の災害について伺いたいと思います。

まあ、農林振興課につきまして、伺いますけれども、広範囲における災害のため、大変なことは承知いたしております。農家にとって、いつ復旧ができるのか、不安を抱えております。先日の協議会において、笹田議員より質問がありましたが、再度お聞きしますが、5 月中旬には、田植えの時期でもあります。もう既に、苗または種籾の注文の時期も過ぎております。田植えまでに、工事ができるのかどうか、農家にとっては、不安であります。

また、井堰より、水路の改修工事と同じでありますし、間に合うのかなというふうに思います。その点は、どないでしょう。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　　今度の災害を受けてですね、議員ご指摘のとおり、田畑にもですね、甚大な被害を受けております。それでもってですね、農家の皆さんが、本年度のですね、植え付けに間に合うかどうかというのは、大変、ご心配をされているところです。そういうことを受けましてですね、去年の12月の15日からですね、18日、間にかけてですね、地域の自治会長、また農会長さんに集まっていただいてですね、当面の復旧の計画を、概要ながらですね、ご説明をさせていただきました。その説明の中におきましてですね、まずは、本年の植え付けにできるだけ間に合うようにしたい。そういう被災をしてない農地もですね、水が入らないことによって、植え付けができないという状況も生まれてきますので、まず、水の手当てをですね、できるだけ早くさせていただきたいということで、まず頭首工とかですね、水路の復旧をですね、早く進めるということで、2月にですね、工事を発注させていただきました。

しかしながら、その中でですね、全て、この植え付けに間に合うということも不可能ですという話もさせていただきました。だから、間に合う所とですね、間に合わない所はできますけれども、それはご理解をいただきたいということで、説明をさせていただいて、理解を求めて、理解を得たと思っています。

ただ、植え付けの問題でですね、本年も、生産調整の関係がございますから、本年の生産調整は、まあ、53パーセントで、地域にお示しをしておるわけですが、その中で、先ほど、ご指摘のありました、苗の注文とかですね、肥料の注文ということがありますので、それは、ＪＡさんともですね、ご協議しながら、苗の注文についてはですね、一番早いのが、コシヒカリからですね、始まって、ヒノヒカリ、それから酒米とかですね、まあ、順次あります。そういう中で、籾だねをつけてから、植えるまで40日かかりますので、まず、その工事の状況を見ながら、一番早いので、3末ぐらいで見極めればですね、コシヒカリは間に合うと。それから、順次、一月半後ぐらいにですね、酒米等が始まってきますので、そういう地域、地域の状況を見ながらですね、植え付け、苗の注文等もですね、ＪＡさんと相談をしていただきたいというふうにお話をさせていただきました。

それで、ＪＡさんの方においてもですね、そういうことが、本年、これだけ被害を受けておりますので、そういう配慮はですね、していきたいというふうに考えているということも、農会長の皆さんにもご報告させていただいております。

それから、肥料をですね、たまたま、たくさん注文すればですね、やっぱり植えれなかったで、肥料が余ったなということになれば、肥料を、またＪＡさんの方が引き取るというお話もさせていただいてますし、逆に、今度、植えれるようになったから、足りないということになればですね、最初にまあ、注文しておけば、単価が少し安いわけですが、後で、追加注文をしてもですね、同じ価格でいうことで、配慮をしていきたいということで、ＪＡさんの方からも報告を受けておりますので、そういう説明をさせていただいて、住民の皆さんに、ご理解を求めたところです。

まあ、全て、間に合うということはいきませんけれども、できるだけ間に合わせたいと思いますけれども、まあ、これからの雨の関係とかですね、いろんな状況の変化によって、植え付けをですね、できない所も出てくるというふうには思っております。

〔敏森君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、9番、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君）　　はい、分かりました。復旧できる見込みがなければですね、できる

だけ早く、農家に伝えて欲しいなというふうに思います。

それから、今回の水害につきましては、山から、土砂が流れ、田畑が荒れたり、また、川を堰き止め、川の位置が変わり、大変な所が、あちこちに見受けられます。

まあ、砂防ダムの新設を、県と協議の上、計画的に行っていただきたいなというふうに思うわけですが、谷の裾に住居がある所が、非常に多いんではないかなというふうに思います。裏山が崩れたとか、あるいは、水が裏から入ってきたという所が、何箇所もあり、砂防ダムが必要であり、人命にかかわる問題であります。

そういった、ところが、何箇所ぐらいあるのかなというふうに思うんですけれども、どういでしょうかね。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 私とて、建設課が関係しているのは、砂防とか、急傾なんかの事業なんですけども、先ほど、町長が、お答えしましたように、砂防関係については、もう、8月9日の発生以後、1週間経たないうちにですね、県の方が、ヘリコプターを飛ばしまして、上から状況見て、必要な箇所を把握しております。それで、お答えしましたように、1年でやるという箇所が2箇所。それから、向こう3年間で22年からやるというのが、9箇所、それはまあ、普通の緊急砂防なんですけれども、1つ、あの、農林管轄の事業とよく似た事業で、がけ地対策ということで、今、議員おっしゃったようにね、いわゆる急傾斜地崩壊対策事業の、まあ言ったら、ミニ版みたいな分なんですけども、いわゆる急傾斜地の崩壊対策の危険区域というのが前提です。

それから、激甚指定を受ける、受けた、受ける見込みのあるというの前提です。その部分で、今まででしたら、5戸以上とか、10戸以上あったんですけど、2戸、2戸でも対象になるよというのが1箇所ございまして、これは、本位田で、今、現実には、測量もやっております。それと、1戸ですね、1戸でも対象になるよというのが、11箇所ぐらいあったんです。これは、佐用も上月もありました。しかしながら、負担がですね、やはり5パーセントということで、ご負担いただかなあかない部分がありまして、これは、同意を取らせていただいてやっているんですけれども、先ほど言いましたように、同じような溪流でも、やっぱり私とて農林の仕分けもしないといけないのでね、実際は、10箇所以上あったんですけども、現実にはやるのは、9箇所です。その、がけ地対策ということでね、やるのは。いろいろ条件あるんですよ。先ほど、言ったようにね。そういう形で、砂防が、11箇所。急傾、がけ地対策が9箇所ということで、今のところ繰越、あるいは、22年度予算でやろうとしております。

そういう中で、砂防なんですけども、今、言ったような数字なんですけれども、県としてもですね、非常に佐用町については、被害が大きかったということで、国の基準に達しない分であっても、県単でやってやろうというようなことを、今、ちょっと、内々に聞いておりまして、県と一緒にですね、現地を歩いて、対象になるようなやつを、今、鋭意調査をさせていただきます。そういうことになりますと、また、若干、増えていくんではないかなというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、9番、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、できるだけ、早めに、ひとつ対処をお願いしたいなというふうに思います。

最後になんですが、高齢化に伴いまして、荒れ果てた農地、あるいは、補助率が良く、元の農地に復旧しても、何年農業ができるか心配で、米も安く採算が合わない。しかも、借金してまでとなってしまう。そうしますと、集落営農もできないし、いっそのまま荒地でも仕方ないと。災害が起きる前でさえ、荒地が、所々目立ってきております。今後の対策として、農業の町の計画があれば伺いたいなというふうに思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、ご指摘のとおりですね、今回の災害でですね、このままでですね、自力で頑張るか、災害によって、負担金を払ってですね、するの、大変だという高齢者の方の声も聞いております。

町といたしましてですね、その、できるだけ農地はですね、守っていただいて、耕作をしていただくということをですね、お願いしているわけですが、どうしても高齢化でですね、できない方もいらっしゃる。そういう方についてはですね、集落でですね、町としてお願いするのは、集落として、集落の財産という考え方でですね、集落で、一緒になって守っていただけないだろうか。それが、ひいてはですね、集落営農につながってですね、そしてまあ、生産性の上がらない、今は、生産性の上がらない状況でありますけれども、少しでも、コストダウンをしながらですね、対応をしていく。そういうことが、これからの農地をですね、守っていくことも重要ではないかということで、今、集落でですね、何とか、役員さんを中心にですね、そういう方達に、手助けできないだろうかというお話もですね、機会あるごとにさせていただいておりますし、また、普及所とかですね、農林水産事務所とも一緒になってですね、今後、そういうことをですね、推進もしていきたいというふうに思います。

まあ、補助災になっているものについてはですね、できるだけ復旧を、諦めないで、復旧をさせていただく。そして、補助災になってないものでもですね、そういう農地についてはですね、できるだけ守っていきなというふうに、まあ、皆さんにですね、お話をしているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） 9 番、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） できるだけ、そういったことについて、早めに、ひとつお願いをしたいなというふうに思います。

以上、これで、終わりたいと思います。

議長（山田弘治君） 敏森正勝君の発言は、終わりました。
続いて、4 番、岡本義次君。

〔4 番 岡本義次君 登壇〕

4 番（岡本義次君） 4 番議席、岡本義次でございます。

梅、一輪一輪ほどの温かさということで、梅のにおいがかぐわしい春が間近に、もう迫ってきたように思います。

それでは、今日は、町長に 2 件の質問をさせていただきます。

仮設住宅入居者の方についてという 1 件でございます。昨年の災害において、未曾有の大水害で 18 名の方が亡くなりました。そして、なお且つ、2 名の方が行方不明で分かりませんが、1 日も早く見つかри、家族の元へお帰り願うことを願っております。家屋、財産、田畑に多くの被災を受けられた方にも、心よりのお見舞いを申しあげます。また、仮設住宅に余儀なく入居されている方も、ご不自由な生活を送られていることと思います。

そこで次のことを町長に伺っていきます。

1 つ、入居者の方に心のケアや健康相談等どんなことをされたのでしょうか。1 つ。

2 つ、今後の身のふりかた等のアンケートは、されたのでしょうか。

3 つ、2 年後の入居者の方が、リフォームや新築等でお家に帰られるという方は、つかんでいらっしゃるでしょうか。

4 つ、どこにも行くところがない方は、何人いらっしゃるのでしょうか。

5 つ、2 年後、その方達には、今の町の住宅に入る時の条件緩和策等の考慮は、されているのでしょうか。

6 つ、それらが、できないのなら、新しく、いわゆる町の住宅を、新たに、まあ、その被災者の方の住宅として、建設は、お考えされているのか。

7 つ、その方達に、有利な新しい制度があるのでしょうか。

8 つ、町営住宅入居者の所得制限や、普通の方よりも低料金の、今後の考えはありますか。

が、1 件でございます。

それから、2 件目でございますけれど、今さっき、敏森さんの分にダブる部分もあるのかと思いますけれど、この度の水害において、多くの田畑が被災を受けました。今、懸命に復興のために、調査や積算、入札がされています。22 年度予算で復旧の田畑が分かるのかもしれないが、被災者には、どこを直して、どこを直さないのか、さっぱり分からないと、いろいろ言われております。

そこで、次のことを、町長に伺っていきます。

1 つ、各集落には、いつ説明に行かれるのか。

2 つ、田畑は 3 年計画で復旧するとのことですが、村において 1 年目は、この範囲。2 年目は、ここ。3 年目、あそこというようなことが、既に、できて説明されているのか。

3 つ目、杭の色により、国が直す部分や、町の分とか、その費用は、どうであるというようなことを被災者の方に、お伝えされておるのか。

4 つ、町単分において、隣りの分と合わせてでも負担を軽くすると、町長は、おっしゃったけれど、それらをやられている分もあるのでしょうか。

5 つ、自治会長や農会長が自集落において、うまく説明がなされていないのか、自治会長や農会長に聞いても、よく分からないと、要領が得られんと言われる方が、多くいらっしゃるが、どうなっているのか。そのへんのことも、お伺いしたいと思います。

6 つ、被害者に、今後の復旧等の説明書、例えば、あなたの田んぼの荒れた所は、これは来年ですよ。再来年ですよとかいうことが、もう既に伝えてあるのかどうか。そのへんをお伺いしていききたいと思います。

この場での質問は、以上でございます。よろしくお願いします。

議長（山田弘治君）

町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、仮設住宅入居者の方についてのご質問でございますが、仮設住宅は、9月6日に上月第1期工事分13戸の入居開始から、11日に上月第2期工事分11戸、15日には久崎18戸の計42戸について順次、入居をしていただきました。

また、仮設住宅だけでなく、雇用促進住宅や佐用高校教職員住宅への入居など、関係機関のご協力を得て、被災された方へ住宅を提供をして参ったところでございます。

入居者の方は、今までの生活環境が大きく変わり、被災住宅の再建などの問題や健康面でも、大変、苦しんでおられるというふうに思います。

町といたしましては、災害後、県や日赤医療チームに、ご協力をいただきながら心のケアや健康相談なども行って参りました。雇用促進住宅に入居された方には、9月3日から、仮設住宅については9月24日から保健師が家庭訪問をし、健康状態などをお聞きしております。特に、精神的な面でのハイリスク者を見つけるための質問票を利用し、健康状態の把握に努めて参りました。

心のケアが必要と思われる方には、心のケア相談室の紹介や家庭訪問による対応を行って参りました。

入居者の健康相談は、11月28日から毎月1回、それぞれの集会所において行われております。ふれあい喫茶の開催に合わせ、保健師、管理栄養士による健康相談を実施しております。その他、ボランティアの方によるセラピードックによる癒しの提供や、ラベンダーの香りを提供して、心身を癒すアロマハンドケアの実施なども行っていただきました。

次に、入居者へのアンケートについては、11月10日に上月仮設住宅、11月11日に久崎仮設住宅の方との話し合いを行った時に行いまして、35世帯から回答がございました。重複回答もありますが、上月仮設住宅では20世帯から回答を得て、新築・補修などを予定されている方は17人で、2年以内に帰られる予定の方が16人。16世帯ですね。町営住宅入居希望の方が4世帯、その他、まだ具体的に何も決まっていないという方が、1世帯おられます。

久崎仮設住宅では、15世帯から回答を得て、新築・補修などを予定されている方が14世帯、2年以内に帰られる予定の方が13世帯で、町営住宅に入居を希望の方はおられません。まだ何も決まっていない方が1名おられます。

上月・久崎の仮設住宅の調査からみると、町営住宅への入居希望者は11月の時点では、少ない状況でございます。しかし、6カ月以上が経過して、仮設住宅に入居されている方も、少し落ち着かれた中ですね、再度、意向調査を行う必要があるというふうに考えております。

一番良いのは、元のコミュニティに帰って生活をしていただくことでございますが、経済的な大きな損失もあって、2年間の入居期限内に、新たに住宅を再建することが難しい方も、当然、おられると思いますので、意向調査の結果や創造的復興を目指す中で、今後の対応を検討していきたいというふうに思っております。

また、仮設住宅入居者が、町営住宅に入居される場合の、優先的入居や家賃の減免などの対応につきましては、現条例の規定による対応を基本に考えておりますが、今後、雇用促進住宅などに入居されている被災者の方への対応も含めて、総合的に考えていきたいというふうに思っております。

次に、被災の田畑についてのご質問でございますが、各集落への説明につきましては、12月議会でも答弁をさせていただきましたが、12月15日から18日にかけて、各自治会長・農会長の皆さんに、概略の復旧計画と22年度の水稲作付け、単独小災害等に対する取り扱いを説明をさせていただき、その後、集落や日程調整をして、現地立会いを行い、県と町の事業区分や復旧にむけての確認作業を行っているところでございます。

復旧については、3年間で実施することとなっておりますが、個々の復旧時期につきましては、河川改修計画との整合や被災箇所と現地等の状況、予算配分、施工業者の状況等、諸事情も考慮し、順次、工種による計画を立てて、概ね22年度中に全箇所を工事発注する計画で進めております。

農地等の復旧については、補助災、単独災に関わらず受益者負担を伴いますので、できる限り、だけ、集約できる箇所につきましては、一括発注で対応して、また、単独小災害の地元施工につきましても、集落において集約できるものについては、まとめていただきたいというふうに、集約できるものにつきましては、まとめていただいております。

今回の災害復旧につきましては、自治会長及び農会長の皆様には、大変なお世話をかけ、また、出来るだけ説明もしておりますが、個人においては、判りにくい点多々あるかと思っております。復旧箇所においては個別の状況も違うことから、文書での個々の説明はできかねますが、疑問なことがありましたら、担当課にご連絡なりご質問をいただければ、できるだけ丁寧に対応するように指示しておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、ありがとうございます。

私も、久崎と佐用の方には、ちょっと、アンケート、自分なりに、仮設に入っていられる方にとってですね、お伺いしてみました。

そしたら、やはりですね、新築されるという方は、まあ、若者いうんですか、一緒に、若い人と一緒に住んでね、後、そこにもう、まあ、安心感がある方は、新しく、お家を建てられたり、またリフォームで、相当お金が掛かってね、お帰りになるという方がいらっしゃるんですけど、若い人が居ない場合は、ちょっと経済的にも、また、財政的にも苦しいと、そういう方がいらっしゃるわけでございます。久崎の方はですね、こないだも行ってみしたら、半分の方が、もうお帰りになったりしてね、残っていられる方が、まあ、少ないと。その中でですね、やはり、どう言うんですか、上月の方でも、その、自分の所へ帰って、また、直すと言うんは、また、今後、浸かれへんだろうかというような心配もあったりして、その場所を移されたり、また、子どもさんの住んでいらっしゃる所へ、帰った。帰るいうんか、そこへ行ったとかいう人も、中にはありました。

ですから、そういうふうなことを考えた時に、今、町長の答弁の中でですね、そういう条例等あって、その中で、今後も考えていきたいと。ほな、今、雇用促進住宅に入っていられる方がね、昨日、町長、説明の中で、ある程度、そういう新婚さんとか、また、一般单身者にも利用できるような格好で持って行きたいと。しかし、そこに入っていられる方でも、今後ですね、今の、住宅料金よりも、何ほか、やはり、これだけの大災害があったためにね、余儀なく入って、そういう生活されておるという中で、料金を、今のところ、まだ、何ぼぐらいまでだったら、今、例えばですよ、5,000円だったら、半額ぐ

らいにでもしてあげたいとかいうようなお考えはお持ちなんでしょうか。そこらへんは、どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、何度もお話させていただいておりますけども、まだ、被災して、半年余りです。まだ、これから2年間のね、そういう入居期間というのがございます。皆さん方の生活の実態というものをですね、十分、これから調査をさせていただいたり、見させていただいてね、できるだけ、当然、支援はしていかなければならないと思っておりますし、まあ、まずは、できるだけ早く、元のコミュニティに帰っていただけるように支援していこうと。また、その地域が安全な地域になるようにね、今後の、防災工事の方を、河川大規模改修を含めてね、早く、きちっと皆さんに示して、安心していただくということ、そういうことが大事だと思っております。

その中で、次に、どういうふうに、また、次の生活に繋げていただくか、そういう状況の中で、判断をさせていただきたいということを考えておりますのでね、はい、今、どうしますというようなことは、それ、気持ちの、そういう考えはしているということで、ご理解をいただきたいということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、今後、まだね、2年、そこで住んでいただくという中でですね、2年後にはね、そこを出なければならぬか、まあ、行く所がなければですね、また、その住宅に残らせていただいてね、生活するという中で、そういう方の、特別、普通の方と違ってね、例えば、その、所得制限とか、そういうようなことは、どんなですか。その所得制限に、普通であれば、まあ、住宅へ入れないという方でも、この度の被災で、お家がなくなったりして、今まあ、その仮設に入っておると。その方が、町営住宅に入りたいと言われた時には、そういう所得制限の分については、どんなもんですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、今、仮設やらね、雇用促進に入っている方だけではなくて、実際に、不自由ながら、自分の家で、直して、厳しい、非常に大きな損失を受けながらね、自分の家で、生活の再建を頑張っている方も、たくさんいらっしゃいます。ですから、まあ、その家庭、家庭のですね、やはり経済状況、生活状況というものもね、やっぱり、よく調査、検討させていただいてね、まああの、やはり、経済的に、その再建が可能な方については、できるだけ、自分の家を再建していただくということ。ただ、年齢的にね、経済的には、ある程度余裕があっても、もう家をつくること自体が、年齢的に、また家庭の状況の中でね、もう無理だという方については、また、それは、その住宅をどうするかということもありますし、また、経済的にも非常にね、困窮されて

いるという状況であれば、それは、また、その住宅の面だけじゃなくって、他の面からも考えた支援策を考えていかなければならないわけでありますしね。やはり、これだけ多くの方が、いろんな形で、被災をされ、されておりますのでね、それは、町民全体の、やっぱり、ことを考えて、できるだけの町としての対策を考えていかなければいけないということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君） あの今、町長がおっしゃったようにね、それぞれ、まあ、普通、自分は、家を建てたにしても、自分のお金でなり、またローンを組んで、そういう中でですね、固定資産税も払って、まあ、やっていくわけで、天災とは言えね、やはり、これは、ある程度、自分が、自主防衛的なことも考えて、対処せんとあかんと思います。

ですから、やはり、あの、私も、普通皆さんには、自分も、ある程度、保険という、いわゆる県民共済ですね、そのフェニックスなんかででも、この度、そういう被災があった後ですね、どれぐらいの加入が増えたんでしょうか。あったんでしょうか。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 今、通告の中で、フェニックスの件、お聞きしておりませんでしたので、資料、ちょっと、用意しておらないんですが、その中で、佐用町での現在のですね、加入率でお答えしたいと思います。

現在、1月31日付けの資料でもってお答えさせていただきますけれども、1,434件。戸ですね、が、加入されておりまして、加入率で見ますと、24.3パーセントというふうになっております。以上です。

〔岡本義君「はいはい、分かりました」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君） こういうふうね、フェニックス共済って、5,000円の掛け捨ての中で、最大600万というふうなね、入っておりますので、これは、機会あるごとにね、やはり自治会長さんと、会長会とか、そういう何か、機会あるごとに、皆さんに呼びかけていただいてね、ある程度は、自分が、そういう有利なん、備えていただくということが、また、こういう地震が来た時とかね、そういう水害に対しても、佐用チャンネルで、入っておって良かったというような放映も見かけました。

ですから、やはり、何もかもお上に頼ってしまうというんじゃなくって、ある程度は、自分も普段から備えておくということが大事だと思いますんで、まあ、この加入率が、率がですね、今、24.3パーセントということで、前に聞いた時には、15パーセントぐらいで、県下でも、いいというふうには聞きましたんですけど、まあ、若干は増えておりますけ

れど、これが、やはりですね、50 パーセント、60 パーセント、町で、町内の方がね、入っていただけるような格好の中ですね、やはり、役場の方は、各集落において、何か、集まる機会があったら、皆さん、各職員も含めてですね、こういう入っていただけるようなことが、大事じゃないかと思っております。

ですから、今、町長の説明の中で、2年後、今後、そういう条例や、その他の事も考えてね、対処していくという答弁でございましたけれど、やはり、そういう被災者の方は、その所得制限なり、また、安いね、所へでも、今の雇用促進の五反田から、料金的にも安い所の、こういう所もありますよいう中ですね、やはり少しでも、まあ、料金を安くしていただけるようにですね、まあ、お願いしたいと、このように思っております。

それから、次のですね、被災の田畑のことでございますけれど、今、自治会長とか農会長集めて説明もされたというふうには聞いておりますけれど、各集落の、個々の方までにはね、中々、末端までに、その、どうであるということが、はっきり分からないという人が、多々ありましてですね、ですから、私は、農林振興課の方に、ほ場整備した、その集落の、その荒れた所のね、こう、どう言うんですか、ずっと、図面に、ここがどうだった、こうだった言うんは、もう、記載は、農林振興課長に聞きますけれど、全部、それは、してあるわけでしょ。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 補助災についてはですね、補助災を受けたものについては、図面の中で把握しております。

議員が、言われるようにですね、個々の方に、一人ひとりにですね、説明して回るというのは、今の状況では、ちょっと難しいというふうに思います。自治会長さん、農会長さんを通じてですね、いろいろ説明をさせていただいておりますし、今、地域でですね、職員が、日程を調整をさせていただいて、12月の後半からですね、1月、2月、ずっと今も現在も集落の方へ出ております。その中で、説明をさせていただく。

それと、個々についてはですね、また、そういう補助災を、工事を発注した時にですね、事前に受益者負担も伴う話ですから、まあ、土地の承諾書等もいただいておりますので、そういう時に、工事にかかるときにですね、現地で立会いをする機会もございますので、そういう中でですね、そういう機会を捉えながら、説明をしていきたいなというふうに思っております。

前段で、今の段階で、何年頃、ここが直るといえるのはですね、それぞれ状況も違いますし、なのでですね、今の段階で、ここは確実に、いつ頃直るといえる、ちょっとお約束はできないような状況でありますので、そういうことは、今の段階では、できないというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 例えば、今、河川の絡みもあってね、その3年と言うておったんが、若干、調整しながらだったら、延びていくと、遅れるというふうには、町長の説明ありましたけれど、その集落の中でね、その例えば、個々には、それは、当然、行ってまで説明は、中々、人員の関係、時間の関係、できないと思いますけれど、その用紙上でですね、例えば、事務の、その、こういう中身でですね、黒杭の場合は、国が責任持ってやってく

れますよって青杭だったら、町とかいうて、そういう赤、青、そういう、中身はこうで、それは費用的にこうなんですよというような説明も含めてね、それから、あなたの何番地の田んぼについては、これは3年後になるようになってますとか、これは、今年やりますよとか、そういうところは、まだ、通知を出され、まあ、今の話の聞くところによれば、そこまでされてないということでございますが、今後、そういうことまでは、ちょっと、されますか。そこらへんは、どうです、親切にさせていただきたいと思いますが。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず最初ですね、色の杭についてはですね、査定中から、査定以後からですね、それぞれの問合せもあり、自治会長さん、農会長さん集まっていた時でもですね、赤の杭は、どういうこと。黒の杭は、どういうこと。青の杭は、どういうことというのですね、ご説明はさせていただいております。

今、先ほど言いましたようにですね、集落へ出て、そういうご質問等があればですね、そこで、職員がですね、お答えもさせていただいております。

もう1件、そのいつ頃直るといのはですね、先ほども言いましたように、これから順次、2月から発注していきようわけですけれども、これから、農地もですね、順次発注をしていくわけですけれども、水が入ればですね、計画していたら、そのこの工事に、発注してもですね、仕事に行けないという諸事情もありますし、地形的な問題もあります。それから、そういう業者もですね、仕事を変えれば、いつ頃、できるかという問題もあります。そういう、いろんな事情を考えればですね、個別に、親切にですね、説明は、できるだけはさせていただきますけども、文書でもって、こういうお約束を、いつ頃直りますとか、中々ですね、お約束ができて、お約束が、中々できないような状況でありますので、そういう機会あるごとにですね、説明はしていきたいというふうには思っておりますけども、そのへん、まあ今の状況を考えてですね、ご理解を賜りたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、現地行かれた時にね、たまたま、その方が、その説明会におみえになってですね、それを聞いておけば、まあ、いいわけなんですけれども、その時に、都合があってみえてなかったと。防災無線でも、中におって、自分が、時間帯、放送される時に、聞いておれば、聞ける場合があるけれど、家に居ない場合は、その防災無線で連絡されてもね、外におったり、家へ帰ってない場合は、それを聞き漏らしたりして、分からない時がありますね。ですから、それと同じように、私は、その大雑把に、例えば、私、円光寺でございますけれど、円光寺の中で、ここの部分は、1年目にやりますよ。あそこは、2年目ですと。もう1つ向こうは、3年目ですというような、そういう線だけでも、そういうやつは、まだ、各集落においては、つくられてないんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課課長。

農林振興課長（小林裕和君）　　そういう物はですね、概ね、22年度中にですね、全箇所を発注したいと思っておりますけれども、河川改修計画とかですね、そういうもので、遅れる場合もございます。そういう中でですね、概ねこうですよという話をですね、しますとですね、やはり被災者はですね、やはり早く直して欲しいというのは、希望は、これ当たり前の話ですから、それが、そういうことになれば、いつ直していただけるというようにですね、こう誤解をされてですね、まだ直ってない、まだ直らないじゃないかとかですね、いろいろまあ、過去の災害においてもですね、いろんなトラブルが起きておりますので、できるだけ、住民とのトラブルはですね、なくす方がですね、事業推進する上で、住民の皆さんにもですね、いいことでありますので、そういうことを考えればですね、そういう、今の状況をですね、今の状況を伝えてですね、その機会ができた時にですね、ご説明をさせていただくということにさせていただきたいというふうに思います。

ただ、今の段階でですね、ご質問等があればですね、遠慮なしに、農林振興課の方にですね、お問合せいただければ、職員がですね、分かる限り、できる限り説明をさせていただきますので、そういう形でですね、ご理解を賜りたいと思います。

〔岡本義君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君）　　まあ、農林振興課へ行けばね、そうやって詳しく、個々にも説明するという言い方でございますけれども、その個々については、その忙しかったりして、行けないという場合もありますんで、まあ、そういう声をね、各皆さんが、何が何やら、ちょっと、もうひとつ分からんと。自治会長とか農会長は、そういう説明会も聞いたり、また、そういうことで、役場との連絡を密にされてですね、分かっておるんかも分かりませんが、その末端までは、その中々、浸透してないように思われると思います。ですから、そういう声が、あちこち行った時にね、聞こえてくるんじゃないかと思えますんで、まあ、農林振興課も、まあいや、遅くまで残ってね、積算や入札の努力をしていただいておりますことは、重々認めます。まあ、建設課においてもそうですけれど、やはり、そういう中でですね、やはり、農会長、自治会長通じてでも、いわゆる決め付けてしまうんじゃないんですけれど、あなたの、今、被災受けたところは、これは3年後ですよ。まあ、そやけど、これは、その確定、決定じゃなくって、ある程度、動きますよというオーソライズかも分かりませんが、そういう面についてね、しておけば、ああ、今年は、ほなら、田植えは間に合わないんやなと。苗発注せんでええんやなと。そういうことにもつながると思いますんでね、まあ、そういう、忙しいかも分からんけれど、図面が、その農林振興課にある以上ですね、それで、各個人でも、その書類1枚でも、農会長通じてね、渡してあげておけば、まあ、末端まで、そういうことが分かって、安心じゃないかなと思ったりしておりますんで、まあ、今後、まだ、忙しくてですね、中々、そこまでは、手が回らんとおっしゃるんかも分かりませんが、まあ、そういう配慮も必要じゃないかと思っております。

それから、円光寺なんかも、例えば、ゆで言うんですか、ああいうなんが流れてしまっております。そういうなんについては、今、農会長、農林振興課長や町長の説明の中でですね、田植えまでには、何とか間に合わせたいようにするとかって、いろいろ言われております。まあ、私とこだけじゃなくって、やはり、相当、奥海から大酒までであればね、被災受けた所の数が、もう相当多いございますけれど、そこらへんについてもね、ある程度、水だけは、今、間に合わすということでございましたけれど、そこらへんについても、

しっかりした、集落に、ここ、ここは間に合うけれど、ここ、ここは間に合わない。そういう説明をね、やはり、しっかり説明していただきたいと、このように思っておりますが、農会長、そこらへんについては、もう個々のやつ、できるところ、できないところについては、もう、できておるんでしょうか。

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） そういうですね、箇所を発注した工事についてはですね、自治会長なり農会長さんにもお知らせしてね、井堰については、まあ、関係者もいらっやいますね。関係井堰の代表者もいらっやいますので、代表者等にもですね、できるだけの情報を流してですね、理解を得るようにしております。

まあ、今後もですね、自治会長、農会長を通じるか、また、関係者にですね、そういう情報を流す時についてはですね、できる限りの方法では、情報を流しますけれども、現段階での、流すか、流さんかの判断はですね、これからもしていきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、4番、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 相当ね、被害が大きかっただけにですね、やはり、いっぺんにいうことは、よく分かっております。ですから、その住民の方も、そういうことで、十分、認識はされておりますので、今後とも、役場の方で、そういう、いろいろな機会あるごとにね、いわゆる仮設に入っていらっしゃる方も含めてね、できる限りの支援と言いましようか、まあ、その方達の、心のケアも含めてですね、応援を最大限していつてあげたいと、下さることを願って、今日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） 岡本義次君の発言は終わりました。

暫く休憩をいたします。再開を、11時5分といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時04分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けたいと思います。

12番、大下吉三郎君。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番（大下吉三郎君） 12番議席の大下でございます。私は、2つ、項目につきまして、町長に伺っていききたいと。

まず、1点は、久崎小学校運動場の盛土、または埋め上げと、高上げと言うんですかについてを伺っていききたいと、このように思っております。もう1点は、防災無線用外部スピーカーの増設、または移転等々について、町長に伺っていききたいと思います。

まず、1点の久崎小学校運動場の盛土等について、伺ってきたいと、このように思っております。

台風9号災害で甚大な被害を受けた久崎集落、上流部にあたる佐用川流域の随所で発生した目を覆いたくなるような惨事は、今さら言うまでもございません。被災された皆さんの生活再建へのご奮闘をみるにつけて、被災者の一員として、1人として、心痛まるものがあります。一日も早い復興、復旧への道筋を明らかにし、実現しなければなりません。

私の住む久崎集落は、ご存知のように、平坦で高い所が一切ございません。上流部と下流部にあわせれば、約5メートルの落差がございます。小学校が、ただ1つの、一番高い土地に面しており、久崎集落の避難所に指定されております。今回も、自動車60数台が人と共に、小学校に避難しておりましたが、運動場も水没し、全車、全て60数台が被害に遭ったと、このようなことから、運動場の盛土をし、少しでも高く避難場所として、安心できるように、検討願いたい。このように思っております。

そこで、町長に伺っていききたい。このように思います。

まず1つは、久崎小学校運動場の盛土でございます。約50センチは埋め上げが可能と、私は、判断しております。

もう1つは、各集落にも、同じような避難場所を、それぞれ各集落にはありますけれども、例えば、大酒、一番、下流にある大酒集落、ここについても、そういった高台が一切ない。従って、このあたりについても、避難場所、集落の中に公民館ありますけれども、そこも既に、先だっても浸水というような状況の中で、車等の移動場所もない状態であります。各集落については、それぞれ山間地、または、そういった平らな、われわれのような所と、それぞれ集落によっては違いますけれども、いずれにしても、そういった広場がないが故に、そういった車等の避難が、中々しがたいということでございます。まず、このようなことについて、町長に伺っていききたいと思います。

それから、2点目の防災無線用外部スピーカー増設について、云々ということにつきまして、町長に伺います。

久崎において現在使用している、外部スピーカーは、小学校区単位に設置しておりますが、久崎集落約180戸の半数以上は、聞こえない状態であります。設置場所の検討、または増設をする必要があり、屋外にいる人への放送周知は、不可能に近いものであります。今回の大災害においてもですね、これらの設備が活用されていない。有事において活用されなければ、無用の長物になりかねないと、私は、思っております。私たちが、今まで放置していたことも問題と思えます。私も、このことについては、集落で、いろいろと区長を通じ、いろいろ話しをしてきましたが、未だかつて、それが町の方に伝わっていない状況の中で、今回、私が、取り上げております。至急調査をし、早急に対処すべきと思いますが、町長に、伺っていきます。

まず1つ、防災無線外部スピーカーの増設、または移設等でございます。

2つ目、このような防災外部スピーカーは、三日月地域の防災無線方式等を、先だっても、広山、また三日月等々、2箇所を、区長に案内していただき、見てきましたけれども、そのような、各地域に、放送設備を設置すべきではないかと、私は、このように思っております。

まず、2点、このように伺います。

3番目は、通信確保についてであります。それぞれ、各避難所等々については、公民館等々について、各集落によっては、常設電話が、普通一般電話が、設置されておるようであります。私達、久崎の場合は、そのような物がございません。従って、各小学校の電話を利用するというのが現状であります。このような点について、避難場所である所への電話等々については、設置すべきではないかなと、このように思ってます。

また、大きな、そういった被害等々のある場合、今回のような、町が浸水してしまって、通信機能が不能になったという場合は、N T T等に言えばですね、移動無線が、直ぐに駆

けつけて来て、電話の開設は、直ぐしていただけると。まあ、このようなことについては、いいわけですがけれども、既にある物についての電話が使えないという状態の時は、どうすべきなのかと。このようなことも、若干、町長に伺っていききたいと、このように思います。

以上、2点、町長に伺っていきます。一応、この場での、質問は、終わらせていただきます。

議長（山田弘治君）

はい、町長の答弁を求めます。庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君）

それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、久崎小学校の運動場の盛り土を。というご質問であります。運動場を盛り土することにより、河川の増水から車両被害を少なくするということは、十分、理解できるところでございますが、既に、現状では、校舎をはじめ、体育館、道路、その他施設が既存の高さで位置しておりまして、グラウンド周辺の排水溝、フェンス、遊具等全てのものを移動させなければならないという中で、浸水による車両被害を軽減するための対策というものは、十分、これから考えていかなければならないということだということは、思いますが、運動場だけを、嵩上げすることは、現時点では、難しいものがあるというふうに思っております。

この度の水害で、特に久崎地区は、佐用川と千種川本流との合流点に位置するという、地形的な、非常にハンデがありますので、いろいろご心配をされていることは、よく分かるわけでありまして、同じような災害を起こさないためにも、抜本的な対策として、この度の河川の大規模改修に取り掛かっているわけでございますので、その大規模改修ですね、状況も、十分、また見ていただいて、できるだけ、総合的な、また対策についても、その大規模改修の状況から、一緒に今後の対策を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、各集落にも同じような避難場所など、このような所はないか。ということですが、佐用町内には、最初に開設する一次避難所が、設定している所が、今、15箇所、この一次避難所が危険になり、定員を超えるような場合に開設する二次避難所が24箇所ございます。これらの避難所は、水害のみでなくて、様々な自然災害を想定した避難所であり、中でも水害に限定した場合、久崎小学校のように浸水が想定される避難所が、いくつかございます。浸水を想定したハザードマップによりますと、洪水時に浸水する一次避難所は15箇所のうち、久崎小学校と中安小学校の2箇所。二次避難所は24箇所のうち6箇所が、浸水の可能性があるというふうな状況でございます。

次に、防災無線外部スピーカー増設、または移設についてということについてのお尋ねでございます。現在の防災行政無線設備は、旧4町の機器設備を、そのまま利用して運用をしており、外部スピーカーにつきましては、旧上月町では、小学校区単位に設置しているところであります。しかし、このスピーカーでは、広範囲な校区全域をカバーできるものではなく、設置場所周辺しか聞こえないのが実情であります。

また、全戸に戸別受信機を設置して運用を行っておりますが、今回の災害でも屋外で警戒活動を行っている場合には、放送を聞くことができなかったという実情もあります。

また、三日月地域の防災無線方式を各地域に設置すべきでは。ということでございますが、現在の防災行政無線設備は、旧4町の機器設備をそのまま利用し、統合卓のみ新設して運用をしております。その中で、旧三日月町のシステムは、各集落集会所周辺に簡易中継局を設け、それらを経由しながら三日月地域全域に電波が届くようなシステムになって

おりまして、この簡易中継局に屋外拡声のスピーカーを設置し、その場所から放送ができるようになっています。各集落においては、即時に放送できることや、屋外で情報を聞けるメリットはあろうかと思いますが、地理的な広がりがある集落もあり、当然、複数のスピーカーが必要な場合も考えられます。今後、災害時の情報伝達の方法を検討する上で、外部スピーカーの設置や三日月地域の防災無線方式の採用も1つの方法であります。当然、これから、技術面や効果面を考えながら、十分検討して参りたいというふうに思っております。

次に、通信確保についてのお尋ねでございますが、久崎小学校体育館の避難所との電話連絡については、通常は施設の固定電話を使用することといたしております。体育館の2階の会議室には、職員室と共用した電話の差込口を設置しておりますが、今回は2階の会議室を、日赤医療チームの事務所として利用されており、避難所としての事務は、被災者との対応の利便性から体育館の1階で行ってまいりましたので、携帯電話によつての連絡をとってきたということでございます。現在、携帯電話が非常に普及している中でですね、今後も、携帯電話の活用が、やはり有効ではないかというふうに思っております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、12番、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） はい、議長。はい、ありがとうございました。

まずは、そしたら、久崎小学校運動場の関連について、伺っていききたいと、このように思います。

町長も、ご存知のように、先ほども答弁いただきましたように、実際、われわれ、久崎においては、久崎小学校が、全て避難場所ということであります。それについては、避難、人間だけじゃなくして、全ての車が、そこへ集中される。他へ持って行く所がない状態です。

16年の災害時には、あそこが浸からなくて、満杯の状態の中で、全ての車が助かって、人も助かったという状況の中で、今回は、特に、そのような状況が、全て町民に、心の中でもありますから、車等は、早めに小学校に避難したと。60数台でした。まあ、それが、今回の未曾有の水害によって、水によって、60数センチ、あそこで上がりました。そのような観点から、60数台の車が、全部アウトという、多大な損害、被害というのが出ました。その後、私も、途中に行きますと、車は警笛がなり、ランプがつきという、異常な状況が、1日ありましたけれども、まあ、難なく、人身では事故がなくて、本当に安堵している状態です。まあ、このようなことから、先だって、久崎の所を、いろいろと歩いておりますと、とにかく、久崎に高台を作ってくれというのが、住民の、本当の願いであります。心からの叫びであります。かと言って、どこに、お前、そないな大きな高台を作るんやという話もしたんですけれども、それは、お前らが考えたらええやないかということでもあります。そういった話の中で、本当に、その気持ちというのが、私も分かりますし、しからば、そういった小学校というところが、避難という場所になっておれば、そうだなと。あそこはまだ、数10センチ上げて、問題は無いなということでもあります。で、私も、実際、ぐるりを歩きながら、学校の中を見てきました。

それで、今、先ほど、町長が言われるように、確かに、遊具、また、防災庫、それから、記念碑等々、それぞれ小学校の設備もございまして。そのあたりについては、それは、移転、嵩上げた段階でするのは、可能な物ばかりではあります。いずれにしても小学校を50

センチ上げるのならば、外壁のコンクリーをですね、擁壁、50センチ上げた上に盛土ということになるかと思いますが、決して、そういった今の設備の物に対して、被害を与え、また、非常に難しい、移転が難しいというものでは、私は、ないと判断しております。各、その水路についても、久崎の大きな水路が、運動場の下を通っておりますけれども、今回の、そういった体育館の新設によって、また移転もしておりますけれども、大きな溝が、あの運動場の中に走っております。それらについても、埋め戻ししても、別に可能な状況のように、私は、素人なりに判断しております。

そのようなことで、やはり、それだけの大きな被害というものについての、財産というものを、一瞬の内になくするのであれば、例え、50センチでも30センチでも、10センチでもいい、高い所はないものかなということでもあります。そのようなことで、できうれば、これは、金のかかることでもあります。しかし、埋め上げ可能な土地であるということは、事実です。できます。そのようなことで、町民の願い、また、久崎住民の願いが、そのような中に、本当に叶うならば、これまでの水害というもののの中から、考えると、今回は、大変でしたけれども、もうおそらくないと判断しておりますけれども、いつ、このようなことが、異常気象の中であるか分からない。そのようなことで、町長、今、このような無理な話を、今、しておるわけですが、遊具等々については、移転、これは必要でありますし、若干の金額も、お金もいることです。しかしながら、住民の、本当の、こういった災害、避難ということを考え、これからの防災ということを考えるならば、久崎の場合は、水が、一番怖い状態。後、火災なり、そういった地震と、どういうものが来るかわかりませんが、今、われわれの住んでいる所の一番気になっているのは、水害であります。

まあ、5箇年計画にもって、約500億近い金を投じて、県が、そういった河川改修ということも、今、言われておるわけですが、これらについても、非常に、われわれの地域については、今、いろんな話の中で、こう、つかみどころのないような話が、今、いろいろと出てきておるのが実情でございます。本当に、これを、どうまとめ、どうやって欲しいのか、河川を、どう広げていくのか、地権者にしても10名近い地権者がございます。また、住宅等があります。これらの移転等を考える時、本当に、そういった河川が、うまくいくのだろうか。掘り下げるといって、一応の計画が、県の方で、今、示されておりますけれども、幅の狭い所を、掘ったとしても、水量は、そう変らない。直ぐ土砂が溜まってしまふような地形の位置にあります。そのような観点から、本当に、このようなことが、今後、起きるならば、少しでも、例え、1センチでも10センチでも、そのような所に安心して、われわれが、車等の移転、財産を持って行ける、また、体を持って行けるということについて、再度、町長に伺っていきたいんですけれども、本当に、それだけのことが、今、町長の言われたようなこともあります。けれども、それらについては、微々たることではないかなと、このように思っておりますが、再度、町長に、その観点について、伺っていきたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まずは、そういうことが、再び起きないように、対策をするということが、一番先決の問題だと思いますし、そのための河川の、今後大規模改修、それによって、その危険性を、最小限にしていきたい。その河川の大規模改修につきましては、その地形的なものを考慮しながら、また、合流、その佐用川、千種川本流が、合流している点についてもですね、これの水の流れをですね、スムーズに流すことによって、できるだけ、これまでの問題点を解消する。それには、河川幅も広くする。河道も深くすると、そ

ういう対策の中でですね、きちっと、まあ、早く、その計画案をお示し、県にしたいだいて、皆さんに安心をしていただきたい。そういうことで、当然、早期に取り組んでいきたいということで今、鋭意、それぞれが努力させていただいているところでございます。

ただ、まあ、それが、100 パーセント安全かということの確証はですね、皆さんが、心配される所が解消されるということではないという。この今の気象災害、どのような規模で、どうなってくるか分からないという、当然、そういう不確定な部分がございます。そういう中で、安全なまた、避難所、また、安全なまあ、そういう避難できる場所、そういうことの確保ということも、当然、これ考えていかなければならないことだと思っております。

まあ、その中で、今、過去の経験から見て、今の車、たくさんの方が、経済的にも、車を、本当に、失ってしまわれたと。大きな損失が出たと。損害が出たということでね、そういう面での、避難できる場所というのが、久崎小学校かと。そこが、今回の水害であれば、今、お話のように、50 センチ高ければ、それが助かっていたということで、まあ、何とか、50 センチぐらい高くしてくれという思い。そのことは、私も十分理解はできることであります。まあ、しかし、先ほど言いましたように、まず、そのことが起きたことの原因を何とか軽減していく。この対策が、まず第一。それと、今後、下流、その地域全体ですね、土地を、それだけ 50 センチ、1 メーター地上げしていくということはできませんので、周辺の住宅、住まい、そういう方々達に対しての配慮もしなきゃいけない。そういう中で、運動場の嵩上げについて、決して、今、お話のように技術的にできないことではございません、それは。まあ、1 メーターも上げてしまうと、道路からの進入道とか、校舎との関係、そういうことで、逆に運動場だけが高くなるということは、これは、建物の、全体の施設として、大きな支障がでるわけですがけれども、まあ、今、言われる、その範囲内でのね、嵩上げができないということでは、ないわけでありましてけれども、先ほど言ったことを、先、何とか、早く対策を講じた中でね、なお且つ、そのことが必要であるということ、やはり県の、これからの、その計画に基づいた、いろんな 100 パーセント、堤防なり、河川幅を広げたり、河床を下げただけでは、安全ではないというようなですね、若干、こういう問題が出てくるということであれば、他の対策も同時に考えなきゃいけないということもありますのでね、そういうことも含めて、今後、計画を見ながら、先ほど、今、大下議員からの、地域のご要望だと思いますけれども、そのご要望についても、まあ、一緒に、他の住宅、他の住宅の問題もありますからね、そういうことも含めた中で、今後の課題としては、考えさせていただきたいということで、現在、今の答弁としては、その範囲内での答弁にさせていただきたいと思えます。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君）

12 番、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） はい、ありがとうございます。当然、町長言われることが正しいと、私も思っております。今、このようなことで、突然、私が、地域住民の代表として、本当に、この声を、今、伝えております。そういった中で、今後ですね、やはり、このようなことも、微々たることかもしれないけれど、要望として、町民は、願っておるわけです。本当に、車 1 台が、私も 1 台なくしましたけれども、本当に 1 台 100 万からの車です。また、財産です。そのようなことが、旧上月においては、久崎においては、本当に、大きな被害が、このようなことによって、起きたということも事実であり、そのことが、今後の、いろんな、家庭の影響が大であり、本当に、今の久崎、まだ 5、6 軒の方が、大工さん、

いろいろ、カンカン、カンカン、金づち打ちながら、復興に頑張っておるという姿を見た時にね、やっぱり、そういう要望が、やっぱり、私にも何人か入って来ました。ほんまやな、そうやなと、わし、そこまで気がつかなんだがなというところまで、私も思いなおし、学校へ、即さま行って、メジャー持って行って測ったところが、65センチ、70センチ上げたら駄目です。やっぱり50センチは可能です。玄関の前あたり、10センチ、20センチな落差は、まだございます。50センチ上げていただければ、最低、前回のような水量であれば、車は助かるということが、私も、思いました。そして、周囲の溝と、側溝と、皆、見てみました。そういった中で、今、言われる、1メートルなどという、私は、思ってませんし、上げる必要もないと思います。上げれません。1メートルはね。50センチであれば、悠々と上がる。というようなことの観点から、最低50センチでも、本当にしていただいたら、住民安心して、そこへ車が行けるのかなというようなことを思い、このようなことを、代表して、今、話させていただいてます。

私も、あまり地域のことを、大にして、このようなことを言ったようなことはございませんけれども、本当に、これは、切の願いとして、お願いをしていきたい。

今後、当然、県の今、なされておる計画についても、まだ、地域では、何一つ前に進んでおりません。本当に、これだけの大きな被害が出ながら、半年以上経つ中で、まだ計画が出ていない。集落としても、まとめができていない。全くどないしとんやということを、私は、言っておりますけれども、これは、区長中心に、それぞれの役員さんが、考えておられるということのようですけれども、非常に、もたもたと、私にすれば、本当に、困ったもんやなというような考えを持ちながら、このような話も伺い、このように町長に無理なお願いをしております。

今後、いろいろとあろうと思っておりますけれども、計画の中で、少しでも、そういった住民の希望が叶うならば、本当に住民は、喜ぶであろう。まして被害が少なく、安心できる本当のまちづくりができるんじゃないかな。このように、私は、考えておりますので、是非とも、これらについて、再度、現地等を確認していただき、今に今、私は、それは、して欲しいですけれども、やはり、町財政というものも、私、分かっておりますので、徐々に、そのような計画が、今後、防災の一環として、やはり計画されることを願っております。

私も、ここで大きな声挙げておりますけれども、私の発言も、ここで最後になろうかと思っております。このような観点からですね、是非とも、町長にお願いをしていきたい。このように思います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、あの、対策については、今、進んでないというふうに、今、現実ね、具体的なものが出てないので、そのように、皆さんも思われてるのかもしれないけれども、まあ、県においても、私達、町においてもですね、その一番まあ、あその久崎の河川の地形の状況、河川の問題、非常にまあ、他もたくさん、当然、同じように、54キロの間のことで、今、鋭意測量し、また、設計をしてですね、取り組んでいただいておりますけれども、久崎については、いろんな案を考えながらですね、取り組んでいただいております。近々にですね、皆さんに、一応、いろいろと検討した上でのですね、案を持って、ご説明をさせていただいて、また、地域の皆さんに、ご意見をいただきながらね、1日も早く、まあ、安心して、その今後の対策を見守っていただけるようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

まあ、今回の水害について、その今言う避難所の問題。また、特に、そういう、その自動車とかですね、いろんな物が、大きな被害を受けて、こういう所については、今、久崎だけではなくて、当然、下上月も、また中上月についても、多くの車、また、この佐用の町内でもですね、たくさんの車が浸水しております。ほとんどまあ、そういう、今までだったら安全で、そんな、車までですね、こう浸かって、こう失われると、駄目になるというようなことがなかったわけですが、これだけの、たくさんのね、皆、生活の中で、車社会の中でね、これを、ほな、どういうふうに移動していくかということになると、本当に、非常に車の台数も多い、そうすると、広大な、また避難地が、場所が必要だということにもなりますし、そういう点、人の、当然、人命が一番ですけども、人命だけではなくて、そういう車なんかのことも踏まえた、また、避難なり避難する場所、対策をする場所というようなものもね、いろんな面では、考えていたなきやいけないということはあるかと思います。

しかし、まあ、そうならないように、一番は、その河川の、大規模な、きちっとした、対策をすること、このことが、まず前提にならなければならないということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、12 番、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） はい、ありがとうございます。

まあ、そのようなことからして、町長の方にも、私の希望が伝わっておるかなと思っておりますので、今後とも、よろしく取計らいをお願いしたいと思います。まず、このことについては、一応、終わらせていただきます。

次に、防災無線ですね、この外部スピーカーがですね、私達、旧上月の段階で、各小学校区単位に、そういう防災無線が設置されておるわけです。ちょっと、私も、いつ、あれを設置したのかなと。ちょっと、記憶が定かでないんですけども、何年頃だったかなと。まあ、河川との連携による、そういった吹鳴については、18 年頃に設置されたのかなということが分かるわけですが、あの柱のスピーカーというのは、どうなったのかなと。

で、確かに、各校区に 1 台ということについては、全く、これ、なぜ、そのようなものが、その当時、上月町の段階で、話が出て設置されたのか、私、定かでないわけですが、まあ、今、私が、言っておるのは、久崎小学校の運動場の片隅に、1 台、電柱が立ち、その上に、双方向にスピーカーがついております。これが、実際、放送が、かかった段階では、久崎の中では、本当に、音が、散乱してしまい、ハウラーの状態になります。そういうようなことで、戸外に、私の家が、丁度、町の中心ぐらいにありますけれども、直径にすれば、150 メーター、まあ 200 メーターかなというような所であるわけですが、まあ、中におれば全く分からない。サイレンも聞こえない状態です。

先だって、たまたま、そういう、私は、そのことを考えて、また、おりました時に、2 回サイレンがありました。1 つは、庵地区で火災が発生したというのが、私が、丁度、小学校から 100 メーター離れた東側におりました。それでも聞こえないんです。何言っているのか。まあ、そのような状況、2 人で話しておりましたら、サイレンになりました。で、何か、分からんな、ちょっと、家の中へ入って聞いて来るわって、その家の方が、入って聞いたら、庵で火災というようなことで、放送があったと。ああ、そうかいや、こないな所でも聞こえんのか、おかしいな言いもって、2 人が話したと。

それから、先だって、津波の関係で放送されました。私も、丁度、外におりました。車、

ちょっといろておりましたら、何か、サイレン、何か、そういう音がしたなと思って、中へ飛んで入りました。そしたら、まあ、これこれの指令が出たという放送がありました。それで、よし、今、これ外で聞こうと思って、再度、耳を澄まして、外で聞きましたけれども、聞こえません。そのような状況が、久崎地域の中にはあるわけです。まして、小赤、大酒、櫛田、円光寺、各集落が、それぞれ校区の中にありますけれども、その中に、1台というものについては、全く、無用の長物と言わざるを得ない。まあ、そのようなことが、私は、16年の災害の時にも気付いておりました。それで、区長にも、実は、こういうことで、もう1つ久崎の中に、中心部にしないと、全く聞こえんぞと。で、今回の災害時においても、いろんな放送が入って来ました。災害のね。物資の配給とか、いろんな形の中で、放送がされておりましたけれど、聞こえません。そのような、状況ですので、是非とも、この外部スピーカー、久崎だけになろうかと思えますけれども、移設なり、もう1台増やしていただかないと、意味を成さない。

で、今、町長言われるように、確かに、各家庭には、佐用町全戸あるわけですから、中における場合は、確かに、よく入ります。しかしながら、外におれば、われわれ、そういった外部スピーカーからの放送が聞こえない状況にあります。まして、私以外の集落については、全く聞こえないだろうということであります。

先ほども、先だって、住民課長の方から、ちょっと、伺って、まあ、いろいろ資料もいただきました。まあ、この資料ですけれども、久崎小学校を中心に、各、そのサイレンの吹鳴については、各、500メートル、1キロ、2キロというような範囲の中での吹鳴のデシベルは、良好であるという形であります。まあ、どういうことで良好という格好になったのか、それは、測定上、そういったものはあるかと思えますけれども、現実には、このようなことが、まあ、サイレンであれば、一定方向で、ピヤーとなりますから、各集落でも若干の、ああ、どこぞでサイレン鳴ってるのかなというのが分かりますかと思えます。まあ、私らも、大酒地域のチャイムが、たまに聞こえます。それは、風向きによって聞こえる時があるわけです。しかしながら、このような物があるわけですけれども、それが、本当に、われわれ町内においても、あまり、活用されていないという状況にありますので、再度、このあたりについて、考えていただきたいんですが、町長、いかがでしょう。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この度の災害を受けてですね、いろいろと、その対策を検討する中で、当然、一番は、その情報の確実な伝達ということが、非常に大きな課題であります。そういうことで、中で、まあ、この防災無線を確実に、皆さんにお伝えしていく、まあ、それが、各屋内のスピーカーと、それから、屋外のスピーカーと、で、特に、今回の、いろいろと地域に出て、皆さんのお話を聞かせていただく中にもですね、中で、いる場合には、それは分かるけれども、外へ出て、特に、自治会長や地域の役員の方々も、その走り回って対策している時に、何も分からないと。屋外のスピーカーも十分聞こえない。そういうことでの対策をどうするのかというのが、当然まあ、課題として提起されております。

屋外のスピーカーっていうのは、単純に音は聞こえてもですね、内容が分からないと。その音の大きさというのは、そのいくらでも大きくできるんですけれども、それを、その内容をですね、はっきりと、明確な形で、伝えていく、言葉として、というのは、やはりこう、そこの地形の状況、また、その時の気象状況、いろんなことで、その音が割れてしまったりですね、音が、明瞭に聞き取れないというのがございます。まあ、特に、佐用町の場合、それぞれ地域、非常に谷間になっておりまして、山あいですから、こだまする。

反響していくということで、非常にまあ、技術的にも、非常に難しいというふうに聞いております。そういうことで、箇所を増やしていけば、だけで、それが、解消できるかという、中々、それも、難しいというようなことも聞いておまして、まあ、技術的に、どういうふうに、これを解消できるのか。また、その他の伝達方法の対策はないのか。まあ、そういうことを、今、今後の防災対策の中でね、検討していかないといけないということで、思っておりますけども、まあ、屋外無線、拡声器の問題については、まあ、今、運用しておりますので、できるだけ、それも有効に活用できればなとは思っているんですけども、先ほど言いましたような状況で、これから、専門的な方にも、検討を、またお願いをしたりして、どういう町内の情報伝達の方式を、方法を考えていくかということ、まあ、こういうことの中で、取り組んでいきたいと。早急に取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、12番、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 是非ともですね、確かに、町長言われるように、私も、そのように思っておるわけですけども、まあ、山あい、谷あい、久崎については、山が、相当高いですから、それに反響してのことなのか、あまり声が大きくて、割れておるのか、ちょっと判断がしにくいわけですけども、いずれにしても、外におって、私の家あたりでは、もう、何を言っているのか分からない。わーということは、言っておりますけれども、声にはならない状態です。

それから、まあ、サイレン等については、当然、先ほど言いましたように、一定方向でパーッと出ますから、これは、若干、聞こえるのかなと思っておりますけれども、そういった一朝有事の時に、そのような放送ができないということになると、これは、また大変であり、過日の水害の時に、河川水位によって、吹鳴したということでございますけれども、したのかしてないのか、私自身は、聞いておりません。何時頃になったのか、われわれも聞いておりません。私は、7時から、6時40分ぐらいから、福祉センターで詰めており、外の状況を見たり、戸外におったり、中におったりいうようなことをしてましたけれども、吹鳴は聞いておりません。

そのようなこともあり、その放送設備が、そういった、水位が上がったことによって、町民に知らずと。久崎の住民に知らずということが、今、あるわけですけども、このようなことも、もう既に住民は、何のサイレンだろうかと。聞いた方は、何のサイレンだろうかと、そういうことしか分からないような実態にあるわけです。まあ、このへんについては、自治会単位、それぞれ自治会の方で、そのような吹鳴した場合は、こうですよという説明はですね、やっぱり再度あるべきだし、今後、地域としても、そういう防災というものについての訓練、私も、常に言っておりますけれども、年に2回ぐらいは、そういうふうな水防、それぞれ、いろいろな訓練、避難訓練というものをすべきであると。その中で、このようなサイレンは鳴るんですよと、そのような時には、こういうことになるんですよということが、説明できるわけですけども、いかんせん、そのようなことは、わが地域では、一切、ないものですから、非常に、私自身も困っております。是非とも、町長、そのようなことでありますので、ひとつ再度、点検をしていただいて、どのような状況が、一番ベターなのか、いっぺん調整をですね、図っていただきたいと、これを1点、お願いしておきます。

それと、やはり駄目やなと、やっぱりもう1箇所、マルチで増やさなければいけないの

かなということ、私は、思っております。もう1箇所、小さい物でも、久崎の中ほどにすれば、聞こえます。そのように思っておりますので、そのへんの検討は、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、答弁させていただきましたように、そういう情報伝達の方法については、いろいろと専門的な観点も含めて、総合的に考えていかなきゃならないと思っておりますし、まあ、その屋外の拡声器につきましてもですね、1つの手段として、存続させていくということの中で、また、地域の、今、言われる現状ですね、これを改善していくような方策というのは、考えていかなきゃいけない。その中で、必要、時間がかかるようであれば、その部分については、状況、担当の方でも把握させていただいてね、拡声器をつけることというのは、それほど、つけること自体は、それ程、大きな問題ではないと思います。

ただ、それによって、両方の音が、こうハモったりですね、逆に、聞きにくくなったりというようなことがないとか、そういう点も、よく検討しながらね、対応していかなきゃいけないことだと思いますので、まあ、要は、総合的に、できるだけ早く、そういう防災計画の見直し、また、対応の見直しということを図っていきたいと思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、12番、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） ひとつ、まあ、そのようなことを、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。是非とも、調整なり、そういう点、調査をですね、願ひておきます。

次に、三日月における、すえ、どない言うんか、そういった放送設備、それぞれ資料添付しておりますが、ちょっと三日月と、2箇所行ってきました。そういう中で、区長さんから、いろいろお聞きし、現地を見させていただきして、状況等、使用状況等について、検討して参りました。

まあ、これが、先ほどから言っておる、不感しょう地域について、三日月では、旧町段階で、このような設備が、各在所に設置されており、これが全て、何か一朝有事の時には、この電柱の下に行けば、スピーカーの下に行けば、そこから放送ができるという代物であります。これは、ええことしておるなということで、私も、ずっと、それ見て来ました。

今は、これが町有線の中で、無線として受け、そこからも出ておる状態です。それが駄目になった場合は、独自で、この電柱から、その下へ行けば放送ができると。それで、バッテリー方式であり、また、AC電源が入っております。そのような観点から、いつ、どこで、どのような状況になったとしても、その地域が放送できなくなったと。今の放送ですね、町の防災無線が駄目になったと言っても、ここの電柱の放送設備に行けば、その地域へは放送ができるということです。このような物が、どれぐらいの単価で、どうできたのか、ちょっと、まだ、そこまで詳しく調べておりませんけれども、いずれにしても、このような物がサブとして、防災無線のサブ無線として、地域にあるならば、その地域が孤立したとしても、このような設備で、放送がかけられ、住民に知らすことができると。これは、いいものではないかなと、私は、思い、このようなことを、今、お願いしていくわ

けですけれども。

で、先ほどから言われておる、そういった各無線同士のハウラーが、お互いに、反射しあって、聞こえないんじゃないかなということも聞きました。確かに、そのようなこともある。まあ、区長さんが言われるならば、向こうのスピーカーが、在所のスピーカーが、こっちもよう聞こえるでと。ほな、こっちのもんも、向こうへ聞こえるでと。お互いに、その若干の距離によって、こう、時間をおいての放送は、よう聞こえまっせということでもあります。今、このような物が、本当に久崎の中にも、どの地域にも1つあれば、だいたい、その集落は、賄えと。三日月の場合は、各集落に全て、このような物が設置されているということでもあります。まあ、このような物は、本当に、これからの、それ、防災計画の中で、見直しをかけ、本当に、われわれ久崎の者でも前回の時には、放送が全くできないと。何でできんのやということになったら、何でか、できんのやというふうなことで、放送設備は、久崎からは、一切放送はできませんでした。今回ね。まあ、そのような格好の中で、よく、これが住民が、理解の上に立って、2階へ飛び上がったなど。で、人身事故がなかったなど、まあ、今、安堵しておるわけですが、まあ、そのような放送が、各地域で、ポンと操作ができるというのが、本当のメリットであります。使ってはならない物が、その時に使えるほど、立派な物であるということです。

まあ、いろいろな金銭面、これからのことが、非常に防災無線、それぞれ検証の中で、このような形で、できるならば、本当にいい物ができるんじゃないかと。やはり、こういった設備については、一重、二重、そういう格好で、どこが落ちたとしても、次からは、そこで放送ができ、伝達ができる。これが、一朝有事の災害対策というふうに、私は、位置付けておりますし、現に、全くそのとおりであります。

このような物が、町長もご存知だと思ふんですけれども、有効であるということは、町長、お分かりでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、今、お話いただいたように、その、こういう設備もですね、故障することがありますし、そういう二重、三重に考えていくということも、当然、必要なことだと思いますし、また、使用方法がですね、非常に簡単に使えると。どんな、高度な立派なものにしてもですね、非常に使いにくいとか、その時に、中々使えなければ、何もありません。まあ、操作が簡単に使えるということも必要だと思います。

まあ、こういう方式、旧町、それぞれ、その時には、各町が、旧町が研究しながら、まあ、放送設備というものを整備し、それを、合併時においてですね、とりあえず1つの設備として統合したわけですが、そのいい面、メリット、また、問題点、いろいろと、それぞれが抱えていた中で、これを統合しておりますのでね、今後、新佐用町として、防災面も含めた、当然、それに対応ができる設備として、今後、また、十分検討していかなくちゃいけないということなんで、この三日月の方式というのも、当然、良かった面、そういう面を参考にしていかなきゃいけないというふうに思います。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、12番、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） いずれにしても、災害対策というものについては、いろんな角度から、そういったものを学び、日常を、どういう格好に、一朝有事の時には、（聴取不能）い

うのは、対策をせないかんのかということを、われわれ先だっても一般質問の中で言わせていただきましたけれども、やはり行政というものについては、それで、年2回ぐらいは、この今、いらっしゃる管理者の中で、やっぱり机上訓練というものは、必ずやってください。

私は、各佐用町内で、郡内で、今まで、過去、そういったものをやっておるというのは、一切聞いておりません。私は、常に、上月町時代にも、このことを申し上げていったわけですけれども、やはり、そういった、管理者が、一番に、そういったものが、直ぐ配置ができる。また、それが対策ができるというのが、もう根幹ですから、それによって、こういった設備を使って、住民に知らず。この使命があります。是非とも、そういったことの中で、今後の防災対策とする上において、このようなことも考え、予算のこともあるだろうし、いろいろ、頭の痛いことがありますけれども、やはり、人身事故、また全員周知し、安全安心な、本当に住み良い町を、これからやるんだという、佐用町も掲げておるわけですから、このような設備も考えるべきではないかなと思いますし、是非とも考えるべきだと、私は、言い切っておきます。その上に立って、防災訓練、また、机上訓練、また、年1回、3年に1ぺんの佐用町内全町民が、一堂に会して、そういった防災訓練もやってみる。そこまでやっぱり足を延ばすのが、今後の災害対策だと、私は思っておりますので、このようなことを、町長にお願いしますけれども、大変な無理なお願いだと、私は、思っております。ただしながら、私は、決して無理なことではないというように考えておりますので、今後、いろいろな角度の中で、防災、災害対策について、更に検討されることをお祈り申し上げ、私の質問等を終わります。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） 大下吉三郎君の発言は、終わりました。

暫く休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後01時00分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続いて一般質問を続行いたします。

2番、新田俊一君。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番議席の新田でございます。私はまあ、2点ほどについて、お伺いするわけですが、敏森議員、また、岡本両議員から、災害について、いろいろとこう、質問されておりましたので、若干こう、重複する箇所があるかと思いますが、まあ自分の思った話の中で、そういうことになるかと思いますが、ご理解をお願いしたいと思います。

いつもは、クリーンナップで、3番でこう、やっておったんですけれども、それで、昼前にこう、時間を気にしながらね、質問をしておりました。この度は、4番ということで、非常に重大な議席を守っていかうと思っております。是非まあ、非常に午後1時ということで、眠たいかと思いますが、眠りながら、よく聞いていただきたいと思います。

それでは、質問します。

1番目の、大きな1番目の、農地の災害復旧についてですけども、平成21年8月9日の台風による、農地の災害についてですが、田畑に土砂が流入しておりますが、関係各位の努力により、工事の早期の発注がされたことに、心から感謝を申し上げます。しかし、

河川の復旧と一緒に箇所が多くあると考えられますが、千種川漁業協同組合との打合せは済んでいるのか、例えば、鮎の放流時期が、4月頃から始まるのであれば、河川の工事に支障が出るのではないかと、お伺いをいたします。

2番目ですが、田畑の土砂を除去し、基盤整地をしてから、表土を入れて、整地をするわけですが、表土がなければ、どう対応するのか、お伺いをいたします。

3番目ですが、工期等については、今現在発注されて、工事に入っても、今年の田植えの時期に完成出来るかどうか、不安も感じますが、どう考えておられるのか、お伺いをいたします。

2点目ですけれども、獣害防護柵設置についてお伺いをいたします。

獣害防護柵についてですが、設置されてから3、4年で、相当傷みがきている所へ、台風とか雨とか、またはシカやイノシシが激突して、多数の穴が開いて、そこから、シカ、イノシシが進入しております。田畑を荒らしている状況です。農家の方も、獣害により、収穫ができなくなり、農産物の生産意欲がなくなり、田畑の放棄を考えている方が、多数おられますが、なんとか町の補助金を考え直して、農地を守っていく考えはないですか、お伺いをいたします。

2番目ですが、テレビ、新聞等で報道されていますが、農地の所有者等より、田畑を借りて、鹿や猪の大量捕獲に成功し、田畑の被害の減少につながっていると聞いておりますが、一度その方法も考えてみる必要があるんじゃないかと思いますが、その点について、お伺いをいたします。

3番目です。一例ですが、ある地域で、農業に意欲のある人材の掘起しに、職業安定所と協力をして、人材を募集していると聞きました。また、島根県や他の県においても、人材を募集し、成功していると聞いておりますが、佐用町でも、そういった取組を、1年を通じて、農産物の生産をし、町内の給食センターや食堂、病院、社協等々に、地産地消を進めていけば、農業者にも生産意欲が出てきて、佐用町にも元気が出てくるのではないのでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

4番目です。佐用町の1日でも早い復興と、町民の活力が一段と上がる事をお願いするとともに、大きな目で、大局を見極め、十分な補助金を出して、豊かな町へと変身ができるように考えていかれますか、お伺いをいたします。

それで、5番目ですが、ちょっと見たら、これ何書いとんかいなと思われるんですけれども、若干、関係がありますので、質問いたします。

5番目です。ブラジルでは、貧困層に多額の手当を支給し、凄い勢いで、経済が発展していると報道されていますが、ブラジルのミニ版で、佐用町の発展を考えてはどうか、お伺いをいたします。

この場での質問は、これで終わります。

議長（山田弘治君）

それでは、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、新田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、農地の災害復旧についてのお尋ねでございますが、8月9日の台風9号による、豪雨による農地等の災害につきましては、甚大な被害を受け、国庫補助災害及び単独小災害で、住民の皆さんにご協力をいただきながら、早期復旧に努めていく考えであります。復旧工事を円滑に進める上で、河川に隣接、または関連する工事につきましては、千種川漁業協同組合とも1月13日に協議をさせていただき、早期復旧にご協力をいただけるよ

うに、お願いもいたしております。

また、表土についてでございますが、特に、今回の災害では、表土の流出が各所で見受けられ、復旧時の表土の確保に苦慮しているところであります。現在、県及び近隣自治体等、関係機関に表土確保の協議をさせていただいておりますが、確保が出来ない場合は、県普及センターとも連携をとりながら、代替材料の土質調査や堆肥の施肥量調査をお願いもしているところであります。

次に、今年度の水稻植え付けのお尋ねでございますが、まず、用水確保を重点に置いて工事発注計画をしております。しかしながら、地域事情等により、早期復旧が困難な地域も出てくることが想定されるため、本年の水稻植え付けができない箇所も、当然、あります。昨年の12月15日より、概ね、総合的な復旧計画予定を各自治会長や農会長に説明をさせていただき、現在も各集落に出向き、現地立会いを行い、出来るだけの説明をさせていただき、ご理解とご協力をいただきながら、取り組みをしているところでございます。

次に、獣害防護柵設置についてのお尋ねでございますが、農作物等への獣害被害が、年々増加傾向にある中で、狩猟期以外においても、有害駆除活動として捕獲体制を取り、活動していただいておりますが、特に、シカの生息数に顕著な減少傾向が見られず、農林業被害が深刻な状況で継続しているために、地域においては農地が守れないとの声の大きいことを承知いたしております。従来の猟友会への捕獲依頼や田畑への進入防護柵設置だけでは被害の減少には結びつかないために、昨年の6月に佐用町獣害防止対策協議会を設立し、自治会、農会長会、猟友会、森林動物研究センター等関係機関と共に、各組織が連携をとりながら、新たな取り組み活動を実践していく協議を進めていたところでありましたが、8月の災害以後、災害対策のために、一時中断を余儀なくされております。改めて22年度より協議を再開し、従来の取り組みにも、現行の補助金制度を継続しながら、新たに実施可能で有効な取り組みを実践に移していきたいというふうに考えております。

次に、大量捕獲についてでございますが、県では、市町と協力しながら、シカの大量捕獲用ワナを実験的に設置し、捕獲拡大の取り組みをしているところでありますので、その結果が有効なようであれば、集落への支援施策として取り入れることも、協議会で協議をしたいというふうに考えております。

次に、農業に意欲のある人材の募集ということについてでございますが、農業者の高齢化が進んだ地域では、農業生産意欲が失われ、耕作放棄につながる可能性もあり、また、農業の生産性も低下する恐れがあります。町としても農業生産基盤整備や将来にわたる安心で安全な農作物の安定供給を目指して、県やみどり公社と連携しながら、安定した農業生産活動につなげるため、農業の担い手の育成、地域の安全・安心な農作物の安定生産、また、地元農産物を利用した加工品の製造販売につながっていくよう、今後も引き続き、それぞれの支援を、活動団体、農産生産団体等に支援をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、補助金で豊かな町へと手当を支給し町の発展をということでのお尋ねでございますが、今回の災害においては、農業分野をはじめ、多方面にわたって甚大な被害を受けております。復興支援については、農業部門のみを厚遇することは、町民の公平性の観点からできませんが、各分野に、国・県の施策を活用し、また、町独自の支援制度も拡充させております。本年は、復興元年と位置づけ、1日でも早く町民の皆様が安心して安全に暮らせ、将来に希望の持てる、ふるさと佐用町を目指して、22年度当初予算においても、町としてできる限りの支援施策を盛り込み、取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上での、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 1番目のことから伺いますわけなんですけれども、漁業組合と、こう、話を1月の13日にされたと言われますが、私の聞いたところでは、やはり4月には、放流すると。そして、アユの解禁日になれば、仕事は待ってもらうんだというような話もお聞きしております。そうすると、河川の工事が、4月の30日までぐらいということになりますと、かなりの箇所が、工事の中止となることが、予想されるんですけれども、そのところは、どのようにお考えか、ちょっと伺いしたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 河川沿いにですね、私ども農林振興も、建設課の公共災害もそうなんですけども、1月13日にですね、漁業組合の方に出向きですね、いろいろご相談をさせていただきました。

それと、これからのですね、災害に対する復興計画もですね、ご説明をもさせていただきました。そういう中で、今後、アユの放流時期とかですね、それから、季節柄、出水時期、これは当然、河川工事についてはですね、避けなければならない。二次災害を引き起こす恐れがありますので、避けなければならないということも十分承知をしながらですね、1日も早い復興にですね、漁業組合におかれましてですね、ご協力いただくようご要望したところです。

アユの時期とかですね、そういうものについては、また、漁業組合との計画もありますので、調整も、時期をずらすということはできないと思いますけども、そういう中で、早く水切りまでですね、工事をして、上がってですね、上部の方、水に関係ない上部の方ですね、引き続き工事をしていく。いろんな工事の仕方もですね、施策も取りながらですね、進めて参りたいと。引き続き、漁業組合にもですね、ご協力いただきたいというふうに考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まずその、アユの解禁が多分、5月下旬か6月上旬になると思うんですけれども、その頃は、田植えの時期にもなるんじゃないかと思うんです。そうすると、非常にこう、汚濁水が、水田と両方でこう、濁ってくるんじゃないかと思います。その時に、河川のその、工事を一時中止と、今するとおっしゃったんですけれども、それはまあ、何カ月ぐらい、その中止されるのかね、そのところは、どのような話の仕方をされたのか、伺いたいのと。

4カ月、5カ月となりますと、復旧工事が、大幅に遅れてくるんじゃないかと思うんですけれども、その考え方、どうなっておるんですか。ちょっと、伺いしておきます。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、基本的なことを、お話させていただきます。当然、漁業組合の組合長をはじめ、皆さんにもですね、この災害については、全面的なご協力をお願いしたいということで、当然、組合としてもですね、この度の災害の中で、できるだけ早く、しっかりとした防災、復興、河川の改修事業ができるように協力するということは、当然、理解をいただき、ご回答いただいております。

また、個々の工事につきましては、当然これ、県の管理河川の事業が、非常に大きいわけで、県との工事のね、発注、また工法、またその工期、これも、県の方でも、いろいろと、これから検討しながら、また、組合とも県が協議をしていただくということになるのかと思います。

今まあ、農林振興課長、お話ししましたように、できる限りね、当然まあ、アユの放流、また、この千種川についての漁業についても、これも配慮していかなくちゃいけないことは確かなんで、工事について、直接、河川をさわり、また、河川の水が汚濁するような工事については、その時期までにね、できるだけ工事を行う。また、その後の時期につきましては、それに影響のないような所の工事を、基本的にできるように、工法的にもね、工事のスケジュールも考えていかなくちゃいけないなというふうに思うわけです。

しかし、まあ、どうしてもね、やはり、この事業が、限られた期間の中で、実際に工事を行わなくちゃいけないという点もありますのでね、まあ、漁協においてもですね、また、ご相談させていただいて、ご協力もいただかなければならない面も、たくさんあるかというふうに思っております。

これ、町だけの工事じゃなくって、大きくは、県の工事が非常にたくさん関連しておりますのでね、県と共に、同じような形で、一緒に考え、取り組んでいきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、県の工事と言えば、久崎とか幕山とか佐用川とか、俺なんか、大変こう、ズタズタにこう、やられておるわけなんですよね。今、今現在、何箇所か、次々と、担当各位の努力によりまして、発注されておるようですけれども、4月、5月にこう、工事を中止されるとね、これ、もし、同じような時期に、5月、6月で、これ、もう既に、昔から言う梅雨に入ったりしたら、こう大水が出るような要件が、整ってくるわけですね。その整い方、あかんのやけどね、そういう状況になってくると思うんですよ。今のまま、放置しておって、また、大きな水が来た場合には、河川が、非常に大きな氾濫を起すんじゃないかなと、非常にこう、心配をしておりますが、県の箇所なんかでも、こう、千種川とか、佐用川とか、そういったところ、特に大きなところのね、今こう、大型土嚢なんかを積んで、されておりますけれども、昨年並みの、時間雨量 80 ミリ以上、85 ミリというようなものが出た場合に、それで、十分堪えられるんかどうかね。そのところは、ちゃんと考えられておられますか。お伺いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） はい、お答えします。

確かにですね、出水期は、もう間もなく来ます。それで、今、町長も午前中お答えされましたように、2月24日からですね、河川改修の、いわゆる詳細設計に、ほぼ近い案ができた段階、箇所から、地区へ説明に行かれております。その中で、佐用川、主に佐用川、それから千種川も当然ですけども、枝の江川とか幕山、全てにおいて、今、ご指摘の出水期を迎えて、非常に危険な箇所ですね。これ、約ね、70から80箇所くらいあったと思います。これを、いわゆる土砂除けしたり、今、ご指摘の大型土嚢が、もう破れかけている部分もありますので、これを新たにしたり、使えるとしても、コンクリートで巻いたり、コンクリートを穴埋めしたりとかね、4つ、5つぐらいの手法でやりますということ、説明、住民の方にしております。

それで、これについても3月末にかかりたいんですけれども、何せこう、入札は、また別ルートでしますので、これを、なるべくですね、連休前後ぐらいまでに仕上げたいということで、千種川漁業組合とも調整をしておるといっても含めて、ご説明されてます。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ありがとうございます。若干こう、安心をしたわけなんですけども、是非ね、そういう応急処置いうんですか、大きな二次災害が起きないように、県の方へも、また町でも、いろいろと考えていただいて、前へ進んでいただいたらと思います。

その次にお伺いするわけなんですけども、これから、3年、5年と災害復旧工事を進めていくわけですが、今後についてのね、打ち合わせ等も、やはりきちっとしておかないと、復旧工事が段々こう、遅れてくるようになると思うんですけれども、それもまあ、若干、心配しておるわけなんです。

また、できるだけ川を濁さないようにしますと、業者の方は、その濁さないようにすることについて、大変な費用がかかるわけなんですよね。そうすると、こういったこと言うたらええか、悪いかって分からないんですけれども、精一杯の、自分のできる範囲内で入札されて、そうされておると。そこへ持って来て、汚濁を止めるために、こう、濁らないこう、何と言うのかな、オイルマットって言うんかいね、あれ、そういうのを敷いたりとか、または、もっと上流から、全部ポンプアップして、できるだけ、この水を濁さないようにするということになる、相当な費用がかさんでくるんじゃないかな。それだったら、その間、ちょっと、工事をストップしようかとかいうような考え方も出てくるように思いますし、先ほど、水切りまでだけ積んでおいて、後はまあ、何とか、その後、ポチポチしたらええがいというようなこともあるわけなんですけども、やはり、工事というものは、先後まで、もう河川も川も使いながらやっていかないと、非常にこう、手間隙がかかってね、莫大な費用がかかってくるんじゃないかと思うんです。お金さえ掛ければ何でもできるんですけれども、そういったものでもないと思いますんでね、何とか、そのところを考えたあげて欲しいなと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど言いましたように、やはり、その必要なことは、対策として、工法の中でね、できることは、また、当然、ある程度の経費が、かかるということは、やっぱり、これは必要経費としてね、考えていくことは、考えていかなきゃいけないだろうと思います。

ただ、100 パーセント完全なことをして、いくらでも経費掛けてやればいいということではないでしょうし、まあ、組合の方にも河川、アユ等の環境、そのへんが、最小限まあ、何とか、配慮、ここ、対策が、100 パーセントでなくってもですね、まあ、許せる範囲内ではね、ご協力もいただかなければならないと思ってますし、まあ、そのところの工法、工事の内容と、また、状況、そういうものを見て、最初から、そのことが必要なことについては、当初の設計の中でね、見られて盛り込まれているとは思うんですけれども、まあ、後、現地において、そういう状況が生まれればね、それは、それで、また、必要かどうかということも考えながら、協議しながら進めていくということが大事かと思えますけども。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2 番、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） まあ、是非ね、そういった仕事に就かれている方々のね、大きな負担にならないように、町長がおっしゃったように、何ぼも経費出さなくてもいいんですけども、最低限の経費はみてやるということで、非常に安心したわけなんですけれども、是非、そのようにお願いしたいと思います。

また、話が、先ほどの表土のことについてなんですけれども、先ほどの、まあ、話では、町外からも、表土の確保等について、まあ、頑張っておられるというふうなことなんですけれども、実際こう、何十町歩という田んぼがこう、流出しておるわけですね。そうすると、相当なこれ、量の表土がいると思うんですよね。それで、今、検討しておりますが何かっておっしゃってあったように思うんですけれども、今から検査するんじゃないしに、もう検査をしておかないといけないんじゃないんですか。肥土が、表土が足りないと。どっかの赤土でもええし、真砂土でもええんですけどね、もう今から、ここの土をうって表土の変わりにするんだとか、バークを入れるんだとか、また鶏糞とか、牛糞とか入れるんだとかいうような、そういうことを、もう既に済ましておかないと、そういうことで、今からまあ、考えていこうかな。代替え材料を考えていこうかなというようなことで、ちょっと、もう既に、今年も3月の、早これ、今日3日ですか、もうそういうことは、ちゃんとしておかないと、これからこう、田んぼのところを綺麗にしていく時にね、整地していかんなんような時期に、そういったことが、はっきりしていないということは、ちょっと、手遅れじゃないかと思ったり、心配するんですが、そのへんは、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 田畑のですね、表土が流れている所、流出もしているところも、多々ございます。そういう中で、これから、表土がですね、どれぐらい必要なのかという

のをですね、まだ、十分には把握できてはおりません。まあ、今の現在ですね、用水の手当てということで、これから農地等ですね、発注も順次していくわけですけども、その中で、表土がですね、そういう今、議員言われますようなですね、赤土用の土質調査をしてですね、どれぐらいの施肥をすればですね、対応できるのかというものもですね、今、普及所も含めてですね、協議を進めております。どこの土が、どこの土でもいいということではありませので、やはりそれに、表土になり得るですね、適切な、町内ですね、土を確保せないかと。場所を見つけなあかんということにもですね、まあ、少し時間も掛かっているわけです。その間にですね、補うものについては、各近隣ですね、市町にもお願いをしてですね、県も含めてお願いをしてですね、他市町の道路改良等でですね、表土が出てきて、その表土を残土処分するんであればですね、その表土を、こちらの方にですね、譲っていただけないか、いただけないかということですね、近隣市町にも声をかけて、少しばかりは、用意はしておるわけですけども、そういうことをですね、積み重ねながらですね、表土の確保に努めたいというふうに思いますけれども、全て、表土がですね、集まってくるいうわけではないと思います。

先ほど、言いましたようにですね、赤土、表土になり得るような土とも確保しなければなりませんし、また、秋にですね、ため池等の工事も発注していくようになります。そういう中で、ため池の中の、表土として、改良すればですね、使えるような物もですね、あれば、そういう物も、うまく運用しながらですね、これから、そういう適宜、対応していきたいというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 池の土上げて、表土に変えたいということなんです。これもね、1日や2日や10日でね、土が乾燥して、表土に使えるわけじゃないんですよ。1年ぐらい寝かいておかなんだら、おそらく無理だと思うんです。

だから、そういったことに1日も早く手を付けていただいて、今年の分にあかいても、来年ぐらいの時に使えるような方法で持って行ってもらおうと、そういうふうにしてもらわないとね、肥土としては、使えないんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、是非、そのとも考えていただきたいと思います。

とにかく、そういうその、今年やるべき所の、水田については、やはりもう、先ほども、同僚議員が質問されておりましたけれども、田植えに、苗とか、いろいろと、やっぱり関係がありますよね。そうすると、今、おっしゃっておったら、どのぐらいって、どないな（聴取不能）か分からんのんじゃないかなというふうなことではね、これ、ちょっと困るんじゃないかなと。やはりあの、20町歩なら、20町歩、今年は作るんだとか、10町歩なんだとか5町歩なんだとか、そういう目的は、きちっとしてもらえないと、分からんでは、何もできないんで、そのところは、もう直ぐにも出せるようになるわけなんですか、どうなんですか。お伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 植え付けのことだと思うんですけども、植え付けについては

ですね、生産調整の関係でまあ、本年はですね、各農会長さんを通じて 53 パーセントですね、昨年より若干増えてますけども、昨年並みに作れるというご報告はさせていただいております。

現在、各集落でですね、仮細目という形で、12月の12日だったですかね、それを締め切りに、取りまとめをさせていただいて、今、全体でですね、集計をさせていただいております。そういう中で、今年の割り当て分が植えられるかどうかいうのもですね、もう暫くすればですね、取りまとめができて、数量が、数値がですね、はっきり出てこようかと思えます。それを見極めた上でですね、まだ植えられる所、それともまた、集落によってはですね、これ以上植えられない。もう少し、集落では植えられるという所があります。そういう物を見極めながらですね、今年の、田植えを進めていきたいと思えますけども、災害に遭ってますので、その上、その全ての田んぼがですね、全て、今年の植え付けに間に合うということもですね、これはまあ、不可能なことでありますので、そのへんは地域でですね、説明もさせていただいて、ご理解を得てですね、対応していきたいというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、そのようにね、苗が余ったとか、少なかったとか、そういうことのないように、ち密に計算して、やっていただきたらと思えます。

私、水田については、よくこう、いろいろとこう、難しい質問するわけですが、良好な水田というものは、1日でならないんですよ。何百年もかけて、先祖から受け継いで来たものだと思います。これを、放棄田とすることは、非常にこう、忍びがたいものがあります。何とか、年数に関係なく、まあ、是非ともこう、水田を大事にしていきたいな、そういう考えを持っておりますので、是非、ひとつよろしくお願いしたいと思えます。

また、獣害問題なんですけども、シカ、イノシシの捕獲を1年を通して行い、猟師の方に、もっと賞与金を出して、捕獲意欲を高めていくような考えはないですか。ちょっと、先ほど、町長からも説明あったわけなんですけども、冬場のこう、猟期の間はこう、補助金言うんですか、賞与金はもらってないんだというような話もお聞きしたんですけれども、その時も、またある程度は出してあげたり、今、何ぼ出しておるんか、ちょっと分からないんですけど、1万円程度なんです。それを倍にしたら、相当こう、猟師も本気になって猟をするんじゃないかなというような考えを持っているんですけれども、そのへんはどうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害のですね、駆除については、猟期以外はですね、ほぼ、これだけ被害が大きいので、ほぼ1年中ですね、駆除を出すような、今、状況が、続いて、毎年ね、続いております。そういう中で、今、駆除についてはですね、猟友会の皆さんに、まあ、お願いをしておるわけです。しかし、猟友会の皆さんもですね、会員さんはいらっしゃいますけどですね、実際に、駆除の出れる方言うたら、またやっぱり限られてくるわけです。そういう中で、この駆除の問題に対してですね、猟友会だけをお願いして

おったら、本当にいいのだろうか。このままですね、その削減につながっていくのだろうかということで、長年やってきましたけれども、中々まあ、減らないというのが現状です。そういう中で、昨年ですね、町の獣害防止対策協議会を作ったですね、やはり、住民の皆さんやですね、それぞれ関係者の皆さんとともにですね、一緒になってこう、獣害対策を考え直してですね、そして、協力しながら、この実現に結び付けていくということでですね、昨年まあ、協議会を作ったですね、いろんな手法を、今の段階で取れる手法いうものを考えてですね、やっておったんですけども、まあ、災害が来ましたので、ちょっとまあ一時中断をさせていただいたという形になっています。今後、22年度、改めてですね、その皆さん方とともに、協議を重ねながらですね、できる対策からやっていきたいというふうに思っています。

まあ、猟友会だけにお願いするというものでね、これまあ無理な話です。だから住民と共にですね、集落も集落ぐるみで、どのような取り組みができるかということも検討しながらですね、対策を考えていきたいというふうに思うんです。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ちょっと、後先になったんですけども、この農家のその、あれですね、専業農家の希望者を募ってね、佐用町に定住してもらって、農業をしてくれる方の育成を図り、放棄田の減少に努める考えはないんでしょうかね。勿論、多方面にわたって、補助政策をし、優遇措置をすることも視野に入れて、農業が発展するような考え方はございませんか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵造典章君） この農業の経営の問題で、専業農家を募る。言えば、若い人達が、また農業に就くという、この前提には、その、いろんな支援とか、援助という、補助というのがね、ある、まあ、あったとしても、中々、これをね、専業、これで生計を立てていく、生活をしていくということ、このこと自体が、例えば、そういう放棄田とか、今、なっているような、非常に効率性の悪い農地では、特にもう、無理ですし、また、町内のような、まあ、今の生産規模ではですね、非常にまあ現在、既に、これまで頑張ってやっていただいている人でさえ、中々、これを続けることができないという状況ですから、そういう新たに、就業、農業をやってみようという就業者、そういう人があれば、その、町としても、地域としても受け入れていただいてね、応援していくということもありますし、まあ、特に、今は、町内でやって、そういう担い手、また、専業としてやっていただく方に、いろんな支援策を持って、今、取り組んでいただいておりますね。そういうことに、町としては、できるだけ重点を置いてやっていきながら、新たな、そういう農業への意欲を持って就業していただく方が、どんな、じゃあ、農業生産、農作物を作っていけばいいのか、そういうふうになれば、また、それによって、専業としてですね、意欲、生活も安定した中で、やっていけるのかという、そういう面で、相当まあ、そういう見通しが立たないですね、また、町としても、そういう人を募集するというのは、難しいという点があるかと思います。

まあ、あの、思いは、それぞれ持って、特に、今、日本全体がね、そういう中で、新たな農業というのを考えていかなきゃいけない時代ではないかなと思うんですけれども、佐用町だけで、取り組むということは、中々、今、非常に難しいということしか、今、お答えができないと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） こんなこと言ってええか、ちょっと悪いか、分からないんですけれども、佐用町内でもね、東徳久ですか、ここなんかは、非常にこう、農業に力を入れられて、まあ、安定所等にも、そういう希望者を募って、何人か面接に来たとか、それで、計画を聞きましたところ、やはりこう、人が増えれば、1年中仕事ができるように考えておるんだと。ビニールハウスも立て、または、稲、麦、いろんな加工、多方面にわたって、やっていきたいというような話をされておりました。そういった所もございましてね、それなんかを、その東徳久のことも、1つの先進地として、やはりよく見ていただいて、そういった方向にね、やっぱり指導していく、そういったこともできるんじゃないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。それは、町内で、今、農業法人化されて、営農をやっているのは、東徳久だけなんですけれども。それには、まあ、集落全体が、皆、協力して、ある意味では、たくさん、たくさんの農家があるわけなんですけれども、その農家の皆さんは、その農業法人にですね、委託を全部、できるだけすると。そのかわり、片方では、サラリーマン、いろんなところで、働いてですね、そちらの生活は、きちっと、個々の生活はしながら、専門的にこう、農業をやってもらう人には、集落営農として、そこに専任の就業をして、1年中、いろんな営農をしていくという、まあ、そういうことで、これは法人化をするかしないかは別にして、今、集落営農として、町内でも、他にも、それぞれ取り組んでいただいているところがありますのでね、また、そういうことを、これから進めていかないと、個人個人の農家では、もうその、農業を続けていくこと、その土地を守っていくことができないという状況だと思います。

そういう意味で、農地の集約化、また、担い手を育成して、今、専門的に、今、農業をやっていただく方を支援したり、また、先ほどの、言われる、集落で取り組んでいただく、そういうことを、今、町としても、できる限り、応援しながら進めているというのが現状なんです。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2番、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 是非、そういった方向で、放棄田をね、やっぱりできるだけ少なくして、皆で協力していくように、是非また、指導をしていっていただきたいと思います。

この被害とこの、5番目のところで、先ほど、ちょっと私、うったんですけれども、ちょっと、沿わないようなことを書いてあると、ブラジルのことを書いたわけなんですけれども、これについてはね、多少の経済的な関係があるというようなことで、調べて、是非これは、参考にさせていただいたらなというようなことで、書いております。

まああの、簡単に言いましたら、内容的にはね、佐用町民が、援助金やらいただき、豊かになれば、地元商店も、活力が出てきて、佐用町内の発展も考えられます。

昔、豊臣秀吉が、長浜で、税金のことについて、無税にするとか何とかと言うと、こう、令を出しましたら、初めは、ちょっと嘘かいなと思っておったんですけれども、ドンドン、商人とか、いろんな人が集まって来ましてね、あそこの（聴取不能）が大発展したと。勿論、織田信長も、楽市楽座ですか、そういったこと、いろんなことやって、あそこ、尾張の辺が、大発展したというようなことがございました。

勿論、ブラジルという国は、2000年頃には、世界でも有数のこう、インフレの国でございました。あそこには、もう、金も貸すな、何もするなということで、世界中から見放されたようなことになっておったわけですよ。で、たまたま、そこへ、今の現在の大統領が、貧困層とか、そういう所に、こう、家族手当とか児童手当とか、いろんなことについて、仕事する人には全部こう、いろんな手当を出してね、年収6,000円ぐらいの収入の者が、だいたい、そういう貧困層言うんですけれども、その方々に、6万円か7万円の、約10倍の、その手当を出したと。そうすると、その大統領の目標では、2008年までに、2015年までに何とか、整流に戻したいというような状況だったわけなんですけれども、実際は、08年に、もう既にもう、その目標が達成されたと。貧困層というのは、だいたい72パーセントぐらいあるそうなんですけれども、今は、そういうことなしになって、非常に大きなこう、経済発展をなされて、中国、インドに次ぐぐらいの経済発展をしておるというようなことで、これ、お金を、支援金とか、手当を出すと、これは非常にその国でも、よく発展するんじゃないかと。ほなら、そのブラジルのことを見て、ミニ版でね、佐用町で、何とか、いろいろ法律とか、いろいろとあるかとは思うんですけどね、その中で、いろんなこう、大胆なこう、支援金とか補助金を出せば、佐用町が、もっと元気になるんじゃないかと、この大統領も、最初に、そういう政令言うんですか、何か、公約を出した時に、上級の階級層とか、富裕層というものと、中間階級から上の方々は、そんなあほなことしてあってあっかいいいというようなことを、あざ笑っておったようです。

ところが、今現在は、そうではなしに、非常にこう、その大統領を、信頼しておるというようなことがございます。

だから、佐用町も、町長もなってから、もう1年、1年来てないんですけども、6カ月になるんです。11、12、5カ月ほどですか、なったわけなんですけども、この大きな災害を契機としてね、できる補助金とか、できる支援金、援護金というものは、出していただいて、そして、できるだけ佐用町で金を落とすようにしてもらったら、ブラジルのミニ版ができるんじゃないのかな。だから、そういったことについて、是非ひとつお願いしたいなど。これについて、答弁がなかったんでね、ちょっと残念だったんです。ちょっと、お伺いしたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 答弁がなかったと言われて、中々、答弁できないんで、わざとしないかなって思いますが、まあ、再質問で、まあ問われましたので、まあ経済っていうのは、非常にまあ、今、グローバル化と言われて、こういう、情報や流通や、まあ、いろんな意味で、その経済の圏域が広がってですね、当然、佐用町地域だけの経済の中では、物事

は考えられないと。もっと大きな、日本だけでも考えられないような時代になっておりますし、また、当然、今、お話をいただいた、ブラジル、中国にしても、また、インドにしてもですね、ある意味では、もう 10 年前までは、まだ発展途上国と言われたところで、いわゆる経済が、全体が、ぐんぐんとですね、大きくなる可能性を非常に大きく持った中で、1つの政策が、そのきっかけになっていくということで、成功したことはないかなと思うんですけどもね、ただ、日本の場合においては、非常に成熟社会になって、中々、今、政府においてもですね、経済対策、非常にまあ、何を、効果的なことがね、打ち出せないというのが、国においても、今、非常に大きな一番課題ではないかなというふうに見ております。

まあ、いろんな、今回の子ども手当とかですね、補助金、いろんなもので、やってますけども、それが即、その経済の発展につながるのかということ、中々、今の日本のような成熟された経済の中では、難しいという点があるかなと思うんですけども。

特に、そういうふうに、佐用町のミニ版と言われても、佐用町だけが、それだけの財政力を持っているわけではありませんし、個人的な、いろんな福祉政策とか、振興政策とかということでの、佐用町の財政に見合う、力の中では、精一杯のことはやっていく努力はしておりますけどもね、それが、大きく直ぐに、経済につながるようなことまでね、できるだけの町としての、財政基盤というものは、ないということは、十分ご承知のとおりだと思うので、ご意見としては、いただきましたし、そういうことをね、注視しながら、世界の中では、そういうことが成功しておりますし、また、日本の国としても、これから、どういふような経済対策を打たれるか、その中で、佐用町が、どういふふうに、それを受けて、佐用町としても、やっぱり努力する部分は、努力しなきゃいけないということは、十分にこう、認識しながらですね、取り組んでいきたいと思っておりますので、まあ、そういうことでご理解いただきたいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、2 番、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） もっと、早う終わろうと思うておったんですけども、こう、ちょっとこう、弁舌がさわやかになったん、それ嘘か。ごめんなさい、ちょっと発言、取り消しといてください。

長くなりまして、すみませんでした。しかしあの、ちょっと、課長にもきついこと言ったり、町長にも難しいことを言ったわけなんですけれども、これもやっぱり佐用町を思う気持ちで、そういうことを言いましたので、お許し願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） 新田俊一君の発言は終わりました。
続いて、14 番、矢内作夫君。

〔14 番 矢内作夫君 登壇〕

14 番（矢内作夫君） 14 番、矢内でございます。

昨日は、3 月議会初日ということで、開会日だったということなんですが、日頃の不摂生のお陰と言いますか、風邪をちょっと、こじらせてしまいまして、本当にご迷惑をおかけしました。お許しをいただきたいというふうに思います。

今回、2点について、質問をさせていただきます。まあ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず1項目目ですが、どう考える、被災農地の再生ということであります。

昨年8月9日の災害により、全壊住家139戸をはじめ、半壊、床下浸水まで含めると約2,000戸以上の住家が被災をいたしました。まあ、何よりも無念なことは、かけがえのない、多くの命が奪われたということであります。心からのご冥福をお祈りいたしますと共に、多くのご遺族の皆様方には、その深い悲しみから、1日も早く立ち直っていただくことを、心から、願うところであります。

公共施設の部分では、役場本庁をはじめ170箇所をこえる施設、農作物被害では面積で、約550ヘクタール、農地・農業用施設等では国庫補助分の査定決定数字だけでも約400箇所、被災事業所は400事業所を超える被害でありました。

今回も、多くの同僚議員から多岐にわたる質問が出ているわけですが、今回、私は、農地と、それに付随する小河川について、町長の考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

まず1件目は、今回の農地の総被災面積と箇所数。まあ、現在、確認できている面積、件数で結構であります。

2点目は、この内、査定決定数値、まあ国庫補助分が、どのぐらいの箇所数があったかということ。

被災査定5万円以下は、まあ、5万円以下と言っても、ちょっと分かりにくいと思うんですが、5万円以上から40万円、確認している件数は、どのぐらいあるかと。

4番目で、先日の全議員協議会の中で、議員の質問に補助率の見直しを考えているとのことだったが、それによる必要額は、どのぐらいを見積もっておられるか。まあ、あの、先日90パーセントということで、それは聞いたんですが、この必要額についてのお尋ねをいたしたいというふうに思います。

5番目、この被災により農地の放棄地が増えると考えられますが、このことについては、町長は、どういうふうに思われておりますか。ということであります。

6点目に、小河川。まあ、例えば長谷地区であれば金近川、長谷川の復旧であります。これの復旧も、地域としては安全、安心の観点から、大きく議論されるところであります。まあ、従来どおりの方法でやるのか。従来どおりと言いますのは、行政側から設計して提案をするということですが、この点では、地域づくり協議会を交えて、議論する中で復旧、復興、改修を考えるような手法はとらないか、考えを問いたいというふうに思います。

2点目ではありますが、今後の獣害対策はということで、今も新田議員の方からございましたが、今回の災害で長距離にわたる獣害防止柵が流失をしました。確かに、それなりの効果はあったと思いますが、いつまでも今の様な金柵の中で人が生活をするような状況で良いのか。勿論、対応策としては、しなければならない対応はすべきだと思います。しかし、金柵のない佐用町の再生も、この機会に努力する必要があるのではかろうかということでもあります。今日までに、この対策に多くの資金が投入をされてきました。しかしながら、この対策も、もう限界が来ているのではないかというふうに思います。何としても、数を減らさなければ、どうにもならない状況に来ております。

今回、この状況に、もう我慢できないという考え方から、鹿被害の会が結成をされたました。私も、ここ数ヵ月間、この会の設立のため、何度か、その会に呼ばれました。何とかしたいとの強い思いで結成をされております。こうした方々を大切に、今後、行政、獺友会、今もお話がございました対策協議会、鹿被害の会が一体となって、何とか金柵のない佐用実現のために、今以上の努力をする必要があるのではないかというふうに思います。

町長の考え方を伺います。

まあ、提案として1点、何としても、頭数減ということが一番だというふうに思います。その観点から、専門の駆除班を試験的に1班編成し、1年中、それにかかるというような、特別駆除班を編成したらどうか。これは、提案であります。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（山田弘治君）

それでは、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

はい、それでは、矢内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、被災農地の面積と箇所数についてのお尋ねでございますが、今回の災害においては、農地・農業用施設においても甚大な被害を受けておりまして、現在、早期復旧に向け鋭意努力をいたしているところでございますが、農地の総被災面積は、厳密には、把握できておりません。国への災害報告にあたり、当初、農地の被害面積は180ヘクタールと報告をしており、箇所数については、各集落より田畑の被害として4,337箇所の報告をいただき、それを基に調査をしたところであります。

この内、国庫補助として採択となった箇所は、232件、1,445箇所、被災面積57ヘクタールとなっております。また、被災額5万円以下の件数は把握できませんが、町単独小災害としての申請受付は、2月22日現在、71件、172箇所であり、今後も各集落より、次々と申請があるものと考えております。

次に、補助率の見直しについてでございますが、町単独災害復旧補助事業の補助率引き上げについては、今災害の被害の甚大、大きさ、各農家の被災箇所が複数にわたっているための負担が、多額になること。地域によっては、復旧に時間を要し、農業収益が減少することを考慮して、今災害に限り、現行の85パーセント補助を、国庫補助事業の採択要件に合致するものについては95パーセントの補助、他の農業災害については90パーセント補助とさせていただきました。補助率見直しによる必要額は、この5パーセントの上乗せにおいて、概算で約2,000万円程度になるのではないかというふうに見込んでおります。

次に、放棄地についてのお尋ねでございますが、地域の被災状況により、農地の流出や多量の土砂流入、用水路の崩壊、井堰の流出、獣害防止柵や獣害被害の増大等、関係者の高齢化と共に、今後の維持管理に不安を抱かれ、この際に離農する農家が出てくることは、予測をしております。それがために、国の補助災害にならなかった災害箇所の補助率も見直しをさせていただき、また、1日も早い復旧に努め、農家のみなさんに営農意欲を持ち続けていただけるよう、復旧後においても、農業の生産性を向上するべく取り組みを継続し、農家の方と相談をしていくことが、農地の耕作放棄を、少しでもなくすることにつながっていくというふう考えております。

次に、小河川の復旧についてでございますが、兵庫県では、昨年の災害からの復旧・復興を目指し、千種川、佐用川、庵川、6河川54.59キロメートルの区間において、緊急河道対策として河川改修事業が実施をされることになりました。

ご質問の金近川、長谷川等の緊急河道対策区間以外の河川においては、被災を受けた河川施設を原形に復旧することを基本としているわけですが、生物の多様性や河岸の多自然化などにも可能な限り配慮をさせていただき、また、地域の皆さんの意向も、意見も反映させながら、兵庫県光都事務所と共に、この復旧事業に取り組んでいきたいというふう考えております。

次に、今後の獣害対策についてのお尋ねでございますが、先ほどの新田議員からのご質問にも、お答えをさせていただきましたが、農作物等への獣害被害が年々増加している中で、狩猟期以外においても有害駆除活動としての捕獲体制を取り、活動をしていただいておりますが、特に、シカの生息数に顕著な減少が見られず、逆に、まだまだ増えているという状況であります。農林業被害が深刻な状況が継続をしているために、地域においては、農地が守れないとの声が、非常に大きいということは、承知いたしております。

従来の、猟友会への捕獲依頼や、田畑への進入防護柵設置だけでは、被害の減少には結びつかないために、昨年6月に、佐用町獣害防止対策協議会を設立し、自治会、農会長会、猟友会、森林動物研究センター等関係機関と共に、各組織が連携を図りながら、新たな取り組みを活動し、実践していく協議を進めていたところであります。

しかし、先ほども申し上げましたように、8月の災害以後、中断をしておりましたが、中断を余儀なくされたわけではありますが、改めて22年度より、協議を再開して、従来の猟友会への捕獲依頼、防護柵への取り組みも継続しながら、現行の補助制度を継続し、新たな、実施可能な、有効な取り組みも考えていきたいというふうに思っております。

今、県では、市町と協力しながら、シカの大量捕獲用わなを実験的に設置して、捕獲拡大の取り組みをしているところでございます。その結果が、有効であれば、また各集落への支援施策としても、これの、捕獲わなの取り入れを考えていきたいと。そのために、協議会とも協議をしていきたいというふうに考えております。

また、集落診断による地域ぐるみの推進、営農管理による獣害対策、一斉捕獲、有効な捕獲時期の検討、また、駆除班の再編についても協議を進めて参りたいと思います。

獣害被害により、農業者の高齢化が進んだ地域では、農業生産意欲が失われ、耕作放棄につながっていく状況がございます。町といたしましても獣害対策は、安心して安全な農作物の安定供給を目指すためにも重要な課題であり、将来の農業振興を見据え、地域の皆さんと共に、効果的な獣害対策を、より強力に進めて参りたいというふうに考えております。

まあ、先ほど、提案として、お話いただきました、特別駆除班等の編成、これも従来から、そういう点も考えていかなければならないというふうにも思っておりますけれども、この獣害対策の協議会の中でもですね、そういう体制が取れるかどうか、そういうことも含めて、また、猟友会のご協力もお願いをしながらですね、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14番、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 再質問をさせてもらう前に、ちょっと1点だけ確認をしておきたいんですが、まあこれ、あの、通告をしてないから駄目やと言われるんだったら、駄目や言うてください。

まあ、ある集落と言っておくんですが、ある地域の方が、その8月の9日に、家の裏が崩れたと。それで、どこも、そういうような状況になっておるんで、町へ言うても、じき対策はとってもらえへんだらうということで、ある業者を頼んで、除けられたらしいです。で、4、50万か5、60万か聞いたんですが、お払いになったということで、で、後にまあ、その人が、町としては、こういうふうな対策をしておるんやと。補助金を、こういうふうなこと出るんやとかいうようなことをお聞きになって、それで、その地域の自治会長に、まあ、こういうことで、さき除けたんやけども、こういう業者にも、こういうよ

うなん払うとんやということで、領収書も持って行ったりして、何とか、自治会長の方から、町へ申請してくれへんかというようなことを言われたらしいです。ほな、自治会長が、いや、そないなこと、わしら知らんさかいに、するんだったら、お前持ってけみたいな話だったらしいです。で、そういうふうな、自治会長の対応について、どうかというふうに思うことと。

まあ、1点は、もし、そういうふうな事例がある場合、事後対応として、対応がしっかりできるのかどがいか。ちょっと、最初に。もし、通告外であかんのだったら。

議長（山田弘治君） 矢内議員、これちょっと、通告外ですので、この答弁については、担当課長の方から、別サイドでまた、答弁さすようにしますので、これについてちょっと、それで、終えていただきたいと思います。

14 番（矢内作夫君） そうですか。はい。今回の質問の目的、第1点の目的は、今の状況の中で、農家の農地から上がる収益から、いろいろと考えた中で、これ、こういうふうな被災を受けた時に、自分でお金を出して、その農地再生を、ほんまにできるような状況であるかどうかということだろうと思うんです。で、まあ、今回、町長も頑張ってくれて、90 パーセントというような方向出してもらえたということ、これは非常に結構なことだというふうに思うんですが、これ、今、聞いてみますと、その5 パーセントを上げたために、85 を 90 にしたためということですか。今、2,000 万どうこうというのは。ほなら、そないなこと言うたら、語弊があるけども、5 パーセントを 10 パーセントにしたら、4,000 万で済むという話やね。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 小災害でね、見なきゃいけないのが、その85 パーセントなり90 パーセント分がですね、元の工事の事業が4億ぐらいあるんじゃないかなというふうに見ているわけです。ですから、その5 パーセントであれば、2,000 万というぐらいだろうと。ですから、元々が、それだけの、全く町単費で見なきゃ、財源がいるのが、その3億、4億、5億、どれぐらいかかるか、まだ実際には、これから、取り掛かってみないと、分からない。本災なり、こう災害として、補助をもらえ、査定を受けられない所のものが、これからドンドン、次々と、町として対応しなきゃいけないものが出てくるんじゃないかなということの中での2,000 万だというふうに、これはもう、十分ご理解いただかないと。たった2,000 万ではないかというふうに見られると、非常に、町の財政としては、将来厳しいということです。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） あのね、いや、それ、町長言われることも分かるし、当然、そうだろうというふうに思うんですが、僕はもう、この5 パーセントが1億ぐらいになるんかなと思うとったんです。で、10 パーセントに、95 パーセントにするということになると、2億ぐらいの金がかかるんかないうふうに、20 億ぐらいかかるんじゃないかなというふうなこ

とは思っておったんですが、もし、そりゃ、上乘せが2,000万じゃさかいに、それは、もうそれまでに、3億何千万かかっとなやという考え方だろうと思うんですが、それは、もうそれで、よう分かるんです。けども、ほんまにこう、今、農地が被災して、それで、これを、ほんまに直したいんやけども、やっぱり、10パーセント言うて、それが、1箇所だけだったらええわけですわ。それが、3箇所か4箇所、横坂でもある人があるわけです。ほなら、30万で、3箇所あったら、90万ですわね。で、10パーセント言うたら9万円いうことになるわけです。ほな、それが、実際その、しっかりとした収入が上がるようなもんに対してだったら、やっぱり皆、お金掛けてもええと思うんですよ。そやけど、今、ほんまに、農地、畑にしても、田んぼにしても山にしても、そうなんです、そっから、ほとんど、その金が上がらんというのが現実なわけですよ。

で、止めたうて、本人は、それでええし、誰も、それで直ぐには、影響はせえへん。ほな、止めたら止めたでええがなということになってしもたら、これから、ほんまに、農地を守っていかれへんと思うんですわ。それで、僕は、たっただとは言わんけども、もし、そのぐらいで、今、2,000万か3,000万の金で、もうちょっと手厚い保護ができていくんだとしたら、まあ、聞いたら、起債、基金も、1億7,000万ぐらいな基金取り崩しで済んだというような話もお聞きしました。で、まあ、本当に、ありがたいこっちゃなと思うんですが、まあ、そういった中で、しっかりした基金も、極端に言うたら、まだあるわけです。で、その中で、1,000万、2,000万の金を使うて、ほんまに町も、農地復旧のために本気になってくれとなやという姿勢を、やっぱり農家の人に見せるということは、一番大事なこっちゃないかと思うんですよ。

で、そういった点から言いますと、まあ、ほんまに2,000万ぐらいで済むとしたらね、今、町長言われたように、5,000万掛かるか6,000万掛かるか分からんというような話も、片方ではあるんですが、もうちょっと、ほんまに頑張ってくれたらなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、頑張ってるつもりなんですけどもね。まあ、その今は、農地のことをね、言われますけども、当然、町が、今から、いろんな災害対策の復旧でも、農地以外、これ、先ほどこちょっと出てました河川、特に小規模河川についてもですね、また道路にしても、町道、いろんな所、これは公共土木については、これは町が100パーセントやっていかなきゃいけない。この部分も、まだまだ本災で、査定、補助災としてやっていただける以外の所、査定受けなかった所、採択にならない所があるわけです。だから、全体の事業費というのは、まだまだ、これからね、その農災だけではないということ。

それから、どうしてもまあ、これは個人の財産です。その被災受けられたのは、農業者だけではない。この商業者、工業者、いろいろと、それぞれもう、皆さんの生活の面で大きな被害が出ているわけです。ですから、その、ただ、農地というのは、公益的な面も非常にありますし、地域、これ、特に今、農業生産、非常にまあ、全く採算も合わないような中で、町土、国土と言いますかね、土地を、地域を守っていくことにも必要、これを放って置くと、ドンドン、これが全体に、非常に大きな荒廃につながると。そういう面でね、町としても、できる限り農地を、継続、農業を継続していただく支援をしていかなきゃいけないというところで、この前回の災害の時、85パーセントという、これも従来70パーセントを85パーセントにしたわけですね。

私は、まあ、これは県下でも、こういう農業施設等にね、町として、自治体としてですね、援助、補助しているのは、かなり高率的な補助をしているんじゃないかと思ってます。

で、まあ、今回の被害については、今、言われるように何箇所も、1人の方が、関係されてると。1箇所が少なくても、何箇所もあれば、相当な負担になるということも、当然、あります。それも考えて、90パーセント。しかも、補助災として受けられる範囲、要件に見合うについてはですね、95パーセントまで援助、支援をしようということにしているわけです。

まあ、ですから、まあ、ただ、それだけのお金を掛けて、今言われる、個人的にも、これを、その継続されない、農地を放棄されるのも困りますし、ただ、町としても、そういう復旧事業をした土地がね、そのまま今度は、放置されてしまうというのも、これもまた、非常に、この懸念するわけです。だから、どこでもかしこでも、その放置されてるような土地でもね、このほとんど負担なしで、100パーセントでやる。で、それだったら、全ての所を、まあ、大きなお金を掛けて、また、それが、現実には、放棄田として、放置されてしまうと。まあ、それでは、逆に、河川とか、そういう護岸だけきちっとしてね、農地としての、もう機能を果たさないんであれば、それはもう、農地ではない。通常の土地としての管理、そういうことにもしていかないと、完全に農地として復旧して、農地として使われないということがあっても、これもまた困るというふうに思うわけです。

ですから、それは、いくらでも補助率を、言えば、最終的には100パーセント、負担ゼロにしたら、一番いいというふうに言われる方もあるかもしれませんがね、まあ、今回の措置において、まあ、私は、地域の皆さん方においても、それなりに評価もしていただけるし、意欲を持って、何とかやろうという気にはなっていたいてるというふうには思っているんですけどもね。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14番、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） まあね、機会あるごとに、本当に、そういうふうな今の町長の気持ち、まあ、行政としての気持ちを、農家の人に、しっかりと伝えてもらって、で、もうやっぱり、農地として、しっかり守らないけんのやということを、農家の方にも、しっかりところ、認識いただくように、お願いしたいというふうに思います。

それでね、その農地もそうなんですけども、その、こう一つの工法言うたらおかしいけど、例としてね、上から下へ、まあ、土がずれたと。ほな、下は水田なんですけど、上は畑で、何か、果樹だったらええんですが、花木を植えておったら補助対象にならんのやとかいうようなことがあるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） それは、補助対象になる、採択、申請できる要件でですね、今、例題を言われるような要件はあります。

だから、そういう花木だったらですね、対象にはならないとかですね、果樹だったらなるとかですね、それは、もう、補助対象に申請する1つの要件の中にあります。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 仮に、それがね、花木だったら、補助対象にならない。果樹だったらなると。それで、仮に、それが 40 万、50 万掛かって、ほならその、普通は、やっぱり畦畔がずれたら、上の田んぼなり畑の人の責任で、直さないけんわけやな。これは。普通から考えたら。ほな、この人は、もういらん言うてのわけやな。ここを。もうええんやと。ほなら、下の人は、どがいするんかということなんです。どないさしたら、ええ思いますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今のケースで言えばですね、国の災害に掛かるとすれば、下の農地の復旧ですね、その排土、土を除ける。どういう傷み方してるか、現場見なければ分かりませんが、排土で 40 万以上になれば、農地の土砂の除去は、国の災害で採択になるということ。ただ、上は、そのままに残るということです。まあ、上で直すか、下で直すかというのはね、受益者負担の問題もありますので、それは、双方、円満に話をさせていただいて、まあ、解決言いますかね、合意をしていただく。まあ、行政が、上いくら、下いくらというね、中に入って行司をするわけにいきませんので、そのへんは、円満に解決していただければと思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） いや、もうね、そのへんで、非常に難しいところが、まあまあ、うちだけやなしに、どっこもあると思うんですけどね、で、そのへんのところがね、もうちょっと、その、やっぱり、縦割りというか、横割りうか、そないなことだけでね、これはまあ、1つの例言うと、これは建設課の関係じゃとか、これは農林の関係やとか、わりに、そういうことも、地域の人は、嫌うわけですね。役場へ言うて行ったらな、何でも、かんでも、そこが取り上げてくれたらええがなと。何で、お前、そっち行け、こっち行けいうならというふうなことを、一番、思われるわけです。

それで、やっぱりね、こういうふうな時は、勿論、そうなんやけども、もうちょっと、やっぱり親切なね、対応をして欲しいと、僕は思いますは。

まあ、農林でも、農林だったら、農林から建設課へ持って行ったらええわけじゃない。建設課へ来たら、建設課から農林へ持って行ったらええわけですね。そのへんのところをね、そりゃまあ、いや気に入らんような顔しとうかも分からんけど、そのへんのところはな、ある程度、役場の中で、それこそ、何万人もおるような職員じゃないんじゃさかいに、段取りはできるというふう思うんですけどね。で、まあまあ、それも 1つ、1つの情報言うたらおかしいですけども、何とか考えていただきたいなということで、まあ、お願いしておきます。

それからね、こないだ 8 月、2 月の 23 日に、今言っていました、その 85 パーセントを 90 パーセントに引き上げますという、町長からのあれなんですけど、ここに小災害復旧事業変更いう形の中で、ただし応急復旧工事には適用されませんと書いてあるんですけども、

この応急復旧工事の具体的に、ということなんか、ちょっと説明お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほどの、別に、気に入らん顔しとうわけじゃありませんので、そのへんはですね、来られても、建設課もそうなんですけども、それぞれ、こういうことだったら、これは建設課の方で対応できるだろうか、どうだろうかという、それは、適時打ち合わせをしてですね、調整をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、応急工事についてはですね、8月の9日の災害以後ですね、その人家裏に、崩れたとか、人家の裏の谷川に土砂が溜まったとかですね、まだ床下に、雨が降っていると。二次災害なり、これから、被害を及ぼすというところをですね、緊急にか、土砂を除けたりですね、対応をさせていただく、それについて、応急、緊急でやるいうことを応急ということですね、自治会長に、通知をしたわけです。まあその、自治会の中で、緊急に対応をしなければならないという箇所と、そうでない、少し待っておってもいいよという箇所とを、さび分けられたと思うんですけども、事前に、緊急で対応してですね、処理をしたいうことを応急でやったと。

それから、今、これから順次、小災害ですね、単独の小災害でも取り込んでいるいうのをですね、対象にするということで、その緊急にやったものについては、当初、85パーセントのですね、補助を、町の査定額の85パーセントを補助させていただくというご通知を申し上げておりましたので、そういう対応をさせていただくということで、区分けをさせていただきました。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14番、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） いや、これにはね、まあ、それは、ほなら緊急じゃないんじゃないんじやと言われたら、いけんのやけども、今まで、85パーセントで査定しておったもんも、この決まったこって、90にしますよということが書いてあるわけだろ。これ、一番下に、既に、補助率85パーセントで承認通知をしている箇所についても適用することとするいうて書いてあるんだろ。

議長（山田弘治君） ちょっと、待ってください。農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 85をですね、90。それから、85を95にするんについては、応急工事として、承認をしたもの。既にね、承認をしたものについては、対応をできませんと。それ以後ですね、2月の23日までに、小災害としてですね、既に85という形で通知を出したものもあります。そのものについてはですね、今回、小災害は、85から90、それから85から95という形でさせていただきましたので、小災害では、既に、85というて通知したものについてはですね、さかのぼって、それは見直させていただきですけども、応急工事については、当面、当初の予定どおり85パーセントで対応をさせていただくということの表現をさせていただいております。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） どうもこう、応急、応急言うのもうひとつ、公共的なことという意味でもないん。そうでもないん。

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

14 番（矢内作夫君） ほな、いや、ほなね、いや、今、僕が、一番初めまあ、それは、通告がないであかんいうて言われたんやけども、そういう件については、これは、応急とか、緊急にはならんわけ。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほども言いましたけれども、人家裏で、どさっと崩れて、早く土砂除けなければ、壁に土が当たっていると、水が、そのまま浸透しているというのは、緊急に除けなければならない。生活に支障を来たしてますのでね、そういうものは応急工事として取り扱っている。で、その応急工事の中でも、人家裏、人家裏に対してはです、農地は 85 ですけども、人家裏に対しては 90 という、補助のね、率を変えておりますので、だから、その 90 が、今度の 90 と、ちょっと重複いうかね、そういう場合がありますので、ちょっと、誤解を招くところもあるんだろうと思うんですけども、応急工事については、人家裏に対しては、90 のですね、支援をさせていただいておりますので、もし、そういう所が 90 出ておったら、ああ、おかしいなというかも分かりませんけれども、その制度で、85 と 90 というのを分けておりましたので、応急工事でも分けておりましたので、そのへんこう、ちょっと整理をしていただければ、お分かりいただけるんじゃないかなと思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） もうひとつ、よう分からん。また、後から、しっかり聞きます。

それとね、まあ、おかしいことばかり、次々、聞くようになるんやけども、まあ、今回の災害で、5 万円以下のもんも、かなりあります。で、私とも、25、6 箇所だったと思うんですが、全体で、農林振興課へ持って行ったと思うんですが、その中で、何箇所か、これはあかん言うて、切られた部分もあるんです。

それが、業者が見積もりしておるんが、7、8 万ぐらいなやつが、あかん言うて切られておるわけですね。ほなら、業者に、それを言うて、8 万だったら、8 万で、これあんた 8 万でやっちゃん言うたんやけど、役場が 8 万じゃ認めんのやと。5 万円以下しかあかんいうて言われるんやと。それで、あんた、どが言うん、これ 5 万円まででやってくれって言うたら業者が堪えてくれと言うわけですね。それだったら、8 万円で、役場にやってもらいないのということになるわけですね。ほなら、5 万円以下でね、5 万以下で、役場でやってもらったらええがな。それ、役場がもしね、査定を、まだ、高く査定せい言

うんじゃないですよ。査定が、業者が出した査定額よりも、かなり下回って、それで、5万円以上にならんさかいに、補助外やと言われた分について、地元でも困る部分があるんですよ。それで、その部分についてね、ほなら4万5,000円だったら、4万5,000円でも、どっか、他の業者で、うちが発注してあげるとか、紹介するとかというようなことは、できるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ちょっと、細かい、個々のケースですのですね、どういうケースだったのかいうのをですね、しな分からんと思いますけど、町長がね、一番最初に、（聴取不能）のケースでも、集落で取りまとめていただいたら、そういうのも対象に、まとめりゃ出るという話もされておりました。だから、集落でまとめてですね、されてると思います。

それで、対象になるかならないかの、まず1つはですね、本当に、あの、中によってはですね、土砂の排除と言いながらですね、通常維持管理の範囲でね、しているんじゃないかというのね、含まれているんも、たくさんあります。やはり、そういうものはですね、やはり、町としても、さび分け言うたらおかしいですけど、見極めさせていただいて、対象にさせていただくもの、いかないものいうものを、分けさせていただく必要もあるかなというふうに思います。

また、その業者がですね、見積を出して来てもですね、それで、本当に、それが正しいのか、少し高いんじゃないだろうか。もう少しこう、できるんじゃないだろうかというものですね、町が、まるっきしできないお金で査定しているわけではありません。そういうこともありますし、業者によってはですね、経費を満額見てくる業者もあります。しかし、通常、町が請け負いをしてですね、そういう資料まで提出を求めるということも、今回の災害では、緊急の場合してませんから、やはり経費としても、業者も少し考えていただかなければならない。ひいては受益者に負担の掛かる話ですから、そういうことも、総合的に勘案してですね、査定額というものを調整させていただいておりますので、個々のケースについては、また別個、ご相談してもいいと思いますけども、そういう、基本的には、そういう考えでやらしていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） たくさんの、そういう被災箇所があって、業者の方もですね、中々、仕事がいっぺんにこう、増えたという中で、中々、そういう細かい仕事がしにくいとかね、もっと、効率のいい物をやりたいとか、いろんな、その思いはあると思うんですけど。ただ、今回、その町内業者の方にも、全面的な協力をして、皆で頑張って、お願いしたいということを言ってます。

で、町としても、職員もですね、皆、公平に、同じように、この査定をして見てますのでね、決して、その今、課長言いましたように、できないものを、これが駄目だと言っている。下げてるわけじゃない。こういう範囲内ではできるだけだろうということやってる。もし、それでね、もし、その業者が余所にやってくれと、町にやってもらえというような

ことの業者があるんでしたら、私とこへ、きちっと言って来てください。私が、その業者と話をします。で、きちっと、どういうことで、そういうことを言われるのか、それは、はっきりと、業者の方から聞いて、業者の方の言い分が正しければ、私どもで、きちっとやりますし、もし、それが、間違った、その話であればね、それは、業者の方も、もっと協力していただくように頑張っていただかないと、これは、その業者さん、一生懸命やっていた業者さん、全てやってくれてると思いますけどもね、そうでない業者が、もしあるとすれば、それは考え直してもらわなければならないということです。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） いや、あのね、1 件まあ、1 件か 2 件だったか横坂でも、それ出して、その不採択になった部分があるわけです。で、まあ、何人か、役員、私も、その中に入っておるんですが、わりに協力的な人が多いんで、これだったら、もうしょうがないさかいに、皆で出て、ちょっと（聴取不能）でやらんかというような形で、やっていただくことになりました。それはもう、そういうふうにな、できるとこは、できるわけです。うちの場合、そうやってしていただいたんですが、ほなら、いや、とにかく、無理ばかり言うて、役場へ言うたら、それでええんやというような部落も中にあるんですわ。これね。ほな、そういうとこの人は、言うて行って、後からはする。ほな、お前、何でお前、うん言うたところだけあかんのやみたいな話が、時々聞くわけです。そういう話をね。これでは、やっぱり町と、それから地域なり、部落なり、また個人との信頼関係いうのも、非常にこう、希薄なものに、危ういものになってしまうという懸念がありますのでね、何かこう、しっかりとした、そういう（聴取不能）を作っていただいて、無理言うて行ったさかいに、無理言うたところが勝つようなことじゃなしにね、しっかりした、その地元対策ができて、やっておる所には、それなりの評価ができるような、形のことを、考えて対応していたきたいなというふうに思います。

それとね、まあ、農地の復旧の関係では、これ最後にしたいと思うんですが、今度、その復旧農地を、その復旧さして、その農業を再生するという、地域農業再生対策事業がありますね、これ、凄い事業じゃ思うんです。町長、ご存知やね。

で、1 箇所 1,000 万で、県が 2 分の 1、市町が 4 分の 1、受益者が 4 分の 1 ということで、私とも、今、申請をさせてもろておるんですが、1,000 万の機械買うたら、言うたら、簡単に言うたら、250 万出したら 1,000 万の機械が買えるという、そういうふうな、今までに、こないな多分、ことはなかったと思うんです。このぐらいな、まあ、言うたら、片方では、ええ言うたらおかしいですけど、ちょっとやり過ぎかな思うぐらいの制度もあるわけですね。それで、そういったこと、それを使おうと思ったら、やっぱり農地だけきちっとは、最低限守っておかなんだらね、いけん部分があるんで、そのへん、また、今後でも結構ですので、しっかりとかう、考えていただいて、もし、何パーセントでも上乘せしちゃうというような、一番初めに言うたことですけど、あったら、またお願いしたいというふうに思います。

それと、その、まあシカの関係について、私、今回の質問ではその、特別駆除班を 1 つつくったらどうかというようなことが、質問の本旨だったんです。で、まあ、町長、そういうことも、今度、そういう対策協議会を含めて、考えてみたいというようなことをおっしゃったんで、それで結構ですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 前からね、私も、そういう体制を作らないと、本当に効果的な、この駆除ができないんじゃないかなと。それは、その、例えば、町の臨時職員みたいな、特別職みたいな形でね、置いて、まあその班、その時を非常勤の臨時職員みたいな形に置くとか、そういうことも含めてね、町として、計画的に、もうその、きちっと動いてもらうというような体制が作れないのかと、そんなことも話したこともありますし。

まあ、今までのように、ただ申請があって、猟友会に頼んで、その日、何人出てもらえるか分からない。また、その日の状況によってはね、出られた方も全く、その、捕獲できなくて、全くもう、あれにも、日当にもならなかったとかね、手当もなかったというようなことでは、十分な対策も、行動もできないと思いますし、ですからまあ、そのへんが、まあ、どういうメンバーで、どういう形が一番効率がいいのか、分かりませんけれども。

片方で、捕獲する、今のわな、今、県で、今テクノの中でですね、試験的に、わなを作ってますね、先般、いっぺんに 17 頭ぐらい捕獲できた。しかし、それでも、後、処理をね、してもらわなきゃいけない。わなと言っても、網の、ドサッと落として、それによって捕らえるんですけれども、その後、それを殺して処分しなきゃいけない。こういうことも、中々、普通、素人ではできません。まあ、猟友会等に頼まないといけないというようなことになります。

だから、わななんかでも、こういうわなを、設置すればですね、それを地元の人が、皆、最後まで処分するようなことはできない。そうすると、そういう処理をしていくだけでも、という特別班みたいなものも作らないとですね、これもできないのかなというふうに思いますしね、そういう具体的な、その計画をですね、駆除計画をですね、やっぱし協議会の中で、本当に、きちっと、きちっと言いますか、一つひとつ積み上げて、作っていかないと、抽象論だけでは、もう先へ進まないというふうに思ってます。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 何とかね、その部分、ほんまにしっかりと、今、町長言われたように考えて欲しいというふうに思うんで、お願いしておきます。

それと、ちょっと聞き忘れておったんですが、小さい、まあ、今言いました、長谷地区で言えば、長谷川とか金近川なんですが、そういう河川で、今までどおり、町長の答弁では、今までどおりの現況復旧というような格好で、初めからやるんじゃないかなという考え方のようですが、私、旧町は公民館というのが、佐用町あって、その時には、1つのコミュニケーション言うか、コミュニティの場みたいな格好で、公民館を捉えておったと思うんですが、この地域づくり協議会になってからは、これから、この地域をどういうふうにしていこうという根幹的な話し合いも、地域づくり協議会の中で、求めたいというような考え方で、地域づくり協議会というものができておると思うんです。

で、今回、ほんまに、水路、まあ水路言うか、川というような、ほんまにこう、一番低い中心になる所だと思うんですが、そこが、非常な被害を受けた。これを再生するんに、どないしたらええかということについて、やはり地域づくり協議会も、一緒に中に入れて、で、両方で、どういうふうな再生をしていくかということの話し合いを、根本からしてい

くというような格好をとることが、割りにこう、行政と地域との、その溝も埋めていくような、1つの方法にもなるんじゃないかと。1つのまあ、こういうふうな機会に言うたら、おかしいんですが、そういうものできるんじゃないかというふうに思うんです。今回の、その川の復旧を、1つ例にとってみますとね。そういう格好で、何かこう、今までどおりの、町で、こういうような設計したさかいに、関係者集まってもろて、まあええな、ほな、それでやりますというようなことじゃあなしに、1つ進んだと言いますか、もうちょっと、こう、一緒になったような格好のことができんだろうかなというふうに、思うんですが、その点、町長、どない思われますか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 地域づくり協議会もですね、活動を始めて、結成して、4年目に入る。

で、昨年から、地域の、各地域づくり計画をですね、具体的に、いろいろと協議をしていただく、そういう段階になっていたわけです。そういう中であって、こういう災害が発生したと。この災害の対応や、また、地域の今後の防災対策。また、その対策の中でね、山林の、森林の問題、また今、言われる、河川なんかの、この危険な場所の問題、改修の問題、農地の問題、いろんなことを、やっぱし、私はまあ、その地域づくり協議会と、1つの地域の課題ですから、課題として取り上げて、皆さんが話し合っただけならば、それは、それで非常にありがたいと思いますし、当然、町もそれ、地域づくり協議会に入って、一緒に協議しているわけですから、そこは、そういう課題が出てきて、それを取りよけるべき、即、それが、実際に、実行に移せることは、また実行に移し、また県の方につながることはつないでいくということは、必要だというふうに思っております。

ただ、この河川ですね、今、特に、具体的に上がっている地域の、長谷や奥金近の金近川、そういう小河川等について、被災した所、これは大規模な改修ではなくって、もう、それぞれ災害の被災復旧工事ということに、これも緊急、逆に、これも早くね、やってもらわなきゃいけないことですし、これも県にやっていただくと。まあ、県としても、今、計画している54キロを、まずやっていくということが大前提、最優先ですしね、それを、ほなら、そういう小河川まで、大規模改修まで、今後、つなげていけるのかと。これは、中々、そこまで全てね、大規模改修的に、やっていくということは、これは、何ほ地域で、こういう計画してやろうというふうに言われても、実際に県としてやっていける、もらえる可能性の見通しがね、ある程度、持って行かないと、ただ住民の皆さんも、自分達で話し合っ、こうやったって、何もしてくれないというようなことでは、あれなんで、できる範囲内でのね、やっぱし、話、できることを、やっぱし皆で、どうしたらいいかという、その辺の話し合いをしていただくことが必要かというふうに思うんです。はい。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、14番、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 勿論、今、僕が言いよんは、その、この千種川54.9キロの、6キロの、その、そういうふうな、大規模改修をするという話じゃないんですよ。

やっぱり河川によってね、ダーと来るんで、今、敏森さん話がいったように、蛇行しておる部分について、ここ、ちょっとだけ、削ったら、ちとましになるぞというようなことは、やっぱり地域が一番よう分かっておることが多いわけですよ。そやで、そういうふう

なことをね、地域と一緒に改修していくんじゃないかという、まあ言うたら、1つ定義づけみたいな部分も必要かと思うんで、それで、そういうふうな中の、とにかく今、何箇所か、これありがたいこと言うたらおかしいんですが、長谷川にしても、金近川にしても、何箇所かこう、早もう復旧に入ってもろとうとこあります。そやで、そこを、あんまり次々やっていくと、ちょっとやっぱり基本的なもんがでなくなるということがありますんでね、できるだけ早く、地域づくりと町との間で、小河川の、どういうふうな復旧の仕方が一番ええかというようなことの考え方をね、何とかこう、話し合いしてもらえような場を、私らも作ったらええと思うんですが、作らしてもらいますんで、何とかこう、そういうことで、少なくとも一緒になって考えて、この川を何とか復旧していくんやというような考え方を両者で持って欲しいというようなことを、今、思うとんですが、それについて、勿論、大規模改修言いう意味とは、全然違うんです。それで、よろしいか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その地域の中で、そういう課題についてね、いろいろと議論、考えていただく、そのことについて、県にも入ってくれとか、町に入って、今、一緒にというね、協議会作ってというのは、直ぐ、それは、対応が難しいかもしれません。まず、地域の人が、皆さんが、こういうことをやりたいとか、こういうところが、こういうふうにして欲しいという要望があれば、それは、当然、県の方にも一緒に、できるだけつないで、取り入れる所は、取り入れていただくというふうに、努力をしていきたいと思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） 14 番、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ほならまあ、以上で終わります。

議長（山田弘治君） 矢内作夫君の発言は終わりました。

暫く休憩をいたします。この時計で、2 時 55 分。3 時にしましょう。はい、3 時にしましょう。3 時再開ということで。はい。

午後 0 2 時 4 0 分 休憩

午後 0 2 時 5 9 分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

松尾議員から病氣治療のため早退届が出ており、認めておりますので、報告をします。
それでは、8 番、井上洋文君。

〔8 番 井上洋文君 登壇〕

8 番（井上洋文君） 8 番、井上洋文です。

私は、今回、3 点の質問を行います。

第 1 点目は、石井地区内ほか河川の堆積土砂の撤去についてです。昨年の 8 月、台風で

堆積した、佐用川、千種川水系においては、緊急に撤去した所もあるが、石井地区内をはじめ、堆積土砂の撤去は、未だに行われていない所があります。次期雨季になれば増水し、再び同じ災害になる可能性もあり、住民の方からも不安がられております。緊急な土砂撤去を要しますが、今後、どのように対応されるのか、目標、時期があるのでしたら、お伺いいたします。

第2点目は、生活を守る新過疎法についてです。過疎地域自立促進特別措置法が、今年3月で期限切れになることから、国では見直しへ向けた論議が進んでおり、主な改正内容は、法律の延長内容でしたが、最終的に、改正法の延長幅は、6年になりました。高齢化と後継者不足、そして、耕作放棄地や空き家の増大、鳥獣の被害、医療の不安等、本町のような過疎地域においては、過疎法の6年延長は、大変喜ばしいことです。今回の見直しは、過疎債が対象とする事業を拡大し、弾力的な運用、ハード事業に使用が限定されていた過疎債を集落維持を目的とし、人材確保など、ソフト事業にも拡大すること。そこで次のことについて、お伺いいたします。

イとしまして、過疎法の支援策で本町の事業施策の実態はどのようなものがありますか。

ロとしまして、元利返済金の7割を国が負担する過疎債の発行額と返済計画をお知らせください。

ハとしまして、ハード事業に限定されている過疎債を自然エネルギーを利用するための施設整備、交通手段の確保、集落の維持、活性化などのソフト事業にも拡大可能とあるが、本町における今後の具体的な事業施策は、どのようなものを計画されておられるのかお伺いいたします。

第3点目は、健康、福祉、医療についてをお伺いいたします。

イとしまして、乳がん、子宮頸がん検診無料クーポン券配布事業と子宮頸がん予防ワクチン接種の助成事業についてお伺いいたします。

国の2009年度補正予算の成立を受けて、公明党が強力に推進した女性特有のがん検診推進事業がスタートし、本町においても昨年9月より、子宮頸がんについては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になった人。乳がんは、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になった人が、無料クーポン券により、昨年9月28日より本年2月18日までの間に検診が行われました。この事業は、前政府が、がん対策基本計画の中で、がんの検診受診率の目標として掲げた、5年以内に50パーセント以上の達成に向けての大きな弾みとなると思いで行われたものです。また、定期的な検診と予防ワクチン接種の組み合わせで、予防できる唯一のがんとされる子宮頸がん、しかし、その接種費用が1回1万数千円と高額で、且つ3回の接種を必要とすることから、若い皆さんから、高額の負担を軽減するための助成を求められております。私達、公明党は、これまで政府に対し、公的助成制度を速やかに創設するよう主張し、国会での質問や申し入れを重ねて参りました。

そこで以下の点についてお伺いいたします。

1としまして、無料クーポン券の発行者数は何人ですか。

そして、2としまして、配布対象者の受診率は何パーセントでしたか。

3としまして、受診率の向上に向けて、どのように配慮されたかお伺いいたします。

4としまして、子宮頸がん予防ワクチン接種に、本町として助成をすることに、どうお考えかをお伺いいたします。

ロとしまして、介護保険事業以外の、高齢者のための福祉施策の推進についてをお伺いいたします。

1としまして、高齢者の方が常に首から掛け、携帯して持ち歩く安心カードの作成配布についてをお伺いいたします。カードに記入することは、本人の氏名、住所、生年月日、血液型、親族の連絡、掛かりつけの医師、本人の持病、アレルギー、国民健康保険の番号

等です。

2としまして、地域で支える高齢者福祉の環境整備についてをお伺いいたします。町内各集落で行われております、ふれあいいきいきサロンですが、開催状況にバラつきが見られますが、それぞれの集落の開催状況をお尋ねしますと共に、他に、どのようなものが行われているのでしょうか。

3としまして、本町としまして、ますます増えてきています単身者、高齢者世帯に対する安否確認は、どのようにされておるのか。

8としまして、介護家族や高齢者世帯等に対する相談体制の設置や拡充についてをお伺いいたします。

1としまして、介護難民という言葉が生まれるほど、家族の介護をするため、離職せざるを得なかった家族などがおられます。そうした介護家族へのきめ細かい相談業務の実施について、どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

2としまして、独居高齢者、高齢世帯などの介護弱者に対してのきめ細かい相談体制が必要と思います。本町には、子育てに対しての立派な子育て支援センターが昨年オープンしましたが、高齢者に対しても相談できるサポートセンターを設けてはいかがでしょうか。

最後に、2としまして、ヒブワクチン接種にかかる費用へ助成についてお伺いいたします。

わが国では、平成19年1月に、ヒブワクチンが承認され、平成20年12月から販売が開始されましたが、未だ周知が徹底されていないことなどから、普及が大幅に遅れております。更に、4回の接種費用が約3万円前後と自己負担が大きいため公費助成を求める声が多く出されております。ヒブワクチンは、5歳未満の乳幼児に非常に有効であると言われております。ヒブは様々な感染症を引き起こし、中でも重い感染症が、細菌性髄膜炎です。発病すると、約5パーセントが死亡。約30パーセントに機能低下や視聴力障害などの後遺症が残ります。そこで、ヒブワクチン接種費用の自己負担を軽減し、広く普及するため、本町において、ヒブワクチン接種にかかる費用への助成を、早期導入するように求めます。この公費助成は、平成22年度、県の助成制度として、4月からスタートされる見込みで、県が市町を応援する制度であります。特に、健康、福祉、医療に力を入れておられる町長に見解をお伺いいたします。

以上、3点について、この場からの質問を終わります。

議長（山田弘治君）

それでは、町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、井上議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、堆積土砂の撤去についてのお尋ねでございますが、台風災害、今回の台風9号災害に伴い、河川内に堆積した土砂において、2次災害を及ぼす危険性が高い箇所、約50箇所については、8月から9月にかけて、県により緊急土砂撤去を実施していただき、撤去を完了しております。

また、その後の現地調査により、河川内の土砂撤去の必要性が高いと考えられた久崎地区等においても、次期出水期までに土砂撤去の実施計画をして取り組んでいただいております。

今後も、これらの計画以外で治水上支障となる箇所につきましては、町からもお願いをして、県において、その必要性等が確認された場合は、土砂撤去等の対策を実施していただく運びとなるものと思っております。

次に、生活を守る、新過疎法制定についてということでございまして、昨日の、衆議院において、この新過疎法が衆議院を通過したというふうに聞いておりまして、今年度の、年度内ですね、過疎法が、新たに延長して過疎法が実施されるというふうに思っております。

まあ、過疎法の支援策で事業実施の実態についてというお尋ねでございしますが、これまで、過疎債で取り組んだ事業施策については、合併以後、過疎債で、町道の新設・改良事業や、消防タンク車、また、ポンプ車、高規格の救急車などの整備事業、平福町並み整備事業、簡易水道事業や特定環境公共下水道事業などに過疎債を充当させていただいて、取り組んだところでございます。

平成 17 年度から 20 年度までの過疎債の発行額は、13 億 7,950 万円でございます。過疎債の償還は、元利均等払いで償還期限は 12 年、内据え置き期間は、3 年と決まっておりますので、例えば、平成 20 年度の借入れは、平成 24 年度から元金の償還が始まり、平成 32 年度で完済することになります。

次に、今後の具体的な事業施策についてのお尋ねでございしますが、過疎地域自立促進のための特別措置法の拡充により、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためのソフト事業などが、新たに過疎債の対象となるというふうに聞いております。

国から詳細な情報は、まだ提供はありませんが、総務省主催の、県を対象とした全国過疎担当課長会議の資料を、2 月 15 日に県市町振興課から提供を受けております。その内容を各所属長に通知し、特にソフト事業について、どのような事業が必要なのか、また、それぞれの所属において検討を進めていきますが、現段階で、町としての具体的な事業施策は、まだ、まとまっていないという状況でございます。

しかし、過疎債は、町にとって、非常に有利な財政支援制度でございまして、新年度の早い段階で計画策定を行い、法改正による、新たなメニューも有効に活用しながら、町の活性化につながる事業を実施して参りたいというふうに考えております。

次に健康、福祉、医療についてのご質問にお答えをさせていただきます。

乳がん、子宮頸がん検診無料クーポン券配布事業と子宮頸がん予防ワクチン接種の助成事業について、無料クーポン券の発行対象者数は、乳がん検診が 722 名、子宮がん検診が 450 名でございます。

無料ク - ポン券配布対象者の受診率については、本年度の検診が終了しております集団での検診受診率は、乳がん検診が 25.5 パーセント、子宮がん検診が 10.2 パーセントでございます。平成 20 年度の同年齢と比較しますと、乳がん検診者数は、平成 20 年度が 79 名で、21 年度が 184 名受診、子宮がん検診受診者数は 20 年度が 5 名に対して、21 年度が 50 名の受診というふうになっております。

受診率向上への対策については、平成 21 年度の検診日程確定後でありましたが、乳がん検診は 2 日間、子宮がん検診は 1 日間、姫路市医師会に依頼し、検診日を増やし受診機会の拡大を図って参りました。

子宮頸がん予防ワクチン接種の助成については、子宮頸がん予防ワクチン接種は小中学生を中心とした 10 代の女性が対象となっており、接種費用が 1 回 1 万 5,000 円程度、1 人 3 回の接種が必要で、多額の予算を伴うということでありまして、県内では、明石市のみが公費負担をされてるように承知をしておりますので、今後は、近隣市町の動向も視野に入れながら、検討をして参りたいというふうに思います。

次に、介護保険事業以外の高齢者の為の福祉施策の推進ということについて、安心カードの作成についてということにつきましては、このカードに記載する内容に、個人情報な

ど、どこまで記入するかなど、関係機関からも意見を聞かせていただきまして、実施に向けて検討していきたいというふうに思います。

次に、いきいきサロンの開催状況については、2月18日現在、378回開催しており、参加者数は1万3,179人となっております。

次に、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯に対する安否確認につきましては、合併により地域が広がったため、社協の4支所に、包括支援センターのランチとして相談窓口を委託し、高齢者の方の実態把握を行い、その結果を報告をしてもらっております。また、健康課の出先として、各支所に包括支援センターの相談窓口を、現在のところは、設置しているところであります。また、各地区の民生委員会の定例会に、包括支援センターの職員が同席して、民生委員さんから、気になる高齢者の情報もいただきながら、必要な場合は訪問して状況把握に努めているところでございます。

次に、介護家族や高齢者世帯等に対する相談体制の設置や拡充についてでございますが、きめ細かい相談業務の実施については、包括支援センターを始めとして、身近なところで気軽に相談ができるように支所の窓口や社協へ相談窓口を委託しております。また、介護家族に対する相談は、担当のケアマネジャーが相談を受けております。そして、ケアマネジャーが困難なケースに対しましては、包括支援センターがサポートをしており、虐待等が疑われる場合には、包括支援センターが福祉課と協力しながら対応をしているのが実態でございます。ただ、現在の介護保険制度では、認知症がひどくなり目が離せなくなったり、寝たきりになり密度の濃い介護が必要になりますと、家族が離職せざるを得なくなることもございます。小規模多機能型居宅介護事業所、まあ現在、4箇所ありますが、そうした点からいえば、かなり利用しやすい施設となっております。登録定員数が決められておりますので、希望者が全て利用できるとは限りませんが、今後こうした施設を増やしていくべく、第4期介護保険事業計画に小規模多機能型居宅介護事業所を2箇所計画をしているところでございます。

次に、高齢者等に対するきめ細かい相談体制につきましては、平成18年度の介護保険法改正により、18年4月から町内でも地域包括支援センターを立ち上げ、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置しているところであります。このことから包括支援センターは、まさしく高齢者のサポートセンターであることを、ご理解いただければというふうに思います。

次に、ヒブワクチン接種にかかる費用への公費助成についてということでございますが、乳幼児期の細菌性髄膜炎を予防するために、ヒブワクチンによる予防接種は大変有効であるというふうに聞いております。諸外国では、定期予防接種と位置づけられ効果を上げているということでございますが、わが国では、任意接種であることや自己負担が大きい上に、公的支援も十分でないことから、まだ全国的な導入が、導入と普及が遅れているということでございます。

22年度からは、県で助成制度ができたということでもあり、先般、西播磨市町長会においても、問題提起をさせていただき、西播磨各市町が、足並みを揃えて、今後、実施できるように、できる方向ですね、検討して参りたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 8番、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 1番の件について、順次、再質問させていただきます。

まあ、県の台風 9 号災害の復旧復興の策定の中にですね、河川の堆積土砂の割合が、3 割以上堆積したところにつきましては、今年の 8 月に、まあ、撤去が完了してあるわけなんですけれども、それ以外の、3 割以下である合流部など、洪水の流下の阻害になる区間も、次期増水期、22 年度の 5 月末までに実施とあるが、その具体的にですね、3 割以下の、この合流部などの、洪水の流下の阻害になるというようなところは、これはもう、決まっているわけですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） お尋ねの件でございますけれども、経過を申し上げますと、今、議員おっしゃったようにね、レベル 1 からレベル 3 までの部分を 8 月 13 日からですね、約 50 箇所、20 万立米以上取ったという状況の中で、その精査につきましては、県の方がですね、全線にわたって精査して、公平に見ておると思います。しかしながら、後、町長が言いましたように、3 箇所、4 箇所、追加で取ったような経過は、まず、ございます。

それで、今、お尋ねの 5 月までにというのは、基本的には、どなたかの議員にもお答えしたんですけども、いわゆる河川改修事業でですね、応急措置が、これ必要な箇所ですね。これについては、先日来より関係集落へ、私ども、一緒に行かせていただいて、ご説明をし、例えば、この箇所については、土砂除去をしますよとか、あるいは、大型土嚢を直しますよとかね、そういった部類の中にある箇所として、お尋ねの、例えば、佐用川と幕山川の合流地点とか、それから、千種川と佐用川の合流地点、そういった部分の箇所を除けるという意味でございまして、残念ながら、議員ご指摘の石井地区については、ご案内のとおり河川改修地区から外れてございますので、これについては、今後ですね、通常の、河川整備課の方へ、力強いご要望をしていただきまして、私とこも必ずつながりますので、そういった取り組みをですね、根気よい取り組みをお願いしたいなと。私の方からもお願いしたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 分かりましたけど、これ、実はですね、今回、大規模に改修を、54 キロに対しては、されるわけなんですけども、これ、今になってから、私も言うのはどうかと思うんですけども、54 キロの改修ということはですね、まあ、しきりに言われてあるわけなんですけども、まあ、私の住んでいた石井地区なんかにしましてはね、これ、相当、やっぱり佐用川が、傷んでおるわけなんですけども、その 54 キロを、決定されたということに対して、まあ不服はないんですけども、この石井が、それだけ傷んでおるのですね、なぜ、その佐用川の本流の石井を、その 54 キロと同じような、その大規模に改修するような話がですね、この出なかったのかと。

相当やはり、土砂の堆積はですね、している所が多いんですけども、そこら、どういふことで、この 54 キロということ、まあ決められたかということ。そこらへん、ちょっとお聞きしたいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私も、全てね、詳細なことを、お伺いしているわけではないんですけども、今回の災害を受けた中で、確かに、もう下流から上流まで、全て大きな被害を受けております。

で、ただまあ、こういう河川の改修というのは、下流から下流からですね、これまでの災害においても、いろいろと千種川の改修計画というものは、当然、作られてきてですね、それに基づいて、赤穂下流から、上郡、そして、ずっと上ということに、計画がなっていたということです。中々、それが、通常であれば、中々、年度の予算の中でやっていきますので、本当に微々たる進捗で、その佐用の方まで上がってくるには、まだ、何十年も、百年も掛かるんじゃないかというふうに思わざるを得ないような、そういう状況だったわけですね。そういう中であって、今回の災害を受けて、一気に、その佐用川、千種川本流、ここの、言わば、今回、たくさん浸水をして、家屋、住家被害の多かった所、部分を大規模な改修を行おうというふうに、国の方も、認めてくれたということではないかというふうに思っております。

ですから、当然、石井、奥の方も住家被害もあるわけですけども、その、どうしても谷が深いですから、河川の深さというのが、当然、深くあって、谷川とか山からの被害とか、そういうことは大きかったわけですけども、川から直接の住家被害というのがですね、少なかった面も、当然あります。

ですから、今、今回、被害があった所を見てみ、採択になって、計画に上がった所というのは、ある意味ではまあ、河川沿いに住家が、密集、かなり戸数があって、それに溢水して、かなり被害が出てたと。そういう所を、中心に54キロということが、まあ、採択、決定をされたというふうに思っております。

それじゃあ、それで、全て上流が大丈夫なのかと言われると、それは、そうではないのは確かなんですね。ただまあ、それについては、今までどおり県にお話聞いても、通常河川の改修計画というのはあるわけで、それに基づいて、少しずつでもやっていくんだという言い方しかないわけです。

それからまあ、今回被災した所については、当然、そこは、災害復旧として、行っていく。それから、土砂が堆積した所で、必要な所は、これは、その部分については、当然、撤去し、除去していくということ。これは、その大規模改修区間だけではない。他の所についても、同じようにやっていかなきゃいけませんので、必要な所は、それは、当然、やってもらいますし、町としても、町が担当する所は、町もやっていかなければならないと、そういうふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 8番、井上洋文君。

8番（井上洋文君） ほなまあ、並行してやられるということなんですけど、特にですね、今回、橋梁等が、やはりその、河川の中に落ちてですね、やはりいつまで経っても、そういう、この災害の、どう言ったらいいんですか、その状態がね、町民の皆さん、その近所の皆さんね、朝起きたら、その橋梁が、そのまま、落ちてるというようなことで、まああの、中々、心の癒しができないということなんで、その、それがやはり、堆積土砂と一緒に、その橋梁が、そこに引っ掛かっているというようなところについてはですね、それは撤

去するというようなことは、やはりできないですか。その橋梁言うか、橋を、そのつくる時に、一緒にその、撤去するということなんですか、それとも、それを先に撤去するというようなことは、できないわけですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） お尋ねの件は、上石井の2橋だと思うんですけども、私とこで、補助災で拾わせていただいております、ご指摘の実態がございます。

何せ、橋につきましては、非常に事細かな、詳細設計等にですね、日にちを費やします。現実的には、この秋以降ですね、発注を考えたいというふうに思っております、ご指摘の、流れている旧橋につきましても、その時に撤去するということで、国なり県なりのご指導をいただいております。申し訳ございません。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） はい、分かりました。

ほな、次2番に行きます。

新過疎法の制定についてということなんですけれども、これはどんなですか、やはり、新しいまあ、過疎法、6年延長ということなんですけれども、5年ごとの、この計画と言うんですか、これを立てて、その中でですね、この過疎法適用についての、これとこれは過疎法でやろうというようなことを決められるわけですか。そこら、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまでの、過疎法の、この事業に、過疎法の過疎対策計画についてはですね、10年間、10年ごとの時限立法だったものですから、その中で、10年間の過疎計画、で、5年ごとで見直しを図っていくと。そういうことで、過疎計画を作って、まあ、提出して、それに基づいて、過疎債の充当を受けて来たと。ただまあ、それも、事業によってはですね、新規に新しく、また追加してですね、議会の承認いただいて、また、追加することも、当然できたわけです。

ただまあ、今回の過疎法の、この更新、延長についてはですね、どういう政府の方で考え方なのか、6年というですね、いう期間が、設定された。これは、やはり、前回の過疎法の時にですね、もうこれで過疎法が終わりだと。最後の10年ですよというようなことが言われました。で、国においても、過疎法の延長、継続について、いろいろと議論があったんだと思いますし、一部では、過疎法も、これはもう失効するという、もう過疎法、そのものがですね、もう期限が切れて、ここで失効するということも言われてたわけでありまして、それを延長するに当たっては、その辺の妥協的な点で、6年という期間が設けられたのかなというふうに思います。

ただ、後、これが、まだ新たに、まだ、国会で審議をされて、衆議院が通過されたばかりということなんで、成立はしておりませんので、今後、その内容がですね、成立した時に、過疎計画を、じゃあ6年間の計画と、後、どういうふうな、後のフォローアップでやっていくのか、ということが示されてくると思います。当然、今までのことから考えると、新たに、過疎計画というものを、町の方で策定して、こうすることで、過疎法の適用を受けて、町の活性化を図っていききたいという計画を作らなければならないだろうというふうに思います。

で、今回、ソフト事業、今まではハード事業だけだったんですけれども、ソフト事業においても、この適用を受けれるということでもありますのでね、まあ、町といたしましては、今、既にまあ、各課に、それに備えてですね、どういう、これから、事業に取り組んでいけるか、そういうことを、今、検討を始めたということでもありますので、また、そういうものが、まとまって、だいたい案が出来上がってくればですね、議会の方にも、当然、お示しして、またご議論をいただきたいなというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、8番、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、今後、具体的になると思うんですけれども、特に、今回、ソフト事業にもということで、集落維持や、そのまあ、集落維持に対しての人材確保等にも、適用ということでございますので、その点、力入れていただきたいと思います。

3番の健康、福祉、医療についてお伺いいたします。

まあ、昨年、無料クーポン券の発行が行われました。そして、乳がんと子宮頸がんの検診が行われたわけなんですけれども、これ先ほど、町長の方から、お話がありました、この受診率が、これクーポン券の発行が、722名でしてね、受診が25.5パーセント。それから、乳がんがですね。子宮頸がんが、450名で。

〔町長「すいません。490名と」と呼ぶ〕

8番（井上洋文君） 490名ですね。

〔町長「はい、490名が正しいです」と呼ぶ〕

8番（井上洋文君） 490名で、10.2パーセントということなんですけれども、これ、他の市町と比べてどんなんですか。これ、佐用が極端に低いということは、なかったんですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） ちょっと、他市町の比較はしておりませんけれども、子宮がんの、全体的な検診で、県の方が、パーセントを出しておりますのが、16.8パーセント。子宮がんが14.1パーセントでございます。

ちょっと、他市町との比較は、現在のところ、まだしておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これ、乳がんが 2 日間、それから、子宮がんが 1 日だけやったわけですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 子宮がんは、年間 6 回計画しておりまして、1 日追加していただいて、7 日間。それから、乳がんについては、8 日間を計画しておりまして、その内、2 日間を追加依頼して、受診機会の拡大いうのを図って参りました。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 乳がんと子宮頸がんは、7 日間と 8 日間をやったということですか。その内の、

〔健康課長「7 日間と 10 日間ということです。すいません」と呼ぶ〕

8 番（井上洋文君） えっ。

議長（山田弘治君） 健康課長、はっきり。

健康課長（新庄 孝君） 申し訳ありません。ええっとあの、子宮がんの方は、日程をまあ、6 日間計画していたんですけども、1 日間増やしていただきまして 7 日間。

それから、乳がんの方は、当初、8 日、8 回、8 日間計画しておったんですけども、2 日間を増やしていただきまして、10 日間の実施をしております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） まああの、これは、がんの検診率を 50 パーセントに上げようという、国の政策でもありますし、町も 50 パーセントを目標にしてですね、やっておられると思うんですけども、これに対して、どんなんですかな、このクーポン、ただ配布したただけと違って、これは受診に対しての呼びかけなんかは、どういうふうな方法でやられたわけですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） まああの、この無料クーポンの発行につきましては、緊急経済対策として、年度途中で急遽、補正対応させていただきました。事前の啓発というんが、まあ、がん検診手帳とか、クーポンとか、手帳の内容につきましても、十分、検診を受けていただくような説明も入れましたが、事前の啓発というのが、十分でなかった関係上、それとまた、他市町でも受けられるというようなことで、後で、合意しましたので、そういう啓発がまあ、十分でなかった関係がありまして、当初は、若干、人数的には、子宮がん、同じ節目の対象者にしますと、子宮がんについては、10 倍。乳がんについては2 倍という、人数的には、増えているんですけれども、受診率は、ちょっとまあ、低迷しておりますので、そういう事前の啓発とか、そういうのに、本年度は、来年度については、当初予算で審議していただきますけれども、当初予算からの取り組みができますので、その点、十分な啓発等を行って参りたいと考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） まあ、あんまりしつこく言いませんけどね。

まあ、乳がんは、40 歳からですから、あれなんですけれども、子宮がんについては、20 歳から、20 歳からの節目の検診があったんですけれども、これ若い人に、子宮がんの検診というのは、ちょっと抵抗があったんじゃないかと思うんですけれども、そこらの点についてですね、特にまあ、これ通告以外になるんですけど、学校等でですね、そのがんのことについて、がんは治せないという病気ではなくしてですね、治せる病気だということで、検診でですね、早期発見ということが必要だと思うんですけれども、その、教育委員会としては、こういう若い人に対して、がんの恐ろしさとか、このがんが治る病気だというような教育はされておるわけですか。

議長（山田弘治君） これ、通告外ですが、答えられますか。

〔教育長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 中学校の場合は、保健体育等々でですね、いろんな成人病関係のことの学習をしておりますので、がんについても、一部は、教育というか、学習の機会はあるということです。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これ、全額国庫補助で、無料クーポンという格好でされた事業なんですけれども、この鳩山政権になってからですね、検診に対して、3 分の1 ぐらいな補助と

というようなことが、新聞に報道されておったんですけれども、この来年度の、まだ、当初予算の中で詳しくは見てないんですけれども、50 パーセントに上げようとするばですね、本年度の、この予算と比べて、来年度の、このがん検診に対しての、その予算化というのは、どんなんですか。今年より多くされて当然だと思うんですけど、そこらは。

議長（山田弘治君） 井上議員、ちょっと。

8 番（井上洋文君） もうよろしいです。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） ちょっと、比較の方、数値上げておりませんが、来年度の予算計上の中にも、女性特有のがん検診の手帳とか、それから、無料クーポンの発行等予算計上しております。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） ほな、21 年度と同じく 22 年度もですね、この無料クーポンは、国がしなくても、やはり町単で、やはり配布していくということは、もう決定されているわけですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 当初の段階では、予算組む段階では、国の助成というのは、はっきり分かりませんでした。しかしながら、最低でも、5 年間は、5 年刻みですので、5 年間は、助成がなくても、実施していくという方針でございまして、まあ後から、国の方で、22 年度についても、助成をするというような、後から、国の補助が決定されました。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 受診率を上げるように、よろしくお願いします。

それじゃあ、口の介護保険事業以外の高齢者のための福祉施策の推進ということで、安心カード、これはまあ、あの、お年寄りが道に迷ったとか、本人が名前を言えないとか、いろんなことを、最近聞きだしましたんで、安心カードというのが、まあ、他の自治体でも取り上げられるということで、本町でもされたらということで、提案させていただきました。これについては、まあ実施に向けての検討ということでございますので、再質問は結構でございます。

それと、まあ、お年寄りのために、高齢者福祉ということで、いきいきサロン、喫茶、ふれあい喫茶、これを各集落で実施されておるわけなんですけれども、この集落の中で、まあ、先般、この見させていただきましたけれども、集落の中で、されてない集落等もあって、バラバラなんですけれども、これは、どんなんですか、されてるとこと、されてないところ、これ、その集落に対して、私達が言うべきものではないと思うんですけれども、やはり、そういうお年寄りがですね、集まって、その、どう言ったらいいんですか、交流をしていくということについては、これは、いろんな面で、プラスになってくることなんですけれども、されてないところに対しての指導等はされているわけですか。指導言うんですか、されてますか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 一応、142 集落あるんですけれども、その内、このいきいきサロンを実施されている集落につきましては、76 集落でございます。まあ、53 パーセントほどでございます。

まあ、1 集落あたりでして、実施されている所は、年平均しますと 5 回。2 カ月に 1 回程度実施されております。1 回あたり、だいたい 35 人程度が、そこに参加されているいう、まあ単純平均しますと、そういうようになっております。

実施されてない集落が、約 50 パーセントあるんですけれども、それについては、現在のところ、指導というのは行っておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） それでは、もう時間もあれなんで、最後のヒブワクチンの接種にかかる費用への公費助成をということで、お聞きしたいと思います。

これ、私ども公明党におきまして、昨年の暮れから、本年 2 月にかけて、議員をはじめ、多くの黨員、まあ支持者の皆さんと共にですね、ヒブワクチンの公費助成に向けて、まあ、県内各地で街頭をやったり、署名運動をやりました。2 回、知事の方へ提出させていただきましたまして 56 万人の署名を、県知事にお届けいたしました。そしてまあ、この平成 22 年度の当初予算で、県がですね、1 回当たり 8,000 円するわけなんですけれども、市町の助成の 2 分の 1 を助成をしようということで、4 月からスタートの予定ということで、先般、神戸新聞等でですね、発表がございました。

まあ、町長、先ほど答弁ありました、まあ、西播磨の市町長が足並み揃えて実施ということで、ありがたい話なんですけれども、上郡町がですね、これはもう実施、当初予算に予算化してですね、実施するようにということで、新聞、上郡町の 22 年度の予算の中見ましたら、助成を、早やるということが、決定しておりました。そういうようなんで、まあ、町長、足並みが揃わなくてもですね、今度、補正でもですね、是非ともやっていただきたいと思うんですが、そこらは、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあこれ、たつのが実施したりですね、既にまあ、そういう、その内容が、またその助成率が、する額が違ったり、いろいろとあります。で、この間、市町長会あった時にも、こういう課題なんで、できるだけ、この市町、せっかく市長町会という中で、いろんな課題をね、協議しているんで、一緒に、これ取り組んでと。それで、県も、これ助成するということになればですね、だいたい同じようにすべきじゃないでしょうかという話をさせていただいて、そういう中で、上郡は、一応、今回挙げるということは聞きました。で、町としても、そのへん、県の、この助成の中で、どれぐらいな金額を助成していくのがいいのか、こういうことも、他の市町等も状況も見て、できるだけ早くやりたいという方向で、担当課の方には、指示はしていたんですけども、担当としても、まあ、そのへん、まだ、そういう情報なり、きちっとした、その県からの、県下の状況というのが把握できてない中でね、今回の新年度予算には、まだ挙げていないわけですけども、状況によっては、今、お話のように、ご指摘のように、補正予算でも、また対応できることはしていきたいというふうには考えているところでございます。

〔井上君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君）　　これ、8,000 円、1 回が、だいたいまあ 8,000 円ですから、その上限が、県は 2,000 円ということであれば、8,000 円の半分の、まだ 4 分の 1 を県が助成するということですね。まあ、だいたい。で、そのまた 4 分の 1 を、だいたい町がするという話になっているんですか。それとも、8,000 円の内ですね、県がした後、全部町がやろうと思われておるんか、そこら。

〔町長　挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　その同じね、助成すると言っても、その 2,000 円と、そのまた町が半分なんていうようなのはね、そうすると、元々が大きいんで、中々、やっぱり負担が大きいと思うんですよ。で、やはり、少なくとも助成ということになれば、これをまた、普及させるためにはですね、2 分の 1 ぐらいな助成は必要だろうというふうに思ってます。

ただ、今度、上郡町なんかでも、2,000 円ぐらいな助成ということしか考えてませんし、そこら当たりの補助率がね、補助の額が、ちょっとバラバラなものですから、どっちにしても、実施に向けては、前向きに検討していきますけれども、そのへんも、できるだけ助成については、皆さん、普及ができるような助成額にしていかなきゃいけないということは考えております。

〔井上君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　8 番、井上洋文君。

8 番（井上洋文君）　　これ最後にしますけど、ほな県は、これ前後して、質問の方が前後しましたけど、県の場合、市町民税が、年額 23 万未満ということなんですけれども、ここらは、町としては、この町民税、どんなんですか、23 万未満ということやなしに、こう

というような撤廃して、全員にというようなことの話は、考えておられないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やはりね、もうこれだけ少子化の中で、子ども達の、これも、やはり子ども達に対する対策の1つになっていきますのでね、まあ、そういうふうに、あまり細かく分けて、対象者が少ないということでも、あまり効果的じゃないと思いますし、まあ、このヒブワクチンなんかについては、それ程、子どもの今の状況から見ればね、全員にお願い、実施していくこと、対象にしていくということが適当かなという感じは、今のところしておりますけれど。私は。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 8番、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、他の市町が驚くようなですね、助成していただくことを要望しまして、これで質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（山田弘治君） 井上洋文君の発言は、終わりました。
続いて、11番、山本幹雄君。

〔11番 山本幹雄君 登壇〕

11番（山本幹雄君） 11番議席の山本です。

災害、9号台風の復旧と復興、そして災害の検証について伺いたいと思います。

早いもので、昨年8月9日の悪夢のような災害があつてから、半年が過ぎようとしています。町並みも更地は増えましたが、災害前の落ち着きを少しずつではありますが、取り戻しつつあるように思います。

悲しい時間が過ぎ、悲しい思い出となってしまいましたが、今となつては、一刻も早く立ち直り、町民の皆様が、以前のように、健やかな生活が送れるよう、行政としては、取り組まなければならない。そうして、町民から、信頼され、頼られる町政にしていかなければならない。そのためには、先の災害の検証だけはしっかりし、やっておかなければならない。多くの町民や自治会長、そして消防団員が、災害時、奔走していたと聞きます。それに比べ、行政はどうであったか。

佐用町地域防災計画に則った、職員の招集もせず、警報が発令されているにもかかわらず、町民の皆様へ、警戒情報も周知はしていない。また、警報に対する適切な指示もしていないまま、災害対策本部に水が入って来たと大騒ぎしていただいただけであった。そして、最もあきれるのが、水害時の災害対策本部は、どこに設置するかさえ、12月議会時、私が指摘するまで理解していなかったことである。

昨年水害は8月でありました。本来、台風シーズンは、9月、10月であります。災害後、山は崩れ、至る所で崩壊し、山肌は見えています。河川の堤防が崩れ、応急修理をしていただいただけである。そのことを考えると、少しの雨でも、大変なことになることは、目に見えていた。

8月9日の水害以降、何があってもいいように、佐用町地域防災計画ぐらいは、熟知しているのかと思えば、全く理解していないようであった。これでは、いくら良い防災計画を作っても無駄なような気がする。防災計画が問題なのではなく、それを、履行できないことが問題なのだということに、早く気付いていただきたい。そうしないと、同じ過ちを、三度起こしかねない。

幸い、去年は、それ以後、大きな台風も来なかったので、良かったが、後で考えた時、恐ろしい話である。これでは、町民からの信頼も何もあったものではなく、町民は、安心して暮らせない。町民から行政に任せておけば、もしもの時には、適切な情報伝達に指示をしてくれるという信頼関係を、早い段階で構築していかなければならない。災害は、どんな形でやってくるか分からない。

去年のような水害だけではなく、最近では、とんでもない竜巻が、この日本でも起こり、大変な災害をもたらしている。そうして、ハイチで大地震が起こったかと思えば、今度は、チリでの大地震、近年、世界各国で地震が起こり、わが国においても最近、地震が頻発に発生している。そのことを考えると、わが町佐用町でも、水害だけでなく、いつ大地震が発生するか分からない。

先の災害で、反省する所は反省し、今後、どのような災害が起こっても、大丈夫と言える、災害に強いまちづくりに取り組まなければならない。

そこで伺う。去年の8月9日、台風9号災害における対策として、何ができ、何ができなかったかということ、町として十分検証し、把握できたのかを伺う。

そして、先の災害で、住む家を無くし、仮設住まいの方がおられる。家を建てたいが、今は、それどころではなく、建てる気にならない。早く、町営住宅の整備をしていただきたいとの要望を耳にする。久崎住宅に中上月住宅を、今後、どのような方向で考えているのかを伺う。

そうして、河川の氾濫を招いた要因の1つに、河川に土砂が堆積し、河床を上げた所による氾濫があったのではないと思う。そこで、伺うが、山が崩れ、土砂が流れ、河川の氾濫を招いたと考える所はあるのか。もし、あるとするなら、今後、砂防ダムの建設は必要と考えるか、どのように考えているのかを伺います。

そして、最後に田畑の被害についての国の査定漏れについては、先日、報告を受けております。まあ、その点もお含みを受けながら答弁の方をよろしくお願いしたいと思います。

議長（山田弘治君）

町長の答弁を求めます。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、山本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

通告書に基づいて、ちょっと順番が前後するかもしれませんが、こちらの方で、とりあえず、この場での答弁を行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、復興住宅の建設についてどのように考えているのかとのことでございますが、去年の11月に実施した時点での仮設住宅などに入居されている方への住宅再建などについての調査では、町営住宅の入居希望者は4世帯でございました。また、雇用促進住宅などに入居されている方で、町営住宅に入居希望されている方が12世帯、全体で16世帯ということというふうに把握しております。

建設資金の関係や生活状況などにまで踏み込んだ詳しい調査は、実施しておりませんので、今、これから、少し落ち着いた中で、再度意向調査を行う予定にしており、意向調

査の結果によりまして、町営住宅や雇用促進住宅の空き部屋を斡旋するなどの対応が必要であるというふうに考えております。

また、復興住宅の建設につきましても、先ほど述べました、仮設住宅等入居者の意向調査や動向を踏まえるとともに、久崎住宅の建て替え、また河川の大規模改修に伴う建替え等も考え、予定されて、しなきゃいけないということになっておりますので、それぞれ考慮に入れながら、被災された方の住宅について、安心して、また生活をしていただけるように、検討をして参りたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、砂防ダムの建設を必要とするかということでございますが、この件につきましては、敏森議員からのご質問にもお答えさせていただきましたが、県との協議を早速に進め、緊急土砂災害の防止対策の手立てが必要であるとのことで、県事業の内、砂防では継続事業としての通常砂防6箇所が、概ね、予定どおり事業進捗をしております。新規に、この災害を受けて、既に事業着手され、平成22年度中に完成の災害緊急砂防事業が2箇所、また、平成22年度事業着手で、その後、概ね3年間での完成を目指す激甚災害特別砂防事業が9箇所を予定していただいております。

また、急傾斜地崩壊対策事業では、通常事業3箇所に加えて、災害を受け、今後5戸以上の被害を及ぼすおそれのある箇所の急傾斜地崩壊対策事業が、既に事業着手をされておりまして、平成23年度中の完成予定でございます。

一方、町事業としては、県・国の支援をいただいて、急傾斜地崩壊対策事業のミニ版のかけ地対策事業を実施することといたしまして、現在まあ、9箇所を22年度の早期に完成に、早期に、22年度中に完成させる予定で、今、計画を進めているところでございます。

次に、この災害の検証はできたのかというお尋ねでございます。

今回の災害における、町の災害対策本部の体制や災害情報の伝達や避難の実施。また、災害救援ボランティアなど、町が行った、この災害での、災害対応につきまして、現在、検証委員会において検証を行っていただいております。

検証委員会は、1月26日に、第1回委員会を開催して、検証項目やワーキング部会の分担、現地調査と被災された方から当時の状況をお聞きするなど、今後のスケジュールなどと、今後のスケジュールなどについて協議を行っていただきました。

スケジュールについては、当初3月末を目途に、検証していただく予定でありましたが、検証項目も多く、地域の状況や意見も踏まえて丁寧に検証を行う必要があり、そのため、3月末にこだわらず検証を行っていくということの意見をいただいております。

第2回検証委員会は2月19日に開催をしていただき、現地調査を行うとともに、委員から被災者の方に、当時の状況を直接聞いていただいております。

また、ワーキングでの検証・調査事項についての報告もいただきました。

第1回委員会で開催時、委員長からも、事実在即し、客観的な検証を行う。亡くなられた方を含め多くの被害が出たという事実を踏まえる。安全・安心の佐用町の実現のため、建設的な検証を行う。県と町の検証協力など協働的に進める。弱点の反省からスタートをし、問題点を明らかにして、今後の防災対策の強化につなげるなど、委員会としての基本的な姿勢とともに、亡くなられた方々への犠牲に報いるためにも、しっかり検証するというふうに、検証委員会の目的、また検証のあり方、今後の取り組みを思い、考え方を述べていただいております。

詳細な検証は、当然、これから、今行っていただいております。また、行政の対応についての提言も、まだもう少し先になる見込みでございます。しかし、役場の防災体制、また、災害対策本部などの組織、本庁職員、また支所の職員配備、参集連絡体制など、新年度から、直ぐに、当然、取り組むべきことにつきましては、現在、町でも、内部的にも、検討を進めておりますが、検証委員会からの提言も3月中に、中間報告としていただける

予定にもなっております。

次に、災害復旧の受益者負担ということについてでございますが、矢内議員からのご質問にも、お答えさせていただきましたが、農業災害に関する町単独災害復旧補助事業の補助率引き上げについては、今災害の被害の甚大さ、各農家の被災箇所が複数にわたっているため負担が多額になること、地域によっては、復旧に時間を要し、農業収益が減少することなどを考慮して、今災害に限り、現行の 85 パーセント補助を、国庫補助事業の採択要件に合致するものについては 95 パーセントの補助を、他の農業災害については 90 パーセント補助とするように、決定をさせていただいております。

地域の被災状況により、農地の流出や多量の土砂流入、用水路の崩壊、井堰の流出、獣害防止柵や獣害被害の増大等、関係者の高齢化と共に、今後の維持管理に不安を抱かれ、この際に離農するという農家が出てくることも考えられるために、国の補助災害にならなかった災害箇所の補助率も見直しをさせていただきました。また、公共災害の受益者負担は、基本的には、当然ありませんけれども、町単独の 3 級道路の災害復旧事業については、10 パーセントの負担をお願いをしております。ご理解賜りますように、お願いを申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、11 番、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あ、私ね、検証委員会が、検証していただくのは、非常にありがたいし、まあ、そうではなんでしょう。

で、私、さっき、こう一般質問の中でさせてもらったように、検証委員会ですということも大切であります。8 月 9 日に災害があって、本来、一番、台風シーズンは 9 月 10 月だったんですね。一番恐いのは、この 9 月、10 月なんです。それで、その時に、実際問題、堤防が崩れたままであり、山肌は見えただけであり、崖は崩れたまま、家もつぶれかけている。まあ、私の家ですけどね。そういう状態の時に、これ雨が降ることは仕方がないとしても、行政として、的確に何ができ、何ができないのかということ、把握できていたかどうかということ、問うてみるわけなんです。

だから、災害検討委員会は、してもらうのは結構なんですけども、たまたま、去年の 10 月まで来なかったでよかった。9 月、10 月なかった。8 月 9 日にあった以降。でも、本来だったら、そこに来るはずだったんです。普通は、通常はですよ。だいたい、台風、大きい、大なり小なりが来るのは、その時期なんです。その時期に向けてね、佐用町で、これできて、これができなんなんだ。という検証をしっかりとできていたかどうか。なぜしなかったのか。

それで、ちょっと 12 月に、さっき言うたように、何がびっくりしたって言うたって、災害対策本部を 1 階に浸かって、町長が、水が入ることが当たり前ですって、ありますよという答弁、本来だったら、3 階でするんですから、あるはずがないんですよ。災害対策本部に水が入るなんてことは。で、何で、災害、あそこ 3 階に作ったかと言うと、多分、そういう水が入る恐れがあるからつくったんだろう。にも係わらず、そういうふうな答弁がするということは、全く、この地域防災計画見ていなかったんだな。という気がする。まあ、それ以外でも、答弁できなんでしょう。うん。

で、僕、何が言いたいかというと、今度の 22 年度の、この一般会計の予算の中に、地域防災計画に関する予算が挙がってますね。課長、挙がってるね。ちょっと答えてもらおうか

な。

あの、坪内課長が見ようみたいやから。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 防災計画の見直しの費用、挙っております。

〔山本君「挙っておるね。それで」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、11 番、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ああ、ごめんごめん。はいはい。

あの、見直ししてもしゃあないという気がしたわけです。何で、見直ししてもしゃあないか。ということは、この。

あっ、ほな、ちょっと先聞こ。防災計画で、今現在、見直ししたいということは、何が不備だったかというのは分かっておるわけ。それ、ちょっと伺いたい。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 計画の内容につきましては、プロジェクト、職員間で組みまして、それによって、点検を行っていきます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、11 番、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） いや、そうではなくしてね、何が悪かったかというのが、自分らで、もう段取りできて、分かって、それで、この地域防災計画では不備だという中で、次へ進むんだらうかなと思うわけや。僕は。

ところが、実際、地域防災計画を、元々把握していなかったんだったら、見直す必要もくそも、何ぼ見直しても、把握してないんだもん。把握もしていないような防災計画見直して、見直す費用掛けたって、それ無駄金だって、僕は思う。そうでしょ。

さっきも言うたように、地域防災計画、雨の時は、3 階へつくとなっておる。一番、基本のそこさえ分かっていないようなもんがやで、新たに、それが不備であるがごとくに、その地域防災計画が不備があったために、災害が拡大したというふうに、僕らからしたら取れるけど、実際問題、地域防災計画が不備であったかどうかではなくして、地域防災計画を、理解していなかったということが、一番問題なんや。僕は思うんや。だって、知らなんだやろ。

例えば、災害対策本部立ち上げたら、住民に知らせなあかん。一番に知らせるように、一番目に書いておるんです。それも知らせてないわけや。ねっ、知らせてないわね。そういう、当たり前のことが、当たり前のようにできないのに、地域防災計画で、こういかに

も不備があったんだみたいな形で、手直ししてお金掛けても、それは全く意味がない。

そうじゃなくして、今の地域防災計画でも、あのとおり、例えばね、1号水防指令、1号、2号が出たで、2号が出た時に、住民の40パーか50パーか思うたんやけど、40パー言いよったな。40パーセントを招集するようになっておったとか、そういうことを、きっちり行えておけば、問題はなかった。ねっ。ということ、ほんまは、あんまり、こないなこと言わんと思つたんや。僕は、次に、行きたいなと思うとつたんや。やで、次に、行きたい。復旧や復興を、田んぼをどうするんやとかね、そういう、そのね、砂防ダムやとか、そういう部分に、今日は、行こうかなと思うとて、もうちょっと、きちっとした反省とか、そういう部分が出るんかなと思うておったけども、実際、そうじゃなくして、まだ、その、何言うんか、そういう地域防災計画が不備があるが如くなような感覚で、物を捉えておったんでは、ほんまに、3回目の災害が起こる。

さっきも言うたようにね、9月、10月、台風来なんだんで良かったんや。あれ、山田理事、思いません。あれ、9月、10月にね、台風来ておったら、あの佐用町の、この状態で、佐用町自体が、災害対策、地域防災計画を理解していないような状態でね、もし、何か来たら、通常どおり来るような、9月、10月に来たら、もっと大変なことになると思いますけどね。ちょっと。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） 私は、議員の思いと、少し違うのかも分かりませんが、台風18号が、確か、10月でしたか、来たかと思います。で、その時に、私も加わりまして、災害対応ということで、事前の準備等させていただきました。そういった面では、確かに、その台風9号の際と、18号の際、また、接近して来るといふ情報も違いましたし、時間も違ったという中での対応ではありましたが、18号については、かなり事前から対応して、やっていけたのかなというふうに、自分では思っております。

それから、地域防災計画の見直しに関してですけれども、これは、不備があるというふうに理解して、見直すのではなくて、今後の佐用町の防災体制を強化していく、あるいは充実していく、そういった意味での見直しをしていくということでございますので、決して、今の計画に不備があるから、見直そうというものではございませんので、申し上げます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、11番、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） ということは、この前の台風18号の際には、テキパキに行動できた。防災計画に則った、あれ、行動ができたというふうに受け取っていいんですね。

で、ということは、僕が言うたように、僕、一番問題なのはね、何が問題か言うて、2回起こらないということなんです。復旧、復興も即大切やし、もうそれに取り組まなあかんけど、やっぱり、同じような過ちが、2回、3回起こらないということが、一番なんで、この前のように18名死んで、今なお2名不明というふうなことがね、あったわけ。そのためには、行政としては、もう今回、きっちりやるんやと。できるんやと。そういう思いが、町民に伝わらないと、僕、今現在その、後援会活動の中で、ちょっと、いろいろうろ

うるする中で、町民の人が、もの凄く、やっぱり不安持っておるわけ。ねっ、それで、ここへ家建てたい。建てたいけど、恐ろしくて建てれない。そして、言うたことは、町なんか、いっこも当てにならへんがい。肝心なこと、ひとつも言わへんし、ひとつも当てにならへん言いよう。まあ、久崎の方で、散々言われた。これ、地区名出してええかどうか分からんけども。で、まあ、それ言われた時、そうやな思うたわ。そりゃ、そうじゃわなっ。

だけど、そうではないんやということを、町民に、きちっとした、ねっ、そういう、町民との、信頼関係が、ほんまに構築できないと、町民は、不安やなという部分があるから、そこらへんを、僕が、きちりしていけないと、家建ててくださいよって、更地いっぱいできて良かったんじゃないくて、更地にもういっぺん建ててくださいよ言いながらも、よう建てない。ねっ。

この前も言いよったけども、寝ておったら、畳浮いたんやという話。この前、周りの人らも言いよったわ。結構。

そういうことではあかんから、私は、本当の意味で、その地域防災計画って何なんやと。町民に、それができて、町民との信頼関係を結ぶもんでなけりゃいかんし、もうそれさしたらいいだというような、ことでは、何もならないということを、私は、ちょっと、こう、いろいろ話させてもらう中で、たくさん聞いたから。

だから、二度と、そういうことは、もう起こらないと。きちりやってもらえるというようなことだけは、断言してもらえるのかなと、町長、思うんですけども、大丈夫ですよ。ね。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、当然、これだけの災害が出て、もう実際に被害が、大きな被害が出た。この事実ということは、もう厳粛に受け止めてね、非常に大きな反省の下に、当然、今、理事お話ししましたように、防災計画の充実ということ。これは欠陥があったんじゃないくて、当然その、8月9日の対応についての、いろんな点で、問題点、油断があり、また、それが十分できなかったということ。それは、この18号の時についてはですね、十分、その反省点の中から、職員においても、そういう体制づくりについては、きちっと、対応をしてきましたし、ただまあ、18号の時には、事前にですね、大きな台風ということで、情報が非常に、刻々と入って来ました。

まあ、9号の時には、台風9号と言いますけれども、私達は、本当に、私自身は、まあ、台風という感覚はなかった。その時に、急激に雨の、ああいう雨雲が出てという、そういうような状況と、かなり状況的には、違いましたけれども、今後、全ての、いろんな対策、今、山本議員のご質問の中でも言われておりましたように、台風だけではない。地震もありますし、また、突発的な、ああした竜巻のような被害も出るような、そういう自然災害が、非常に今、頻発している時です。この、防災体制の計画、そのものの、強化とか充実ということは、当然、今後必要ですし、また、それを受けて、きちっと、それを実施して、被害を最小限に食い止める活動ができる、行動ができる、その体制、それは、質問にもいただきましたように、訓練も必要ですし、一人ひとり、今後、勉強も必要でありますし、その前提には、8月9日の災害の大きな反省というものを、常にもって、かからなければいけないと。そういうことは、十分胸に刻みながら、今後、対応していこうということに、決意をしているところでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、11番、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） はい、分かりました。今後ね、そういうことがないようにだけ、してもらわなあかと、まあ、もう言わんとこかな思うたけど、一言だけ、この前のあれは、9号は、確かに、台風という認識、僕らもなかったけども、ずっと雨が降っておって、警報もずっと出ておったんだから、はっきり言うて、テレビに、警報もずっと映っておって、前から言うように、それで、僕は、買い物に行ったし、役場に來たし、それで町長とも会うとんだから、いきなりドンではない。それは言える。

だから、いつも、そう言うから、ああ、何なんだ、また言い訳ばかりしたと。僕として、感じてまうんで、あの時に、明らかに、もう警報がずっと出ておったし、ずっと前日からショボショボ雨も降っておったし、だから、いきなりの雨ではない。これは、町民の多くの人、テレビ見ておって、テレビじゃのうて、パソコン見て、アメダス見ておって、真っ赤かだったでっていうの、僕、よう聞いているから。もうずっと止まっておったんや。もう佐用の上で止まっておったでっていうのを、何人かに、僕聞いているし、皆も見てる。で、その人らは、対処は早かったと。

だから、いきなり來たというようなことを、行政のトップの町長が言われたの、あれ、行政のトップは、そないなこと、把握してなかったのかと。そうではないはずだと。だから、消防長も來たんだらうと思うし。ねっ、消防長。まあ、いきなり振ったら、消防長も辛いけど。

だから、まあまあ、この点、いつまで経っても、そんなこと言うておってもあかんけども、だけど、本当に反省するところは反省してしないと、いつまで経っても前行かないし、そんな答弁をするようだったら、町民としては、まだまだなんだなという話になってしまうから、そうではないだらうということに、きっちり言ってもらわないかんかなと思ったります。

そして、ほな、何かな、ちょっと、住宅について、ちょっと伺います。んで、今、聞きますと、住宅の方では、まあ、11月の段階では、4世帯、12世帯、全部で16世帯が、まあ、住宅の方の要望があるようなことを、ちょっと話ありました。

で、實際問題、中上月という所における住宅、久崎における住宅、ほんまは、それだけを、僕は、目的として言うたのではなくして、中上月というのは、よくご存知のように、この、ほとんど、皆、浸かってしまった。久崎でもそうです。で、屋根に上がって助けた。あっこの自治会長も、あそこの屋根へ、岡本君なんかこう、手で引っ張り上げて助けたというふうなことを言うて、そういう地域であるのに、もう一度、そこへ建てるということの不安と。

で、私は、それであるなら、あの地域全部が浸水しているということを考えれば、そこに、大下議員は、グラウンドを上げて、車を逃げる所と言うたけど、僕は、そうではなくして、まあ、それもいいんだけど、人間が避難できる場所を作ってもらいたいんや。思うんです。単純に、家、その住宅をつくるだけじゃなくして、そこをある程度、敷地を上げることによって、人間が、あの近辺全部の人が、實際問題、中上月住宅の人が死んでるし、ひとつ間違えりゃという人、たくさんおったんだから、それ、住宅だけじゃなくして、あの近辺全部の人が、避難できるような場所と、住宅の建設。

そして、ちょっと言いにくいんか、どうなんかも分からんけど、県の人、中上月の、行った中で、県は、お金あります言うて答弁して帰ったという話を聞いているんだから。

これ、前も言うたわね。と言うてましたよ。

ということは、後は、町長次第ですというようなことを言われてました。だったら、ちょっと頑張ってもらって、そういうふうな、避難できるような場所をつくりながらの住宅復興、これは、中上月だけちゃいませ。言うたように久崎もそう。そういう周りも一緒に避難できるような場所、あの久崎の在家なんか、避難せい言うて小学校まで、大変だって、車で逃げよって、その車が流されて、元に戻って大変なんで、また、歩いて行っていう人、結構、おるんですね。車で流されて、もうちょっとで危なかったわ言うて。それを考えたら、そこにも避難場所。まあ、はっきり言うて、僕の住んでおる場所にも、これ一番後で、言いようけど、ほんまは、ここが一番かも分かんけども、そこらへんも踏まえた中で、避難場所としての住宅という、建設というのも考えてみられる必要があると思うけど、どないですかね。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、今、質問の中で、県の方、県がお金がありますいう、そのことで、どういうことでのお金なのかね、何も、私は、そういうことは聞いたことはないんですけども、住宅、今、特にまあ、そういう被災された方の住宅と同時に、今言われる、その現在、元々ある町営住宅の、これ、建替えもありますし、それから今回の被災を受けた中で、周辺の地域、その地域の、まあ、その避難場所、そういうことも、いろんなことをね、総合的に考えてという話だと思います。

特に、中上月の住宅についてはですね、以前から、旧町時代から、あそこは古い住宅ということで、建替え計画がある中で、建替えが遅れていたということ。それで、前の時の水害にも遭って、今回も水害に遭っているということでした。

で、場所的にもですね、あそこは、非常に低い、低地の所に建っておりますのでね、ただ、住宅を、ほなら土地を上げて、その住宅だけを、その安全な所にとすると、周辺の土地、住家に対して、余計被害が大きくなるという可能性もありまして、中々、住宅のことだけを考えて計画をするということは、ひとつ、それも問題があるかと思います。

それと、その中上月の住宅が、場所的にね、もうあそこで、じゃあ逆にいいのか。町全体の、今後、住宅そのものについては、町営住宅の数、需要ですね、を見極めて考えなきゃいけないというところもございます。

で、後、久崎の方の住宅については、現在、まだ最終的な河川の大規模改修の計画が、示されておりませんけれども、今、いろいろと協議していただいている中では、少なくとも、現在の町営住宅、久崎の住宅は、河川の大規模改修の用地としてですね、立退きをしていくという方向にあります。そういう中で、今後、じゃあその住宅をどこに建てるか。その時に、当然、これからの住宅ですのでね、平屋建てではなくって、ＲＣコンクリートの、しっかりとした建物にしていかなきゃならない。しかもその、２階建てにするのか、３階建てにするのか、そういうことの中で、それが、避難できる施設にもなるということも、これもまた、地域の、住宅だけじゃなくてね、地域の、その地域の避難場所にもなるということも考えなきゃいけないというふうに思っております。

まあ、中上月に、例えば、そのまま、今、戸数は非常に、空き家政策で、あそこは、撤去することになってましたので、今、入居者も非常に少ないんですけども、今回、とりあえず、災害復旧については、１箇所、１棟にまとめてですね、そこに移転していただいて、残った、残りの所は、もう復旧せずに、今度、取り壊すということで、考えておりまして、

まあ、後、じゃあ、その後、住宅を、どこにどうするか、どういう建て替えをするかは、今、お話のようなこともね、地域のことも考えてということは、当然、私も考えて、思っております。

ただ、避難したり、場所という所については、例えば、下上月であればね、お寺の方は、非常に高い所がありますしね、それぞれ、地域においては、そういう場所というのは、あります。そういう所がね、手近な所で、近い所が避難場所として、考えることも、これも必要かと思えますし、まあ、住宅の戸数等については、今、仮設住宅に入っておられる方が、どういうふうに、今後、住宅、生活を考えていただくのか、どうしても、そういう公営住宅等が必要である方が、何人ぐらいいらっしゃるか。そういう中から、できるだけ、支援をできるように考えていくことが、まずは、肝要かというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、11番、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） まあ、久崎の方は、その大規模改修の中で、あれするということで、中上月の方は、取り壊しの方が、予算書に工事費として挙がってましたね。それは、もう見せてもろたん。ああ、取り壊すんだと。取り壊しはあるけど、つくるということはないんだなということを、見せてもろたんですけれども。

先ほども言うたように、本当にこの、他の方も、あの近辺の方も、避難できるような、その避難所として、そういう中上月住宅も含めた建て替えというのを考えることが、私は、非常にこう、周りの人も喜ぶんじゃないかと。あの近くの方は、もうはっきり言うて、どうしたらええか分からないということですからね。寄延川から、ずっと上までね。どっこも一面、海ですから、この前だって、本当に、2メートルぐらい、どっこも来ているわけですから、だから、逃げる所が、どっこもないわけですね。

町長が、多分、これ、渋い顔されとうけど、理解されると思うんだから、だからもう、あそこは一画上げたとして、そこへ住宅建てて、避難場所としてのような公民館を設置したとしたって、多分、あの近辺、周辺の方は、皆、そこへ、いざという時に逃げろよと言えば、皆、了承してもらえると、僕は、思うんだけど。

例えば、車逃がすための、回避するためだけに上げるで言うたら、そりゃ、皆、怒るけど、皆の生命の危険感じておるんやから、そこへ逃げなさいよという避難場所としてつくってあげれば、僕は、非常にいいんじゃないかなと思うんだけど、どうかなという点、もう1回だけお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵道典章君） まずは、まず前提となる住宅をね、どういうふうに今後、考えてつくっていくか。そこで、住宅をつくとすれば、そういうことも含めて。じゃあ、それを、住宅を、そこには、もう、場所をね、変えて、戸数から見ても、今、上月の方の住宅も、たくさん建ちましたし、今度、久崎の方にね、もう少し、その被災者の方の住宅を含めて、増やしていくということになれば、中上月の方が、最終的に住宅としてはですね、一応、そこ撤去するということになれば、今度は、その避難することについては、どうするか。それは、その、あそこは、山すそのところもありますから、もう少し、その裾の方に、その

避難する場所を考えると、下上月であれば、お寺の方を避難する場所に考えるとかね、そういうことも、また、考えていかなきゃいけない。次々と考えていかなきゃいけないと思うんですけども、まずは、その住宅をどうするかということから、スタートしたいと思っています。

〔山本君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、11 番、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 住宅の方はね、本当に、この前、話した中にしても、その人達、もう家つぶれてもて、つくりたいけど、借金ようさん抱えとって、とにかく家つくりたいけど、つくれんから、住宅早くつくってくれと。よう早目に考えてって言われたんで、まあ、何とか、相談してみますというような形で、帰っているんですけども、やっぱり、そう言われる方、若い人、そこなんかは、子どもが、まだ小学生の子が3人かな。というような家庭でしたけども、ありましたんで、だから、早速、じゃあ、小学校の子がおるから、久崎へ行きましようという具合にはいかない家庭だったと思うんです。

それはいいにしても、まあ、そういう段階で、ちょっとまあ、住宅というのを考えてもらってね、で、下上月の場合、お寺を避難場所、あっこ指定はされてないね。まだ。してないね。してもらえるんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、今後、それぞれの地域・地域でね、やっぱり一番、まずは、長期的に避難する場所じゃなくって、まず避難して、逃げる所、そういう所については、一番、どこがいいのかということを含め、地域の中で、やっぱり、皆さんが、一緒に考えて、その防災計画を作っていかなきゃいけないと。地域の、地域防災計画を、それぞれの所で作っていく中で、下上月であれば、私は、あそこへ行って、お寺なんかかね、一番こう、皆さんが集まりやすい所かなというふうには見えているわけですけども。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、11 番、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） はい、分かりました。ほな、お寺だったら、そういうことでね、うちの自治会長と、まあ、そんな話一切してませんけども、また、話させてもらって、そういうふうな対応してもらえるとということで、話しておきます。

それと、もう1個、砂防ダムの件なんですけども、ええっと、どこだったっけ、砂防ダム、県の方が6で、新規が22年までで、2箇所、22年から23年までが9箇所、急傾斜の3箇所というのは、これは、どここのことなのか分からないけども、この前、中上月の人が、寄延川の奥に砂防ダムつくってくれんかと言われたんですよ。というのは、河川改修いくらしても、あの寄延川が、この、上向いておるんですよ。最終的に、で、

水が出ないんですよ。それで、見たら、土砂がというのは、3分の2詰まってしまうんやね。結局、水が出えへんから、止まってまう。そうすると、全部溢れてしまうから、あの近辺の家の人、ここやったら、職員の大上君とこの家なんかが、もう無茶苦茶になってると。それ、明らかに、もう水が出ないから。で、その川が詰まってしまうと。

で、ここに県の人間が来て、説明聞いた時に、このまま、寄延川が何とかならんのかと聞いた時、今のところ、そこは計画ない。計画入ってないというふうなと言われておったんで、それでは、やっぱり、あの人達、あの近辺も、うちも含めてだけれども、大変なことになるんで、あの人達、あの人達じゃのうて、あの近辺の方が、よく、あの奥に砂防ダムつくってくれんかと。そうすることによって、土砂が流れなくなったら、今みたいに、何言うかな、もう浅くなってしまってる。3分の2埋まってしまうようだったら、溜まらないんで、何とか、砂防ダムの建設をお願いしたいというふうな要望されておったんで、その点について、その計画の中にそこが入っておるかどうかな。ないんだったら、どのように考えてもらえるかというの、ちょっと伺います。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） ええっと、その件につきましてはですね、先週だったと思いますけれども、中上月の自治会長さんからお電話いただきまして、県としてもね、どういう潜在的な候補地があるかというのは、私どもと一緒に、町長以下も、常日頃から心配されておりますんで、直ぐに、担当課長、土木のね、お電話させてもらって、現地もとりあえず見ていただいております。

まだ、正式には要望は、まだ上がって来てないと思うんですけども、何か、総会の時に、決をとるんじゃないかなというふうなことをおっしゃってました。

とりあえずですね、要望書を、まず出していただくというのが、まず最初。それが、エントリーしていただくというのが、出発点ですから、そこから始めたいと思うんですけども、あそこは、目高の集落がありますよね。

〔山本君「あります」と呼ぶ〕

建設課長（野村正明君） それと、町道が、かなり高い所にあるというようなことで、そこらあたりが、どう整合性を取るかというのがね、かなり難しい問題ではあるなと。まあ、一度見た段階での、課長の見解でした。だから、まず要望書を出していただいて、他との比較ですね、やはり土木も、いくらでもお金があるわけじゃありませんので、やっぱりやるからには、地元の調整ができて、より効果的な所が優先的になると思いますんで、まだ、海のものと山のものとも、今のところは、まだ、なってません。要望書を出されるという段階です。今は。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 11番、山本幹雄君。

建設課長（野村正明君） 事前に、県に見ていただいたということです。要望出る前にね。

11 番(山本幹雄君) まああの、中々、場所的に難しい場所ではあるかも分かんけども、そういうふうな、皆さんの思いというのは、実際あるし、私も、あそこ浸かって、まあ、私、側ですからね、浸かっている状態見て、もうはっきり言って、これ何とかしてあげないと、そこが全部、この結局、中上月住宅浸かっているのも、それも影響もあるというふうに思うんで、そういったもの、要望が出てきた時には、もう早い段階で、対処してもらいたいなと思います。

いろいろ、ようさん質問しようかなと思ってましたけども、まあ、そこらへんの要望だけしまして、今日は、質問終わります。

はい、すいません。ほなひとつ、よろしくお願いいたします。

議長(山田弘治君) 山本幹雄君の発言は、終わりました。

お諮りをいたします。後 7 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は、終了いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は、終了いたします。

次の本会議は、明 3 月 4 日午前 9 時 30 分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦勞様でした。

午後 0 4 時 3 7 分 散会